

フランス会社法 (7)

—第 153 条～第 177 条—

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理	中村真澄	福井 守
奥島孝康	井上治行	荒木正孝

第 4 節 株 主 総 会

SECTION IV

ASSEMBLEES D'ACTIONNAIRES

〔前 註〕

1. **株主総会の地位と現実** 株主総会は、取締役または監事会構成員の選任および解任の権限を有し、会社の定款変更・解散・合併・計算書類の承認・利益分配の決定、その他会社の組織および財産などに関する重要な事項について、会社の意思を決定する資本民主主義の機関として、会社の最高機関 (*organe suprême*) たる地位を有している。このように株主総会の制度は、本来、政治上の民主主義の影響のもとに成立したものであって、そこには、すべての株主が出席して、自由な討議と表決によって、会社の重要事項につき、その最高意思を決定するものであることは疑いをいれない。

しかし、株主総会の現実には、この法の理想からすこぶる遠いものであって、法と現実との乖離は明白である。すなわち、株主総会の民主制は、株主不在の実態と白紙委任状の慣行とが結びつき、寡頭支配体制 (*système oligarchique*) によって破壊されているのが現状であり (*Hamiaut, II. p. 121*)、また会社運営に対する株主の無関心は、株主を会社の最高権限を行使する社員とみなす伝統的な概念に対する批判を招来している (*Ripert par Roblot, p. 609*)。

2. **改正の基本方針と主要な改正点** しかしながら、現実はいかにあれ、株式会社が株主の出資を基礎とする営利団体であり、その経営の結果が株主の利害に影響するものであるかぎり、株主総会の存在を否定することは適当でなく、株主を経営と結びつける通路は必要であって、その意味における株主総会の存在意義は

株 主 総 会

失われていない。

かかる観点から、株主総会の形式化ということが一般的に指摘されているにもかかわらず、1966年7月24日の改正法は、株主総会に関する制度を根本的にくつ返すことなく、むしろ、株主総会の適正な機能の発揮を期待し、従前の欠陥を改善していく方向にその基本方針を示している。

かかる方針のもとに実現された改正の中で、もっとも顕著なのは、株主を会社運営 (*la vie de la société*) により積極的に参加させることを目的とするいくつかの措置である。たとえば、資本の5パーセント以上に当る株主に対して、取締役候補者の推せん以外についての議案に議事日程の記載請求権を与えたこと（法160条）。他の国の立法に比べてその遅れが指摘されていた株主の情報 (*information*) について、従前の閲覧権だけでなく、会社の情報に関する各種の報知請求権を新設したこと、とくに、総会開催前において、総会に提出されるべき書類の調査権（法168条）、および会社側が送付する委任状の添付書類について詳細な規制を加えたこと（法162条）が目される。

しかし、右と同一の目的から、Pleven 委員会によって提案された書面投票 (*le vote par correspondance*) 方式の導入は実現されなかった。その反対理由としては、この方式が EEC 諸国においては採用されていないこと、投票の正規性 (*la régularité des scrutins*) の監督が困難であること、書面投票はイエスかノーかの答のみを可能にし、取締役会の提出した議案に対する変更の可能性をなくさせること、などがあげられている (Hamiaut, II. pp. 122 et 123)。

以上のほか、旧法の規定が改正され、あるいは明確化された点としては、

(1) 特別総会、通常総会および種類株主総会の間に、その権限、定足数および決議要件について、きわめて明確なる区別が設けられたこと（法153条ないし157条）。

(2) 総会における株主代理の条件、ことにその代理人たるべき者の資格が明記されたこと（法161条）。

(3) 従来不明確であり、学説の対立があった株式の用益権者と虚有権者との議決権の帰属について明確化されたこと（法163条）。

- (4) 総会の審議 (déliberations) に関する規制をより詳細にしたこと。
- (5) 総会議事録の作成と備置について厳格な規制を加えたこと (法 170 条, 令 149 条)。
- (6) 2 倍議決権を設ける可能性の制限 (法 175 条, 176 条)。
- (7) 総会開催に関する規定違反に課される刑事制裁の増加, などを指摘することができる (Gide, I. pp. 297 et 298)。

なお, 株主総会に関する規定はその殆どすべてが強行性を有し, 定款の作成者に対してわずかな自発性しか許していない。これは株式会社の制度性 (caractère institutionnelle) のもっとも顕著な表示の一つである (Vuillemet et Hureau, p. 441)。

3. 創立性総会・混合総会 株主総会は, 本節において明規されている特別総会, 通常総会および種類株主総会のほかに, 創立性総会 (les assemblées à caractère constitutif) および混合総会 (les assemblées mixtes) が問題となる。

創立性総会は, 現物出資による資本増加の場合およびそのさいに特別利益が約定された場合に, 現物出資の評価および特別利益の付与の審議を目的として開かれる総会であって, 特別総会の形式をとるが, ただ, 議決権については創立総会に関する法第 82 条の規定がこの総会に適用されるため, とくに創立性総会と呼ばれるものである (法 193 条, 82 条参照)。

混合総会は, 通常総会に属する決議と特別総会に属する決議とが同一の総会において行なわれる場合の総会を意味する。混合総会の本質的な利益は, 相連続する 2 種の総会の開催を 1 つの総会にまとめることができ, かつ 2 通の出席簿の作成を回避せしめることである。かかる利益にもとづき, 旧法において混合総会に関する明文の規定がないにもかかわらず, 実際の慣行として多く利用され, 判例もこの慣習に反対の態度を示していなかった。新法の下でも, なおこれに関する規定は設けられていないが, 混合総会の開催をとくに禁止すべき法的根拠も存在しないので, 旧制度の下におけると同様に, この開催は可能なものと解されている。

ただし, 混合総会の開催については, 次の条件の存在に注意しなければならない。すなわち, 第 1 に, 総会への出席権が通常総会において制限されていないこと,

株主総会

第2に、定款が議決権数の制限条項を含んでいるときは、この制限は2種の総会について一律であることである。この条件を充足するかぎりにおいてのみ、通常総会と特別総会の権限に属する議案を審議・決定するための混合総会を開催することができる (Gide, I. pp. 391-393)。

法第153条〔特別総会〕

①特別総会にかぎり、定款のすべての規定を変更することができる。これに反する条項は、すべて記載のないものとみなされる。ただし、特別総会は、適法に行なわれた株式併合の場合を除き、株主の義務を増大することはできない。

②特別総会は、出席した株主またはその代理人が、第1回の招集にもとづくときは議決権のある株式の2分の1以上を、第2回の招集にもとづくときはその4分の1以上を有するときにかぎり、有効に決議することができる。第2回の招集に必要な定足数を欠くときは、第2回総会は、その招集の日から2ヵ月以内の日にこれを延期することができる。

③特別総会は、表示された議決権の3分の2の多数をもって決する。票決に付される場合には、白票は有効投票として算入しない。

Loi Art. 153.—L'assemblée générale extraordinaire est seule habilitée à modifier les statuts dans toutes leurs dispositions ; toute clause contraire est réputée non écrite. Elle ne peut, toutefois, augmenter les engagements des actionnaires, sous réserve des opérations résultant d'un regroupement d'actions régulièrement effectué.

Elle ne délibère valablement que si les actionnaires présents ou représentés possèdent au moins, sur première convocation, la moitié et, sur deuxième convocation, le quart des actions ayant le

droit de vote. A défaut de ce dernier quorum, la deuxième assemblée peut être prorogée à une date postérieure de deux mois au plus à celle à laquelle elle avait été convoquée.

Elle statue à la majorité des deux tiers des voix exprimées ; dans le cas où il est procédé à un scrutin, il n'est pas tenu compte des bulletins blancs.

令第95条〔旧型の会社における定款変更申告書の署名〕

定款変更の場合に、会社法第6条第1項にもとづいて作成される申告書には、取締役の署名、副社長がおかれているときは、その署名がなされなければならない。

Déc. Art. 95.—La déclaration établie en application de l'article 6, alinéa 1^{er}, de la loi sur les sociétés commerciales est signée, en cas de modification des statuts de la société, par les administrateurs et, le cas échéant, par les directeurs généraux.

令第119条〔新型の会社における定款変更申告書の署名〕

定款変更の場合に、会社法第6条第1項にもとづき作成される申告書には、監事会および董事会の構成員の署名がなければならない。

Déc. Art. 119.—La déclaration établie en application de l'article 6, alinéa 1^{er}, de la loi sur les sociétés commerciales est signée, en cas de modification des statuts de la société, par les membres du conseil de surveillance et par les membres du directoire.

〔解 説〕

1. 特別総会の権限 旧会社法におけると同様に、特別総会は本質的に定款の変更を目的とする総会であり、定款の変更は特別総会の専属権限に属する。かくて、特別総会の権限は非常に広汎であり、たとえば、会社目的の変更(目的の拡張

株主総会

または制限), 資本の増減, 利益分配方法の変更, 会社の存続期間の延長, 解散・合併, 会社の管理または指揮に関する定款規定の変更など, 原則として, 定款に定める規定の変更はすべて特別総会の権限とされる。しかも, この特別総会に関する規定は強行規定であって, この規定に反する記載はすべて記載がないものとみなされる。そこから次の4つの効果が生れる。

(1) 取締役会または通常総会は, 本法に特別の定めのある場合を除いて(例えば, 同一または隣接県内における本店の移転(99条, 125条)), 定款を変更する権限を有しない(Paris, 27 novembre 1931, J. Soc. 1932. 149)。

(2) 定款の変更は特別総会の決議をもって行なう。それがたとえ全員一致であっても, 個人的な同意によって, これを回避したり代替したりすることはできない(Amiens, 7 mai 1963, D. 1964 som 46)。

(3) 定款の変更権限は, 本法により厳格に明規されているので, 定款はこの権限を拡張または制限することはできない。たとえば, 定款は株主の義務の増加を決定するために特別総会に権限を与えることも, 会社目的を変更することを特別総会の権限から取り上げることもできない。

(4) 定款変更権限の行使を特別の条件に従わせることはできない。ことに, 特別総会は取締役会または董事会の提案にもとづいてのみ定款を変更することができる旨を定めることはできない。

2. 特別総会の権限に対する制限および例外 以上のように, 特別総会の権限はきわめて広汎であり, 排他性を有するものであるが, これについては次のような制限および例外が存する。

(1) 制限 これは株主の義務を増加する場合と会社の国籍変更の場合の2つであるが, 後者は次条でとくに定められているので, ここでは前者についてのみ説明する。

株主義務の増加の観念について, 本条は, とくに明白にしていないが, 1937年2月9日の破毀院判決(D. P. 1937, 1. 73)は「株主の義務は, 総会のなした処置が会社または第三者に対する株主の責任加重を生ぜしめる場合にかぎり増加する」として, その意味を明らかにしている。たとえば, 特別総会は株主に対し追出資を

求めたり、新株の引受を強制することはできない。同様に、特別総会は合名会社や民事会社への組織変更を決定することはできない。けだし、この場合には、株主はその個人財産をもって会社債務につき直接責任を負わされるからである。ただし、株主の権利を減少する決議は株主義務の増加を構成しない。たとえば、利益配当に関する権利の縮少とか株式の自由譲渡性の制限などは、株主義務の増加とはならないから、特別総会の決議によってこれを行なうことができる (Mercadal et al, p. 534)。

また、本条は適法に行なわれた株式併合から生ずる処置は、株主義務の増加とはみなさないとしている (1項)。株式の併合行為は、多くの場合に、新株と交換すべき旧株の必要数 (またはその最低数の倍数) を有しない株主にとっては、端株を売却または購入する義務を生ぜしめる。改正前の旧制度の下では、かかる行為は株主義務の増加を構成するものと考えられていた (Houpin et Bosvieux, t. II. n° 922 et 1262; Hamel et Lagarde, t. I. n° 697)。ただし、次の2つの場合には事情は異なる。すなわち、(a). 株式の併合が法令の規定にもとづき行なわれたとき。(b). 損失を原因とする資本減少の場合に、この減少が法定最低限に株式の券面額を維持することを条件に株式数の減少によってのみ行なわれるとき。

(a) 新会社法は、まず、株式の併合については、適法に行なわれた株式併合から生ずる処置は株主義務の増加を構成しない旨を明文化している (1項)。ここで「適法に行なわれた株式の併合」とは、1948年10月30日の命令第6条以下により、上場会社に対してその証券を5フラン以上の株式に併合することをみとめている場合、および1948年4月5日の命令によって補完された1964年7月10日法に従い、上場株式の場合と同一の原則にもとづいて、25フラン以下の額面を有する非上場株式は最大限100フランの株式に併合することを認めた場合の2つを意味する (Ripert par Roblot, p. 619)。非上場株式の併合にもとづき端株が生ずる場合には、定款が明示的にかかる権能を定め、かつ株主に対し端株の買入または売却義務を定めているときにかぎり可能と解せられる (1954年6月14日のパリ控訴院判決—G. P. 1954. 2. 270—は、法令の定めにもとづく株式併合のほか、株式の券面額の変更権限を特別総会に与える定款の条項にもとづく株式の併合をみとめている)。

株 主 総 会

(b) 損失を原因とする資本減少に関しては、従来の解決は維持されている。この行為が株式の交換によってのみ行なわれるときは、これに伴う端株に関する処置は必要悪 (mal nécessaire) であり、会社利益 (intérêt social) によって正当化される。したがって、株主はその処置が義務の増加を生ぜしめることを理由に反対できない。この解決は、損失にもとづかない資本減少を含めて、すべての資本減少の場合に適用されうものとする。なぜなら、法第 215 条第 1 項は、単に資本減少が株主の平等を侵害しないことを条件として、すべての資本減少の決定権限を特別総会に与えているのであり、きわめて例外的な場合を除き、株主に端株の買入または譲渡義務を課すことは、株主平等の原則を侵すものではないからである (Roger et Jacques Lefebvre, Les sssemblées générales d' actionnaires, p. 155-156, 以下 Lefebvre と略す)。

なお、特別総会は定款のすべての定めを変更する権限を有することが、本条で明認されているとはいえ、この権限の行使は、それがたとえ部分的または間接的にしろ、株主の固有権 (議決権, 利益配当請求権, 株式の譲渡権, 会社に対する訴訟提起権など) を侵害してはならないことは疑いがない。

(2) 例外 本法は定款の変更に関する特別総会の専属的権限に対して、次の 3 つの例外を定めている。

(a) 同一または隣接県内における本店の移転 本法第 99 条および第 125 条によると、同一または隣接県内における本店の移転は、次回の通常総会による追認を条件として、取締役会または監事会により決定できるとされている。

(b) 資本増加に伴う定款の変更 本法第 180 条第 3 項によると、総会は、取締役会または董事会に対し、1 度または数度にわたる資本増加を行ない、その態様を定め、その実現を確認し、および定款のこれに関連する条項の変更を行なうために必要な権限を授権できるものとする。

(c) 準備金等の資本組入れによる資本増加 資本の増加が準備金, 利益または発行プレミアムの組入により行なわれるときは、通常総会の定足数および多数決の条件によって決定することができる (法 180 条 2 項)。

3. 特別総会の決議 総会の招集, 株主の報知権, 総会の構成, 審議およ

び議決権などに関する規定は、一般的には特別総会にも適用されるが、特別総会の権限の重要性にかんがみて、若干の特別規定がこの総会について定められている。それは、特別総会に提出されるべき報告書と定足数および多数決の条件についてである。

(1) 特別総会に提出されるべき報告書 (a) 取締役会または董事会の報告書
本法は、次の場合に取締役会または董事会に対して、特別総会に報告書を提出すべきことを命じている。すなわち、(i)資本の増加(法180条1項、令154条)。(ii)優先引受権の廃止(法186条1項、令155条)。(iii)転換社債の発行(法195条1項、197条、令170条)。(iv)交換社債の発行(法201条)。(v)受益者持分の買入または株式への転換(1967年6月6日第67—4523号命令第6条)。

以上の場合に、取締役会または董事会の報告書なしに行なわれた特別総会の決議の効力については、優先引受権の廃止を伴う金銭出資による資本増加の場合にのみ(法186条)その無効を明規している。したがって、その他の場合には無効原因とならないものと解せられる。

(b) 会計監査役の報告書 会計監査役は次の場合に特別総会にその報告書を提出しなければならない。すなわち、(i)優先引受権の廃止(法186条、令155条)。(ii)転換社債の発行(法195条、令170条)。(iii)交換社債の発行(法201条、202条)。(iv)資本の減少(法215条、令179条、184条)。(v)会社の組織変更(法237条)。(vi)分割、合併、資産の一部出資(法377条、382条、387条)。(vii)受益者持分の買入または株式への転換。

以上のうち、株主に留保された優先引受権の廃止あるいは転換社債または交換社債の発行に関する特別総会の決議にさいして会計監査役の報告書の提出がないときは、決議は無効となる(法186条1項、198条、208条)。会計監査役の正規の選任なくして、あるいは法令に反して指名または職務に止まる会計監査役の報告書にもとづいてなされた決議も同様である。ただし、これらの決議が正規に選任された会計監査役の報告書にもとづき、総会で明示的に追認されたときはこの限りではない(法222条、497条)。

(c) 出資検査役の報告書 現物出資または特別利益の約定の場合には、社長の請求にもとづき裁判所によって指名された1人または数人の出資検査役は、その責任

株 主 総 会

をもって、現物出資および特別利益の価額を評価した報告書を株主に提出しなければならない(法193条)。この報告書は、特別総会の会日の少なくとも8日前に、本店において株主の閲覧に供しなければならない(令169条2項)。

(2) 特別総会への参加権 すべての株主は特別総会に参加する権利を有する。1株しか有しない株主もこの総会に出席することが許される。これは強行規定であるから(法166条)、特別総会に参加する権利を一定数の株式の保有にかからしめる定款の条項は無効となる(Ripert par Roblot, t. I. 1972, p. 685, Juglart et Ippolito, 1971. p. 522)。

(3) 定足数と多数決の条件 特別総会は通常総会よりも厳格な定足数と多数決の条件をもって決議しなければならない。まず、定足数については、第1回の招集については、議決権を有する株式の2分の1以上、第2回招集については4分の1以上の株式を有する株主が自ら出席または代理されなければならない(2項)。本条は、この定足数を下ることをみとめていないが、ただ、第2回招集において4分の1の定足数がえられないときは、第2回総会は招集された日より最大限2ヵ月以内の後の日まで延期できるものとしている。延期された総会については、4分の1の定足数があらためて要求される。

第2回総会を上記2ヵ月の期間内に開催することができないときは、当該決議は行なうことができないが、しかし後日あらためて第1回招集に関する2分の1以上の定足数をもって、新たに特別総会を招集することができる。実際には、その間に法定の定足数に必要な委任状が集められよう(Vuillermet et Hureau, p. 475)。

つぎに、特別総会は行使された議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。票決を行なう場合には白票は算入されない(3項)。同様に棄権票も算入されない(Mercadal et al, p. 538)。この点は旧法と比較すれば重大な変更があらわれている。たとえば、自ら特別総会に出席または代理された株主が有する議決権の総数が9000あり、そのうち6000議決権のみが行使され、3000議決権が棄権または白票であったとすれば、旧法の下では、特別総会において決議が成立するためには、 $9000 \times \frac{2}{3} = 6000$ 議決権の賛成が必要であり、棄権票や白票の数の如何を問わなかった。これに対して、新法の下では、行使された議決権、すなわち

$6000 \times \frac{2}{3} = 4000$ 議決権の賛成をえれば、決議は有効に成立する。

以上の定足数および多数決の条件に関する本条の規定は強行規定と解されるので、定款をもってしても、この条件の増減は許されない。

4. 特別総会決議の公示 すべての定款の変更は、その変更事項の種類に従って様式の異なる一定の公示を生ぜしめる。一般的には、会社の負担とされる公示方法は次のものである。

- (1) 本店所在地の法定公告掲載紙への掲載（令287条参照）。
- (2) 本店所在地の商事裁判所書記局への寄託（1967年3月23日第67—237号命令58条以下参照）。
- (3) 商業登記簿における変更登記（同令33条1項）。
- (4) 商事公報（B. O. D. A. C）への掲載（同令33条2項）。

法第 154 条〔国籍の変更〕

受入国がその国籍の取得および自己の領土内への本店の移転を許可し、かつ会社にその法人格を維持させる特別の条約をフランスと締結していることを条件として、特別総会は会社の国籍を変更することができる。

Loi Art. 154.—L'assemblée générale extraordinaire peut changer la nationalité de la société, à condition que le pays d'accueil ait conclu avec la France une convention spéciale permettant d'acquérir sa nationalité et de transférer le siège social sur son territoire, et conservant à la société sa personnalité juridique.

〔解説〕

会社の国籍の変更は、外国に本店を移転することから生ずる。かかる場合には、会社はフランス法の適用を受けず、株主の地位に重大な変更を生ずる。したがって、会社の国籍の変更は、株主全員一致の決定によることを原則とする。

株 主 総 会

ただし、本条はその例外を設け、受入国がその国籍の取得および自己の領土内への本店の移転を許可し、かつ会社にその法人格を維持させる特別の条約をフランスと締結しているときは、特別総会の決議にもとづき、会社の国籍を変更することを許している。これは会社の国際的活動を促進するために共同市場を創設したローマ条約（220条）の目的に沿って制定された1959年1月7日オールドナンスを踏襲したものである（Ripert par Roblot, pp. 845-846）。なお、海外県（Guadeloupe, Guyane, Martinique, Réunion）あるいは海外領土（Polynésie française, Comores, Nouvelle-Calédonie, Saint-Pierre et Miquelon, Territoire des Afars et des Issas, Waillis et Futuna, Terres australes et antarctiques）への本店の移転は、会社の国籍変更を生ぜしめない（Mercadal et al, p. 533）。

法第155条〔通常総会〕

①通常総会は、第153条および第154条に定める決議を除き、その他のすべての決議を行なう。

②通常総会は、第1回の招集にもとづく場合には、出席した株主またはその代理人が議決権のある株式の4分の1以上を有するときにかぎり、有効に決議することができる。第2回の招集にもとづくときは、定足数を要しない。

③通常総会は、表示された議決権の過半数をもって決する。票決に付される場合には、白票は有効投票として算入しない。

Loi Art. 155.—L'assemblée générale ordinaire prend toutes les décisions autres que celles visées aux articles 153 et 154.

Elle ne délibère valablement sur première convocation que si les actionnaires présents ou représentés possèdent au moins le quart des actions ayant le droit de vote. Sur deuxième convocation,

aucun quorum n'est requis.

Elle statue à la majorité des voix exprimées; dans le cas où il est procédé à un scrutin, il n'est pas tenu compte des bulletins blancs.

〔解 説〕

1. 権限 通常総会は、特別総会の権限に属しないすべての決議を行なう総会である（1項）。しかし、本条の規定を文字通り解釈してはならない。なぜなら、通常総会には定款の変更以外の「すべての」決議を行なう権限が与えられていないからである。通常総会の権限は、きわめて広汎な固有の権限を有する会社指揮者の権限によって制限されている。事実、取締役会または董事会は、会社の名により、あらゆる状況において活動することができ、その権限は会社目的および「本法が株主総会に明示的に付与した権限」によってのみ制限されるからである（法98条、124条参照）。つまり、本条の一般的表現にもかかわらず、通常総会は本法または定款に列挙された事項にかぎり権限を有する。それは次のような事項である。

(1) 当該営業年度の計算書類を承認し、成果の充当を決議すること（法157条）。

(2) 取締役および監事会構成員の選任、解任（法90条、134条）。およびその出席手当の決定（法108条1項、140条1項）。

(3) 互選によって行なわれた取締役または監事会構成員の選任の追認（法94条4項、137条4項）および董事会構成員の解任（法121条1項）。

(4) 会計監査役の選任、補充および解任（法223条、227条）。

(5) その他法令によって付与されている権限としては、自己取引の承認（法101条以下、143条以下、157条4項）。社債の発行（法157条5項、286条）。同一または隣接県内における本店移転に関する取締役会または監事会決定の追認（法99条、125条）。相場是正を目的とする自己株式取得の許可（法217の2条1項）などがある。

(6) 会社のごく少数の株主により構成されているときは、前記の法定権限を補充する権限を定款によって通常総会に付与していることがある。かかるものとしては、株式の譲渡制限が定められている場合における株式取得者の承認、指揮者また

株主総会

は取締役会の決定のみで行なうには余りにも重要と判断される取引についての許可などがある。ただし、かかる会社指揮者の権限の制限は第三者に対抗できない（法98条参照）。

2. 決議の要件 (1) 定足数 通常総会は、出席または代理された株主が議決権ある株式の4分の1以上を有するときにかぎり有効に成立する（2項）。したがって、定足数は株式総数から議決権のない株式数を控除して算定される。この法定要件は特別総会に比べて寛大であるが、しかしそれでも充分な数の出席をうることはしばしば困難である。第1回の招集についてこの定足数に達しないときは、総会の事務局により議事録にその旨が記載され（令150条）、そして第2回総会を招集することができる。第2回総会については定足数は要求されない。

(2) 多数決の条件 通常総会の決議は、行使された議決権の過半数をもって行なう（3項）。この場合に、白票および棄権票が算入されないことは特別総会の場合と同様である。

本条の定足数および多数決の条件に関する規定は強行規定であると解し、その増減をみとめない説があるが（Lefebvre, p. 144）、判例は、いかなる制限も設けてはならないとされる取締役解任の場合を除き、より高い多数決条件を要求する定款の条項を有効としている（Douai, 24 mai 1962, D. 1962, 688）。

また、決議に特別利害関係を有する株主が議決権を行使できるかについては、Lesaché 案は、その特別利害関係が会社の利益に反する案件については決議に参加することを当該株主に禁止していたが、この提案は不明確であるという理由から否決された（Ripert par Roblot, t. II. 1972, p. 81）。ただし、会社と締結した契約に利害関係のある取締役、副社長、董事会または監事会の構成員は、当該契約に関する総会の決議には参加することができない（法101条、143条）。なお、この場合には、総会の決議に特別の利害を有する株主は、その決議に参加できないだけでなく、その株式は定足数および多数決の計算に算入されない（法103条4項参照）。

法第156条〔種類株主総会〕

①種類株主総会は、一定種類の株式を有する者を招集する。

②ある種類の株式に関する権利を変更する総会の決議は、当該種類の株主の種類株主総会の承認をえたときに確定する。

③種類株主総会は、出席した株主またはその代理人が、議決権のある株式で、その権利の変更が考慮されている株式につき、第1回の招集にもとづく場合にはその2分の1以上を、第2回の招集にもとづく場合には、その4分の1以上を有するときにかぎり、有効に決議することができる。第2回の招集にもとづく場合にその定足数を欠くときは、第2回総会は、その招集の日から2ヵ月以内の日にこれを延期することができる。

④種類株主総会は、第153条第3項に定める条件に従って決議しなければならない。

Loi Art. 156.—Les assemblées spéciales réunissent les titulaires d'actions d'une catégorie déterminée.

La décision d'une assemblée générale de modifier les droits relatifs à une catégorie d'actions, n'est définitive qu'après approbation par l'assemblée spéciale des actionnaires de cette catégorie.

Les assemblées spéciales ne délibèrent valablement que si les actionnaires présents ou représentés possèdent au moins sur première convocation, la moitié, et sur deuxième convocation, le quart des actions ayant le droit de vote, et dont il est envisagé de modifier les droits. A défaut de ce dernier quorum, la deuxième assemblée peut être prorogée à une date postérieure de deux mois au plus à celle à laquelle elle avait été convoquée.

Elles statuent dans les conditions prévues à l'article 153, alinéa 3.

〔解説〕

1. 種類株主総会の意義 いわゆる総会とは、すべての株主によって構成

株 主 総 会

され、その決定がすべての株主に同一の利害関係をもつものである。しかし法は、これに対して会社が数種の株式を発行している場合に、ある種類の株式に与えられていた権利を変更するためには、その種類の株式を有する株主の総会の承認を受けることを要すべきものとしている。このように一定種類の株式を有する株主のみによって構成される総会を種類株主総会 (assemblée spéciale) という。したがって、これは一定の株主にみとめられた権利保護を目的とする例外的な総会である。

2. 種類株主総会の開催 種類株主総会の権限について、本条は「ある種類の株式に関する権利を変更する総会の決議は、当該種類の株主の種類株主総会の承認をえたときに確定する」と述べている(2項)。この条文から、種類株主総会の開催については2つの条件が必要であることが明らかとなる。すなわち、他の株式と対比して特別の権利を有する種類株式が存在すること、およびこれら特別の権利が変更の目的とされていることである。以下、この2つの条件について分説しよう。

(1) 種類株式の存在 ここで種類株式とはいかなるものを指すかについて明文の規定はないが、通常は次のようなものがこれに含まれるものと解せられる。すなわち、(a) 優先株(actions de priorité)と普通株(actions ordinaires)。 (b) 資本株(actions de capitale)と享益株(actions de jouissance)。 (c) 一部消却済株式(actions partiellement amorties)と未消却済株式(actions non amorties)。 (d) 全額払込済株式(actions intégralement libérées)と全額払込済でない株式(actions non entièrement libérées)。 (e) 現物出資株式(actions d'apports)と金銭出資株式(actions de numéraire)である。

本条第2項を文字通り解釈すると、種類株主総会の開催は少なくとも2種類の株式がすでに存在している場合のみを前提とし、したがって、かかる総会はすべての株式が現在は同一であり、かつ同一の権利を有するが、特別総会がこれらの株式を異なる権利を付与された数種の株式に分けることを決議したときは招集する必要がないものと解せられる。しかし、これは学説上議論のある問題であって、最近の学説は、条文の文言よりも種類株主総会制度を必要とする理由を重視して、同一の株式を数種の株式に分けることは、これにより不利益を受ける種類の株式を有する株

主の種類株主総会による承認を受けなければならないと解している (Lefebvre, p. 170)。立法者は差別的な待遇に服する株主の権利を保護するために種類株主総会を設けているのであり、株式を数種に分けることは株主平等の原則を侵害するこの差別的待遇を明白に作り出す。したがって、これにより不利益を受ける株主によりこの決議を認可させることが妥当である。

(2) ある種類の株式に付与された権利の変更 総会でなされた決議は、それがある種類の株式に与えられた権利を変更するときにかぎり、それによって不利益を受ける種類の株式を有する株主の種類株主総会の承認をえなければならない。それは次のような場合である。

(a) 優先株の場合 優先株を有する株主は、その権利の縮小（優先配当の減少、利益分配の変更）および優先株自体の廃止については、その種類株主総会により承認を与えなければならない。以上の場合とは逆に、優先株に与えられた権利が増大するときは、普通株式を有する株主の種類株主総会の開催が必要となる。ただし、普通株式の権利は必然的にその反対現象として縮小することになるからである。

(b) 資本増加の場合 既存の優先株と同等またはそれ以上の権利を有する優先新株が発行されるときは、この発行は本来、優先旧株の権利を侵害するので、これらの旧株を有する株主の種類株主総会によりその行為は承認されなければならない。この場合、普通旧株の株主の種類株主総会の開催も必要と思われる。ただし、以前の優先株と同等またはそれ以上の権利を付与された優先新株の発行による優先株の数の増加は、株主間の不平等を増大し、かつ新たに普通株主の権利を縮小するからである。

(c) 資本減少の場合 この行為がある種類の株式に損害を与えるときは（ある権利の全部または一部の放棄、特定の株式に対する資本の減少）、この種類の株式を有する者は、種類株主総会における決議によってこれを承認しなければならない。

(d) 合併または分割の場合 合併または分割が種類株式間に存する関係を変更するときは、それによって権利が減少する株主の種類株主総会は、その行為を承認しなければならない。かかる場合における種類株主総会の開催については、明文の規定が設けられている（法376条, 383条）。

株 主 総 会

(e) 総会の出席権の場合 定款は、通常総会に出席する権利を株式の最低数の保有にかからしめることができる。ただし、この数は10株をこえることができない(法165条1項)。特別総会がかかる制限を設けること、または必要株式の最低数を増加する決議をなしたときは、その最低数に足りない少数の株式しか有しない株主は総会の出席権を失うことになるので、かかる株主の種類株主総会による承認が必要かどうかが問題となる。判例は、総会の出席条件にもたらされた変更は、株式に付着した権利を変更するものではないという理由から否定的に解している(Cass. req, 29 octobre 1902, J. Soc, 1904, 391; Cass, civ, 2 février 1910, J. Soc, 1910, 345)。

(f) 特別利益を付与する場合 特別利益の付与から生ずる株主間の不平等は、種類株主総会の承認を要するものではなく、これら利益の承認に関する特別手続を遵守すべき義務を生ぜしめる(法193条参照)。特別利益は「1人または数人の社員のために定款において個人的に約定された好意(faveur)である」(Hamel et Lagarde, t. I. n° 609)。特別利益は1人または数人の社員を利するものであって、株式を利するものではない。利益が株主の人格を考慮することなく株式に付与されるときは、それはもはや特別利益ではなく、株式の権利の変更である。この区別は、極めて微妙であり、多くの場合に重大な不明確を生ずる。その場合、会社は慎重を期して種類株主総会と通常総会における特別利益の承認との2つの手続を重疊的に行なうことになる(以上は、Lefebvre, pp. 170-172 参照)。

3. 種類株主総会の決議 (1) 種類株主総会開催の必要性 種類株主総会の決議は、すべての総会と同様な手続に従って行なわれる。ただし、この総会の固有の目的に照らして、種類株主総会は後述のような若干の特別規定に従わなければならない。しかしその前に、この総会の開催の必要性について問題が存する。

旧法の下では、ある種類の株式の権利を変更する特別総会の決議が、利害関係のあるすべての株主によって採択されたとき、あるいは総会以外で、これら株主が提案された変更について個別的に同意を与えたときは、種類株主総会の開催は、必ずしも必要なものとはされていなかった(Trib. com, Seine, 23 décembre 1935, J. Soc. 1938. 232)。この方法は新会社法においても明白に否認されていないし、ま

た通常総会および特別総会の開催に関する法第 153 条、第 155 条の規定違反を決議無効の原因とするにもかかわらず、法第 156 条第 2 項の不遵守を無効によって制裁していない法第 173 条の規定からみて、かかる場合には種類株主総会の開催が免除され、個人的な同意をもって代えることができるものとも考えられる。しかし、種類株主総会の審議中において株主の意見の変更がありうるし、また各株主は十分に事情を知った上で意思表示するために討議を行なうことが望ましく、そのためには種類株主総会の開催が必要なものと考えられるから、株主の権利を侵害するすべての変更については、種類株主総会の開催を要するものと解するのが正当である (Mercadal et al, pp. 541-542)。

(2) 開催の時期 「総会の決議は種類株主総会の承認後にかぎり確定する」という本条第 2 項の文言からすれば、種類株主総会はある種類の株式に関する権利を変更する総会後に開催しなければならないものと解せられる。しかし、旧制度の下における慣行と同様に、現行法の下でも、種類株主総会は、その後の総会に付すべき決議を予め承認し、その結果、その総会前に開催することもできるものと解すべきである (Gide, p. 396)。ただし、総会前に種類株主総会を開催することを禁ずる規定はなく、また権利の変更によって害される株主が十分に事情を知ったうえで自己の意思を表明しうる機会を与えることが重要であるから、総会前に種類株主総会を開催することも何んら差支えないものと考えられる (Lefebvre, p. 173)。

(3) 定足数と多数決条件 種類株主総会は、第 1 回の招集については参加株主が当該権利の変更が目的とされ、かつ議決権を有する株式の 2 分の 1 以上を、第 2 回招集については 4 分の 1 以上を有するときにかぎり、有効に決議することができる (3 項)。

第 2 回の招集にもとづく総会において、その定足数を欠くときは、第 2 回総会はその招集の日から 2 ヶ月以内の日にこれを延期することができる。

種類株主総会の決議は、表示された議決権の 3 分の 2 以上の多数をもってこれを行なわなければならない。票決に付する場合には白票および棄権票は算入されない (4 項)。

以上の定足数および多数決に関する規定に違反してなされた決議は、これを無

株主総会

効とする（法173条1項）。

4. 種類株主総会の決議の効果 種類株主総会が総会の決議を承認したときは、総会の決議は確定する。すなわち、たとえば、種類株主総会が特別総会の決議を承認したときは、この決議は特別総会の会日に遡って、すべての株主に対抗できることになる。これに反して、種類株主総会が総会決議の承認を拒絶したときは、当該決議は何らの効果を生じない。種類株主総会の決議が、たとえば、不適法として無効となったときは、総会の決議は無効とならないが、新たに種類株主総会が適法な決議を行なうまで、その効力は停止する（Gide, p. 397）。

法第157条〔年次総会〕

①通常総会は、少なくとも年に1回、営業年度の終了後6ヵ月以内に開催しなければならない。この期間は裁判所の決定によって延長することができる。

②取締役会または董事会は、年次総会においてその報告書を朗読した後、当期純損益計算書、損益計算書および貸借対照表を総会に提出しなければならない。なお、会計監査役は、その報告書において、第228条に定められた任務を果たしたことを記述しなければならない。

③年次総会は、当該営業年度の計算に関する一切の問題を審議し、かつ決定する。

④年次総会は、第90条、第94条第4項、第103条第3項、第105条第3項および第108条第1項により、また必要あるときは、第134条、第137条第4項、第140条第1項、第145条第3項および第147条第3項により、とくに付与された権限を行使する。

⑤年次総会は、社債の発行ならびにこれに与えるべき特別担保の設定を認許することができる。ただし、主な目的として、その約定した貸付の融資金にあてるため社債券を発行する会社においては、取締役会また

は董事会は、定款に別段の定めのないかぎり、社債発行の権限を有する。

Loi Art. 157.—L'assemblée générale ordinaire est réunie au moins une fois par an, dans les six mois de la clôture de l'exercice, sous réserve de prolongation de ce délai par décision de justice.

Après lecture de son rapport, le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, présente à l'assemblée le compte d'exploitation générale, le compte des pertes et profits et le bilan. En outre, les commissaires aux comptes relatent, dans leur rapport, l'accomplissement de la mission qui leur est dévolue par l'article 228.

L'assemblée délibère et statue sur toutes les questions relatives aux comptes de l'exercice écoulé.

Elle exerce les pouvoirs qui lui sont attribués notamment par les articles 90, 94, alinéa 4, 103, alinéa 3, 105, alinéa 3, et 108, alinéa 1^{er}, ou, le cas échéant, par les articles 134, 137, alinéa 4, 140, alinéa 1^{er}, 145, alinéa 3, et 147, alinéa 3.

Elle autorise les émissions d'obligations ainsi que la constitution de sûretés particulières à leur conférer. Toutefois, dans les sociétés qui ont pour objet principal d'émettre des emprunts obligataires destinés au financement des prêts qu'elles consentent, le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, est habilité de plein droit, sauf disposition statutaire contraire, à émettre ces emprunts.

令第 121 条〔年次総会の招集期間の延長〕

(1968年1月2日命令第 68—25 号により改正) 会社法第 157 条第 1 項により、《通常総会の開催について定められた 6 ヶ月の期間は》、取締役会または董事会の請求にもとづく商事裁判所長の命令により、これを延長することができる。

株 主 総 会

Déc. Art. 121.—(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968) 《Le délai de six mois prévu pour la réunion de l'assemblée générale ordinaire.》 par l'article 157, alinéa 1^{er}, de la loi sur les sociétés commerciales peut être prolongé, à la demande du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, par ordonnance du président du tribunal de commerce, statuant sur requête.

令第148条〔取締役会または董事会の報告書〕

①取締役会または董事会は、とくに会社法第157条に定められた報告書において、最終営業年度中における会社、および子会社のあるときはその子会社の活動、その活動の成果、実現した成長度または発生した困難、および将来の展望を明確に説明しなければならない。

②前項の報告書には、本命令付属の様式に従い作成され、かつ5年間における毎営業年度の成果、5年にみたくない場合には、会社の設立または他会社の吸収合併後の各営業年度の成果を開示した一覧表を添付しなければならない。

Déc. Art. 148.—Le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, notamment dans le rapport prévu à l'article 157 de la loi sur les sociétés commerciales, doit exposer de manière claire et précise, l'activité de la société et, le cas échéant, de ses filiales au cours du dernier exercice écoulé, les résultats de cette activité, les progrès réalisés ou les difficultés rencontrées et les perspectives d'avenir.

Au rapport visé à l'alinéa précédent, est obligatoirement joint un tableau, présenté conformément au modèle annexé au présent décret et faisant apparaître les résultats de la société au cours de chacun des cinq derniers exercices ou de chacun des exercices clos depuis la constitution de la société ou l'absorption par celle-ci d'une autre société, s'ils sont inférieurs à cinq.

〔解 説〕

1. 年次総会の意義 年次総会とは、その開催の定期性にもとづいて与え

られた名称であって、権限事項からすると通常総会に属する。すなわち、年次総会とは、年に1度、当該営業年度の計算書類について審議決定することを目的として開催される総会である。

2. 年次総会開催の時期 年次総会は少なくとも年に1度、当該営業年度の計算書類の承認を目的として、営業年度の終了から6ヵ月以内に開催しなければならない。ただし、会社の指揮者が正当な理由により、法定の期間を遵守できないときは、取締役会または董事会の請求にもとづき審理する商事裁判所長の命令により、この期間を延長することができる（1項、令121条）。

年次総会開催の時期に関する法令の規定については、次の2点に注意を要する。

(1) 営業年度の終了から6ヵ月以内に総会が「招集」されるのでは足りない。この期間の満了前に総会が「開催」されることが必要である。このことは、命令第121条が、かつて「招集のために定められた6ヵ月の期間」という表現を用いていたのを、1968年1月2日第68—25号命令により「開催について定められた6ヵ月の期間」と改めた事実から明白である。したがって、たとえば、12月31日に計算を締切る会社については、裁判所の延期許可のないかぎり、翌年の6月30日以内に年次総会を開催しなければならない。種々の招集手続の履践に必要な期間を考慮すれば、年次総会の招集は（招集通知の送付または公告）、公募会社においては、遅くとも5月30日、非公募会社においては5月25日に行なう必要がある。法は、前期の期間内に総会の開催が行なわれない場合について何らの民事制裁を明規していない。したがって、この期間経過後に開催される総会は有効であるが、この遅滞が会社または株主に損害を与えた場合には、会社指揮者はその業務執行につき過失があったものとして損害賠償の責に任ずる（Lefebvre, p. 33）。

(2) 本条第1項は、「少なくとも年に1回」計算書類の承認を目的とする年次総会の開催を命じている。ところで、会社設立のさいに、あるいは会社の営業年度の開始および終了の日の変更に伴い、営業年度が1年を超える期間になることがある。たとえば、会社設立のさいに、最初の営業年度は会社の確定的な設立（または商業登記簿への登記）の日と翌年の12月31日との間に経過する期間を含むことを定款で定めることが多い。かかる慣行は例外的な状況に相応し、かつ制限された範囲にお

株 主 総 会

いてのみ有効なものとして一般に承認されている。これに反し、恒常的に会社の営業年度を12ヵ月以上の期間とする定款の条項は無効と解せられる (Lefebvre, p. 133)。

3. 年次総会に提出すべき書類および報告書 (1) 計算書類その他の付属書類 取締役会または董事会は、当該営業年度の計算書類の承認を目的とする年次総会に対し、次の書類を提出しなければならない。すなわち、貸借対照表、当期純損益計算書、損益計算書である(2項)。財産目録の提出は、本条によって命ぜられていないこと、および財産目録は通常、総会の事務局に寄託することが不可能なほどに大規模なものであることを理由に、これを否定的に解する説もあるが、法第439条および法第441条は財産目録の提出を間接的に義務づけているものとして、これを肯定的に解する説がある (Lefebvre, p. 137)。そのほかに、次の書類の提出も必要である。

(a) 1967年3月23日第67—236号命令により定められた方式に従って作成され、かつ貸借対照表に付属する、子会社および資本参加の状況を明示する一覧表(法357条、令247条)。

(b) 当期純損益計算書、損益計算書または貸借対照表の作成方式、あるいは評価方法の変更を提案する場合には、旧方式および旧評価方法で作成された計算書類と新方式および新評価方法で作成された計算書類との比較表 (tableau comparatif) (法341条2項)。

以上の書類は、株主総会においてこれを朗読することを要しない。株主は、総会開催前の15日間、これらの書類を閲覧することができ、かつその説明を求めることができるからである (Lefebvre, p. 137)。

(2) 取締役会または董事会の報告書 本条第2項および法第340条第3項に従って、取締役会または董事会は、当該営業年度における会社の状況および活動に関する報告書を作成し、株主に提出しなければならない。この報告書は、当該営業年度中における会社事業の進展および会社の営業活動に関し株主に報告することを目的とし、あわせて株主の利用に供せられるべき計算書類に関する情報を補うものである。この報告書には次の事項が記載される。

(a) 必要的記載事項 命令第 148 条によると、この報告書には、最終営業年度中における会社および子会社の活動、その活動の成果、実現した成長度または発生した困難、および将来の展望を明確に記載しなければならない。

さらにこの報告書には、1967年3月23日第 67—236 号命令付属の様式に従って作成され、かつ会社の成果を開示した一覧表を添付しなければならない。この一覧表に記載されるべき情報（営業年度末における財務状況、実際の取引の総成果、従業員に関する情報）は、総会の承認に付される計算書類に関する営業年度を含めて、最近 5 営業年度に関するものである。したがって、1968年の営業年度の計算書類を承認する総会に付すべき一覧表には、1964年、1965年、1966年、1967年および1968年の営業年度に関する情報を記載しなければならない。

会社の設立後 5 年に満たない場合には、その設立後の各営業年度の成果を開示すればよく、また 5 年以内に会社が他の会社を吸収したときは、吸収合併後の各営業年度の成果を開示すれば足りる（令148条 2 項）。

(b) 計算書類の表示方式および評価方法の変更 当期純損益計算書、損益計算書、貸借対照表の作成につき、前営業年度に従った表示方式または評価方法を変更するときは、取締役会または董事会の報告書には、その変更を記載しなければならない（法341条）。総会は、前述の比較表にもとづき検討した後にかぎり、提案された変更につき決定することができる。したがって、変更の提案された計算書類は、旧表示方式および評価方法ならびに新表示方式および評価方法によって作成されなければならない。他方、会社の財産目録および貸借対照表において会社の財産の評価につき、現行法の規定の定めるものと異なる方法が用いられているときは、取締役会または董事会の報告書にはその旨を記載しなければならない（令244条）。この規定は、1965年10月28日の命令第 4 条ないし第11条に定める評価原則を遵守する義務を負う上場会社およびその子会社に対しては即時に適用される（令294条以下参照）。

(c) 資本参加および子会社 会社が当該営業年度中に、フランス共和国の領土に本店を有する会社に資本参加したとき、またはかかる会社の資本の 2 分の 1 以上を取得したときは、取締役会または董事会の報告書にその旨を記載しなければならない（法356条 1 項）。また子会社については、そのほか、活動部門ごとに子会社の活

株主総会

動およびその取得した成果を明示しなければならない（法356条2項）。

(d) 従業員の利益参加 証券取引所に正規に上場された会社が法第217の1条第1項に従って、企業成長の成果への従業員参加の枠内で従業員に付与するため自己株式を買入れるときは、取締役会または董事会の報告書には、当該営業年度中に買入れた株式の数、買入の平均価額、取引に要した費用の額、営業年度末に会社名義で登録した株式の数および買入期間中におけるその評価額を表示しなければならない（法217の1条5項）。

(e) 上場会社の自己株式の操作 証券取引所に正規に上場された会社が、法第217の2条および法第217の3条に従い、自己株式の買入または売却をするときは、取締役会または董事会の報告書には、営業年度中に買入または売却された株式の数、買入および売却の平均価額、取扱手数料の額、営業年度末に会社名義において登録している株式の数および買入期間中におけるその評価額を記載しなければならない（法217の4条2項）。

以上の年次総会に提出すべき取締役会または董事会の報告書の欠陥は、当然に総会決議の無効を生ぜしめる（Lefebvre, p. 141）。この報告書に表示しなければならない事項の1つが欠陥しているとき、すなわち不完全な内容の報告書が提出されたときは、裁判所が報告書不存在とみなす程度に簡潔な場合をのぞき、総会決議の無効を生ぜしめないものと解せられる（Lefebvre, p. 141）。

(3) 会計監査役の報告書 従来と同様に、当該営業年度の計算書類の承認は会計監査役の報告書の朗読後に行なわれる。会計監査役の報告書には一般報告書（rapport général）と特別報告書（rapport spécial）の2つがある。

(a) 一般報告書 会計監査役は、いわゆる計算書類の正規かつ真正なることを証明する義務のほかに、法律に定められた監査の結果を報告する義務を負う。法第228条に列挙された監査は次のものである。

(i) 会社の帳簿および有価証券の審査。

(ii) 会社の計算書類が正規かつ真正に作成されているかどうかの監査。

(iii) 会社の財務状況および計算書類に関する取締役会または董事会の報告書および株主に提供された文書による情報が真正かどうかの審査。

(iv) 株主平等遵守の審査。

会計監査役は、年次総会における報告書の中で、当該営業年度の計算書類について、必要がある場合には自己の意見を表明し、計算書類が正規かつ真正に作成されていることの証明を拒否する場合には、その理由を説明しなければならない（令 193条）。

また、会計監査役の一般報告書には、会社事業に関する若干の事実を株主に開示しなければならない。それは次の事項である。

(i) 計算書類の作成方式および評価方法に加えられた変更（法341条2項）。

(ii) 任務の遂行中に会計監査役が発見した不正確かつ不正規な事項（法 233 条 1 項）。

(iii) 取締役または監事会構成員の資格株式に関する規定違反（法 97 条、132 条）。

(iv) フランス共和国の領土に本店を有する他会社への資本参加またはかかる会社の資本の2分の1以上の取得（法356条1項）。

(v) 会社が他の株式会社または株式合資会社の資本の10パーセント以上を取得したことを示す他会社に対してなされた通知（令251条1項）。

(vi) 禁止される相互参加を終了させるために行なわれた株式の譲渡（令 251 条 2 項）。

(b) 特別報告書 既に解説したように、法第101条および第143条は、直接または間接に会社と取締役、副社長、董事会または監事会の構成員の1人と締結した契約を規制している。会計監査役は、総会にこれらの契約に関する特別報告書を提出しなければならない（法103条3項、145条3項）。この報告書に記載しなければならない事項は、命令第92条および第117条によって次のように定められている。

(i) 総会の承認に付すべき契約の列挙。

(ii) 利害関係のある取締役、副社長、董事会または監事会構成員の氏名。

(iii) 契約の性質および目的。

(iv) 契約の本質的な態様、とくに実行された代金または料金。約定された支払超過額の払戻および手数料。与えられた支払期限。約定利息。与えられた担保の表

株 主 総 会

示。必要あるときは当該契約の締結に関する利害関係を株主が判断することのできるその他一切の事項。

(v) 引渡された納入品または提供された役務の額、および前営業年度中に締結または許可され、かつ本営業年度中に履行される契約の場合には、当該営業年度中に支払われまたは受領した金銭の額。

取締役会または監事会の事前の許可の対象とされなかった契約は、それが会社に損害を生ぜしめたときは、これを無効とすることができる。しかし、この無効は総会の決議によって治癒することができる。この場合には、会計監査役の特別報告書は、許可手続が行なわれなかった状況を明らかにしなければならない(法105条3項, 147条3項)。

正規に選任された会計監査役が、その報告書に関する義務に違反したときは、当然に総会決議の無効を生ぜしめる。ただし、この無効は本条第2項に定める営業年度の計算書類に関する報告書の欠缺の場合にかぎり生ずる(法173条1項)。会計監査役の正規の選任がないことにより、報告書が総会に提出されないときは、総会決議は無効となる。ただし、正規に選任された会計監査役の報告書にもとづき、後日、総会によって追認することができる(法222条, 497条)。

欠格事由または禁止事由があるにもかかわらず、選任されまたはその地位に止まっている会計監査役の作成した報告書は無効である。かかる報告書にもとづいてなされた総会決議は、後日総会が正規に選任された監査役の報告書にもとづいて追認しないかぎり無効である(法222条, 497条)。

(4) 監事会の意見書 新型の株式会社においては、監事会は年次総会に対し、董事会の報告書ならびに当期の計算書類に関する意見書を提出しなければならない(法128条6項)。本法は、監事会が行なうべき監査の範囲およびその報告書の内容について何ら定めていない。したがって、監事会は適当と判断するすべての意見を記載する自由があるものと解せられる。

(5) 企業委員会の意見書 従来と同様に、総会に提出すべき貸借対照表、報告書および会社の財務状況に関する他の文書についての企業委員会の作成した意見書は、取締役会の報告書と同時に株主に報知されなければならない(1945年2月22日

のオールドナンス第 3 条)。

4. 年次総会の権限 (i) 計算書類に関する権限 年次総会は当該営業年度の計算に関する一切の問題を審議しかつ決定する権限を有する(3項)。それは、とくに次のような事項である。

(i) 計算書類の承認, 修正または否認。

(ii) 法第 341 条に定める条件に従い, 表示方式または評価方法に加えられた変更の承認(新旧比較表を検討して)。

(iii) 成果の充当, とくに, 計算書類の承認および配当可能利益の存在の確認後における配当金の決定(法347条1項)。

適法に承認された計算書類は, 民事訴訟法典第 541 条に従い, 錯誤 (erreurs), 脱ろう (omissions), 虚偽または二重使用 (faux ou doubles emplois) の場合にかぎり, 後に訂正することができる (Lyon, 3 décembre 1925, J. Soc. 1927, 35)。ただし, 裁判所は, とくに利益が定款に従って分配されなかったときは訂正を命ずることができる (Trib. com. Cambrai, 23 juin 1931 et Douai, 23 avril 1932, J. Soc. 1933, 487)。なお, 総会が計算書類の承認をあくまでも拒否するときには, 当該計算書類は, 裁判所に提出すべきである (民事訴訟法典第 527 条以下)。

(2) 年次総会は以上のほか, 法律がとくに付与する権限を行使することができる。それは本条第 4 項に列挙されているが, それらについては, 第 155 条の通常総会の権限のところ解説しているので省略する。なお, 年次総会は社債の発行ならびにこれに与えるべき特別担保の設定を認可することができる。ただし, 主たる目的として, その約定した貸付の融資金にあてるため社債券を発行する会社においては, 定款に別段の定めのないかぎり, 取締役会または董事会が法律上当然に社債発行の権限を有する(法157条5項, 286条)。この規定は普通社債の発行にだけ適用される。交換社債または転換社債の発行は, 特別総会の権限に属する(法 195 条 1 項, 201 条 1 項)。

5. 計算書類の公示 (1) 書記局への寄託 公募会社か否かを問わず, すべての株式会社は, 商業登記簿に添付するため当該営業年度の貸借対照表, 損益計算書および当期純損益計算書につき, 株主総会によるその承認のときから 1 カ月

株 主 総 会

の期間内に、正本各2通を商事裁判所の書記局に寄託する義務を負う（令293条1項）。命令第293条第1項は、とくに明規していないが、子会社および参加の状況に関する一覧表もこれを寄託する必要があるものと思われる。ただし、この一覧表は、貸借対照表に添付しなければならないからである（法357条）。

計算書類の承認が拒否された場合には、上記書類を寄託する必要はなく、ただその総会決議の写し1通を同一期間内に寄託しなければならない（令293条2項）。

(2) 上場会社およびその子会社の負担とされる公示 (a) 株式が証券取引所に正規に上場され、かつ貸借対照表の資産が1000万フランを超える会社は、株主総会による貸借対照表その他の計算書類の承認後45日以内に、次の書類を法定公報（全国版）に公示しなければならない（令294条、295条）。

(i) 1965年10月28日第65—968号命令第1条に定められた方式に従い作成された貸借対照表。

(ii) 貸借対照表に添付すべき次の諸表、(i)会社債務のうち貸借対照表に記載なきものがあるときは、その額を表示したもの（通常は貸借対照表の欄外記載）。(ii)株主総会により決定されかつ1965年10月28日命令第1条に定める方式に従って作成された利益の分配および充当に関する表。(iii)1967年3月23日第67—236号命令にその様式が添付されている子会社および資本参加に関する参考書類。

(iii) 営業年度の期首および期末における在庫品の価額、ならびに主な営業費用、主な営業収益の金額を区分して明示し、かつ必要あるときは、会社に対する課税から控除できる費用を除くあらゆる種類の費用を明記した当期純損益計算書。

(iv) とくに、当該営業年度の利益に関する法人税の総額を明示した損益計算書。

(v) 有価証券の各種類ごとに、証券数およびその記帳価額を付した、同営業年度末に証券資産として保有する有価証券の明細表。ただし、一定の証券は総額をもって記載することができる（arrêté du 21 mars 1968, J. O. du 24 mars 1968, p. 3044 参照）。

これら年次情報（information annuelle）のほかに、貸借対照表の資産が1000万フランを超える上場会社は、命令第296条に定める条件に従って、法定公報（全国版）に定期的（4半期ごとおよび半年ごと）に一定の事項を掲載する義務を負

う。すなわち、営業年度の各 4 半期後 45 日以内に、経過した 4 半期における非課税の取引高総額。また必要あるときは、当該営業年度中に経過した各 4 半期におけるその総額および累計額ならびに前営業年度におけるこれに対応する表示の付記。数個の事業部門を有する会社は、各部門についての前同期とその各々の比較。

もっとも、次の会社は、以上の事項に代えて、それぞれ以下の情報を公示しなければならない。すなわち、有価証券の運用を目的とする会社は、その有価証券による収益の総額。不動産の賃貸を目的とする会社は、取得した賃料の総額。保険会社、再保険会社、金銭無尽を目的とする会社は、支払または受領した再保険料の総額。

営業年度の各半期後 4 カ月以内に、当該半期末に締切った仮の貸借対照表。もっとも、季節に応じて活動する会社は、営業年度の上半期末に締切った仮の貸借対照表に代えて、上半期末から最大限 1 カ月以前または以後の日に締切った仮の貸借対照表を、その期日から 4 カ月以内に公示することを大蔵大臣が許可することができる（令 296 条）。

(b) 株式が証券取引所に正規に上場され、かつ貸借対照表の資産が 1000 万フラン以下の会社は、法定公報（全国版）への公示義務は免除されるが、しかし、直前の株主総会により承認された次の書類を、その承認のあった日から 15 日以内に、これを請求する株主に送付しなければならない（令 297 条 1 項）。

(i) 1965 年 10 月 28 日命令の定める様式に従って表示される貸借対照表。会社債務のうち貸借対照表に記載されていないものがあるときは、その額を表示したもの（通常は貸借対照表の欄外記載）。1965 年 10 月 28 日命令第 1 条の定める様式に従って作成された利益の分配および充当に関する表。1967 年 3 月 23 日命令に付属する様式に従って作成された子会社および資本参加に関する参考書類。

(ii) とくに、営業年度の利益に関する法人税の総額を明示する損益計算書。

各株主はまた、命令第 297 条第 1 項の条件に従い、次の書類の送付を請求することができる。すなわち、当期純損益計算書および営業年度末に証券資産として保有する有価証券につき作成された明細表である。以上のすべての書類は、証券取引委員会にも送付しなければならない。

株主総会

(c) 上場会社の子会社 資本の2分の1以上が、命令第294条に定める1社または数社に帰属する場合において、株式会社または株式合資会社の形態をとっていない会社、およびその株式が証券取引所に正規に上場されていない株式会社または株式合資会社は、その貸借対照表の資産が1000万フランを超え、または証券の記帳価額もしくは取引価額が100万フランを超えているときは、総会による貸借対照表およびその他の計算書類の承認後45日以内に、法定公報（全国版）に次の書類を公示する義務を負う（令298条）。

— 貸借対照表および付属書類

— 当期純損益計算書

— 損益計算書

— 有価証券の内訳明細表

(d) 特別法上の会社 銀行その他の金融機関、保険会社、再保険会社、金銭無尽を目的とする株式会社に関しては、特別規定が定められている（令299条）。すなわち、(i) 貸借対照表、少なくとも4半期ごとの定期的な状況および損益計算書につき、これを公衆または株主総会に報告するため、銀行監督委員会の定めた方式に従って公示する銀行たる会社は、1965年10月28日命令の定める様式に従って作成されるべき貸借対照表、当期純損益計算書および4半期の取引総額を公示する義務を負わない。

(ii) フランス信用審議会に登録されている金融機関が、株主総会に対する計算書類の報告のため、銀行監督委員会の定める方式に従って貸借対照表および損益計算書を公示するときは、4半期の取引総額に関する事項を除き、銀行と同様の免除を受ける。

(iii) 保険会社、再保険会社および金銭無尽を目的とする株式会社は、これらの会社に関する会計規則により定められた標準様式に従う貸借対照表および損益計算書を公示しなければならない。これらの会社は、当期純損益計算書および当該営業年度の上半期末に締切った仮の貸借対照表を公示することを要しない。

6. 責任解除 取締役の責任解除は、総会における計算書類の承認により黙示的に生ずる。しかし、実際には取締役が明示的に責任解除決議をさせるのが慣

例となっている。しかしながら、この決議は、旧制度におけると同様に、道徳的価値を有するにすぎない。けだし、1867年7月24日法第19条第3項を継承した本法第246条第2項は、取締役がその委任事務を処理するに際して犯した過失につき、いかなる総会の決議も取締役に対する責任追及訴権を消滅させるものではない、と規定しているからである (Gide, p. 381)。

法第 158 条〔総会の招集権者・招集地〕

①総会は、取締役会または董事会により招集される。

②前項の規定による招集のないときは、つぎの者もまた総会を招集することができる。

(1)会計監査役。

(2)緊急の場合にはすべての利害関係人の請求にもとづき、その他の場合には、資本の10分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主の請求にもとづき、裁判所の指名する受任者。

(3)清算人。

③第118条ないし第150条の適用を受ける会社においては、監事会も総会を招集することができる。

④前3項は種類株主総会に適用する。受任者の指名を裁判所に求める株主は、当該種類の株式の10分の1以上を有しなければならない。

⑤定款に別段の定めのない限り、総会は本店またはこれと同一県内にある他の場所で開催しなければならない。

Loi Art. 158.—L'assemblée générale est convoquée par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas.

A défaut, elle peut être également convoquée :

1° Par les commissaires aux comptes ;

株主総会

2° Par un mandataire, désigné en justice, à la demande, soit de tout intéressé en cas d'urgence, soit d'un ou plusieurs actionnaires réunissant au moins le dixième du capital social ;

3° Par les liquidateurs.

Dans les sociétés soumises aux articles 118 à 150, l'assemblée générale peut être convoquée par le conseil de surveillance.

Les dispositions qui précèdent sont applicables aux assemblées spéciales. Les actionnaires agissant en désignation d'un mandataire de justice doivent réunir au moins le dixième des actions de la catégorie intéressée.

Sauf clause contraire des statuts, les assemblées d'actionnaires sont réunies au siège social ou en tout autre lieu du même département.

令第122条〔総会招集受任者の指名〕

①資本の10分の1以上または当該種類の株式の10分の1以上を有する株主は、その費用をもって、その中の1人に委託して、会社法第158条第2項（2号）および第4項に定める条件に従って株主総会を招集すべき受任者を指名することを、即決審理によって裁判する商事裁判所長に対して申請させることができる。

②前項の申請を認容する命令は、総会の議事日程を定めなければならない。

Déc. Art. 122.—Des actionnaires représentant au moins le dixième du capital social ou le dixième des actions de la catégorie intéressée peuvent, à leur frais, charger l'un d'entre eux de demander au président du tribunal de commerce statuant en référé la désignation du mandataire chargé de convoquer l'assemblée des actionnaires dans les conditions prévues à l'article 158, alinéas 2 (2°) et 4, de la loi sur les sociétés commerciales.

L'ordonnance fixe l'ordre du jour de l'assemblée.

令第 194 条〔会計監査役による総会招集の場合〕

①会計監査役は、配達証明付書留郵便によって取締役会または董事会の招集を請求したにもかかわらず、この請求に応じられなかった場合にかぎり、株主総会を招集することができる。

②会計監査役は、この招集を行なうとき、議事日程を定め、また重大な事由があるときは、定款に定められた場所と異なる同一県内の他の場所を開催場所に選定することができる。会計監査役は、総会で朗読する報告書において招集理由を説明しなければならない。

③会計監査役が数人あるときは、その合意をもって行動しなければならない。総会招集の要否について意見が一致しないときは、そのうちの 1 人は、その他の会計監査役および社長を正式に呼び出した上で、この招集を行なう許可を即決審理をもって裁判する商事裁判所長に対して請求することができる。議事日程を定める所長の命令に対しては不服を申立てることができない。

④本条にもとづいて開催された総会の費用は、すべて会社の負担とする。

Déc. Art. 194.—Le commissaire aux comptes ne peut convoquer l'assemblée des actionnaires qu'après avoir vainement requis sa convocation du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.

Lorsqu'il procède à cette convocation, il fixe l'ordre du jour et peut, pour des motifs déterminants, choisir un lieu de réunion autre que celui éventuellement prévu par les statuts, mais situé dans le même département. Il expose les motifs de la convocation, dans un rapport lu à l'assemblée.

En cas de pluralité de commissaires aux comptes, ils agissent d'accord entre eux. S'ils sont en désaccord sur l'opportunité de convoquer l'assemblée, l'un d'eux peut demander au président du tribunal de commerce statuant en référé, l'autorisation de procéder à cette convocation, les autres commissaires et le président du conseil d'administration ou du directoire dûment appelés. L'ordonnance du président, qui fixe l'ordre du

株主総会

jour, n'est susceptible d'aucune voie de recours.

Dans tous les cas, les frais entraînés par la réunion de l'assemblée sont à la charge de la société.

〔解説〕

1. **総会の招集権** 総会を招集する権限を有する者は、本条によって列挙されている。それは大別すると、第一次的な招集権者と第二次的な招集権者とに分けることができる。

(1) **第一次的招集権者** 総会の招集権を有するのは、原則として会社の業務執行機関、すなわち、取締役会または董事会である（1項）。

(a) **取締役会による招集** 旧型の株式会社においては、旧法の場合と同様に、総会の招集権を第一次的には取締役会に与えている。招集権は会議体としての取締役会自体に帰属するものであって、いかなる取締役も、また社長ですら個別的に招集権を有するものではない（Trib. com. Seine, 16 janvier 1899, J. Soc. 1899, 366; Paris, 12 avril 1903, D. P. 1906, 2. 345）。もっとも、取締役会が招集決議を行なえば、取締役会は社長または特定の取締役に対し、招集に必要な具体的手続を行なうべき委任を与え、これを執行させることができる。

そのほか、招集が有効であるためには、適法に構成された取締役会の決議にもとづくものでなければならない。適法に構成されていない取締役会は総会を有効に招集することができない。しかしながら、辞任、死亡またはその他の事由によって、取締役の数が定款所定の数または法定最低限以下になったときは、それにもかかわらず、取締役会はその数を回復するために総会を招集することができる（法94条2項）。

取締役会の権限が取締役の任期の到来によって消滅したときは、取締役会はや総会を招集する権限はない（Trib. com. Seine, 1 février 1916, J. Soc. 1918, 265）。ただし、最近の判決（Angers, 10 décembre 1952, D. 1953, Som. 44）および若干の学説（Houpin et Bosvieux, t. II, n° 1153; Bourcart, note S. 1926, I. 193）は反対の見解を述べている。

(b) 董事会による招集 新型の株式会社においては、第一次的に董事会が総会の招集権を有する。この権限は、次の条件に従って行使しなければならない。法第 119 条第 2 項に従い、董事会の職務が単独董事 (directeur général unique) によって引受けられているときは、この者が単独で招集することができる。数人の董事が選任されているときは、合議機関たる董事会の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めのないかぎり、かつ監事会の許可を条件として、「指揮の任務 (tâches de la direction) の分配」がみとめられているから (令 99 条参照)、総会招集の委託を受けた董事が単独でなした総会の招集は必ずしも不適法なものではない (Lefebvre, p. 13)。

総会を有効に招集するためには、董事会が適法に構成されていなければならない。この点は、すべて前述の取締役会の場合と同様に理解しなければならない。ただし、董事会は空白のポストを補充する目的で総会を招集することはできない。ただし、董事の選任は総会の権限ではなく、監事会の権限とされているからである。

(2) 第二次的招集権者 本条第 2 項は、「前項の規定による招集のないときは、つぎの者もまた総会を招集することができる」として、会計監査役、裁判所の指名する受任者、清算人の 3 者および監事会を定めている。〈à défaut〉という表現は、これらの機関に与えた総会招集権の二次的性格 (caractère subsidiaire) を明白にしている。

(a) 会計監査役による招集 会計監査役は、取締役会または董事会が招集を拒絶した場合に総会を招集することができる。ただし、命令第 194 条第 1 項は、会計監査役は取締役会または董事会に招集を請求したにもかかわらず、この請求に応じられなかった場合にかぎり、株主総会を招集することができる」と定めているからである。この招集の懈怠 (carence) を証明するために、会計監査役は配達証明付書留郵便によって、会社に対し招集請求書を送付しなければならない (令 194 条 1 項)。本法にとくに規定はないが、この場合に、会計監査役は、取締役会または董事会に対して、総会を招集することが適当と思われる理由および株主の決議に付すべき案件を指摘して、その請求を理由づける義務を負うものとする (Lefebvre, p. 14)。

同様に、「請求に応じられなかった」のが、いつの時点をもって判断すべきか

株 主 総 会

についても本条はとくに定めていないので疑問は残るが、ある学説 (Hémard, Terré et Mabilat, p. 162) は、会計監査役が招集請求しても、取締役会または董事会が1カ月の期間内に招集請求に応じなかった場合を合理的なものと解釈している。しかし、この期間は状況によって変化するものと考えられるから、より柔軟な解釈が望ましいものと考えられる。すなわち、緊急の場合には1カ月の期間は長過ぎるであろうし、他の場合には、より長期間が相当と考えられる場合もあろうからである。なお、会計監査役は旧法で定められていたような総会招集の緊急性を証明する義務はないが、会計監査役は総会で朗読する報告書において、提案理由を説明しなければならないから (令194条2項)、むやみに総会を招集することはできず、その権限の不当行使は会計監査役の損害賠償責任の発生原因および総会決議の無効原因を構成するものと解せられる (Besançon, 12 décembre 1938, J. Soc. 1939, 429)。このことは、権利の濫用を禁止する一般原則にもとづくばかりでなく、もしかりに、会計監査役は正当な理由なく招集することができるとすると、その招集権限は法律が付与した二次的性格を失われ、第一次的な招集権限を有する業務執行機関の権限と競合するに至らしめるおそれがあるからである。したがって、会計監査役の招集は理由あるものでなければならない。たとえば、取締役会または董事会が法定期間内に年次総会を招集しなかった場合における会計監査役の招集 (Cass. civ, 29 juin 1925, D. H. 1925, 593)、資本の4分の3の喪失の場合における総会の招集 (Paris, 7 décembre 1935, Rev. sp. soc, 1937, 213)、会社の業務をまひさせる内部抗争の場合に生ずる招集 (Montpellier, 29 janvier 1937, J. Soc. 1939, 93)、2つの取締役会が存在する場合 (Trib. com. réf. Versailles, 19 mars 1941, J. Soc. 1943, 273)、あるいは取締役会が全く存在しない場合における会計監査役による招集 (Trib. com. Seine, 16 juillet 1924, J. Soc. 1926, 112) の場合などは理由あるものである。つまり、新会社法が使用している〈à défaut〉の語は、旧法において使用されていた緊急 (urgence) の観念を拡張したものと思われる (Gide, p. 320)。

会計監査役に障害または欠缺ある場合には、総会招集権は補充監査役 (commissaire suppléant) に属する (法223条2項)。会計監査役が自ら総会を招集するとき

は、議事日程を定めることができる。また重大な事由のあるときは、定款に定められた場所と異なる同一県内の他の場所を開催場所に選定することができる（令194条2項）。同様に、会計監査役により招集された総会の費用は、会計監査役の負担ではなく、会社の負担となる（令194条4項）。

数人の会計監査役のあるときは、総会の招集についてその意見の一致にもとづいて行動しなければならない。総会招集の適否について意見が一致しないときは、そのうちの1人はその他の会計監査役および社長または董事会の議長を正式に呼び出した上で、この招集を行なう許可を即決審理をもって裁判する商事裁判所長に対して請求することができる。商事裁判所長は議事日程をも決定する。そして、この商事裁判所長の命令に対しては不服を申立てることができない（令194条3項）。

以上の規定は強行規定であり、したがって、従来のように、会計監査役間の意見不一致の場合の規制を、これ以外の形ではかる旨を定款で定めることはできないと思われる（Lefebvre, p. 15）。

(b) 裁判上の受任者による招集 旧会社法は、少数株主による総会の招集請求権について特別の規定を設けていなかった。しかし、この権利は、多くの会社において定款により与えられていた。定款は、通常、この請求は資本の一定部分を表章する（たとえば、4分の1以上）株主により行なわなければならない、請求を受けてから遅滞なく取締役会は総会を招集する義務を負う、と定めていた。

他方、旧会社法の下では、常に、判例は、総会は正当な理由を証明する1人または数人の株主の請求にもとづき、または裁判所によって選任された仮取締役により、裁判上招集されうることをみとめていた。かかる定款または判例による解決が本条により明文化されるに至った。すなわち、緊急の場合にはすべての利害関係人の請求にもとづき、その他の場合には資本の10分の1以上に当たる株式を有する1人または数人の株主の請求にもとづき、裁判所は総会を招集するための受任者を指名することができる。

(i) すべての利害関係人の請求にもとづく場合 株主でなくとも、すべての利害関係人は総会招集の任務を負う受任者の指名を裁判所に請求することができる。

株 主 総 会

ここにいう「すべての利害関係人」とは、だれでもよい (*n'importe qui*) と解すべきものではなく、会社の運営に利害関係を有する者を意味するものである。たとえば、株主または会社債権者などがこれに該当する。かかる者の裁判所に対する受任者の指名請求は、緊急性を証明したときにかぎり行なうことができる。かかる場合とは、定款所定の会社の存続期間があと1カ月で到来する会社の存続期間の延長を審議するとき (*Nancy, 19 juillet 1946, D. 1947, 2. 525*), あるいは取締役間に対立抗争があり、会社の業務運営に支障のあるとき (*Nancy, 14 novembre 1949, Rev. Soc. 1949, 34*) などである。ただし、取締役の数が法定最少数または定款所定の数以下となったときは、利害関係人は緊急性を証明せずとも、取締役を補充するための総会の招集を請求することができる (法94条5項)。本法も施行令も、この場合における管轄裁判所については明規していないが、しかし株主の請求する場合と同様に、受任者の指名請求は即決審理によって裁判する本店所在地の商事裁判所長に対して行なわなければならないものと解せられる (*Gide, p. 321*)。

(ii) 株主の請求にもとづく場合 株主が総会招集の任務を負う受任者を裁判所に請求する場合には、請求株主は資本の10分の1以上に当たる株式を有する者でなければならない。それが種類株主総会の場合には、請求株主は当該種類の株式の10分の1以上を有するものでなければならない。この条件は数人の株主によって充足することができるが、その場合には、これらの株主の1人に裁判所に対する請求を委託しなければならない。この場合の請求には緊急性の証明は要求されない。管轄裁判所は本店所在地の商事裁判所長であり、かつ請求の費用は請求株主の負担となる (令122条1項)。

請求を受けた商事裁判所長は、招集受任者の指名を目的とするこの請求が理由のあるものかどうかを判断しなければならない。商事裁判所長がこの請求を認容したときは、総会招集の任務を負う受任者の指名命令を行なう。ただし、商事裁判所長は旧法当時と同様に、一定期間内に取締役会または董事会が総会の招集を行わないときにかぎり、受任者に総会の招集権を与えるものと思われる (*Cass, req, 12 janvier 1927, G. P. 1927, 1. 525; Cass. req, 6 février 1929, Rev. Soc. 1929, 158*)。

請求が資本の10分の1以上に当たる株式を有する株主によって提出されたときは、商事裁判所長は議事日程をも決定しなければならない(令122条2項)。請求が利害関係人によるときは、とくに明文の規定はないが、商事裁判所長は請求を認容する命令により総会の議事日程を決定できるものと考えられる。ただし、法第160条第1項によると、議事日程の決定は「招集権者」に負わされているからである。ここでは、この資格は商事裁判所長に属し、受任者には属さないものと解せられる。現実に招集のイニシアティブを有するのは商事裁判所長であって、受任者はその受けた命令を実行するに止まるからである。

裁判所により指名された受任者は、その任務を引受ける義務を負う。その任務の遅滞 (retard) は、罰金強制 (astreinte) によって制裁されうるし、全く任務を履行しないときは、損害賠償責任が発生する。また、受任者は商事裁判所長の命令に従う義務を負う。もっとも、受任者が絶対的にその指示を遵守しなかったとしても、招集された総会の決議は必ずしも無効となるものではない。ただし、法第159条第2項は、総会決議の無効について審理する裁判官の裁量に委ねているからである (Lefebvre, p. 18)。

商事裁判所長が請求を受理できないもの、あるいは理由がないものと判断するときは、請求を退けることができる。そのほか、商事裁判所長は、この請求が、たとえば、いやがらせの性格 (caractère vexatoire) にもとづき取締役会または董事会に損害を生ぜしめるときは、請求者に対して損害賠償を命ずることができる (Lefebvre, p. 18, Hamiaut, t. II. p. 131)。

(c) 仮取締役による招集 仮取締役 (administrateur provisoire) が、一時的に会社を管理する任務をもって選任されたときは (たとえば、継続中の訴訟の終了まで)、仮取締役はいわば通常の業務執行機関に代わるものであり、したがって通常総会を招集することができなければならない。これに反して、仮取締役は自ら特別総会を招集することはできない。ただし、定款の変更を目的とする特別総会の招集のごときは、日常的かつ保存的な業務執行行為 (gestion courante et conservatoire) ではないからである (Cass. com, 7 mars 1956, J. C. P. 1956, II. 9356)。ただし、特別総会の招集の必要性、緊急性を証明したとき、たとえば、期限の到来

株主総会

した会社の存続期間の延長を審議するためのごとき場合には、仮取締役は自己を指名した裁判所に対して、総会招集の権限を与えるべき旨を請求できるものと解すべきである (Lefebvre, p. 19)。

(d) 監事会による招集 董事会の指揮する会社においては、監事会も総会を招集することができる (3項)。この招集権は、会計監査役、裁判上の受任者、清算人の場合と異なり、董事会の招集のないとき (à défaut) という条件を含んでいない。しかし、だからといって監事会の招集権が董事会の招集権と同等のものと解することはできない。本条は、董事会の招集権の優位を明白にしているからである。事実、本条第1項は、「総会は董事会によって招集される (est convoquée)」とするのに対し、第3項は、「監事会は総会を招集することができる (peut être convoquée)」としている。これは総会の招集権が、通常は董事会に属することを明らかにする表現であると解せられる。それにもかかわらず、この場合に <à défaut> の文言が排除されたのは監事会の権限を強化する趣旨である。したがって、監事会は董事会に総会の招集を催告することなく、監事会が適当と判断したときは、総会を招集することができるものと解せられる (Lefebvre, p. 19)。

(e) 清算人による招集 会社の清算中は、総会は清算人によって招集される。清算人の権限は取締役会または董事会の招集のないときにかぎり存する。しかし、この条件は適切なものでない。なぜなら、清算中の会社においては取締役会または董事会はもはや存在せず、清算人がそれに代わるものであるから、取締役会または董事会の招集のないときという条件は不要なものと考えられるからである。むしろここでは、会社の解散後は清算人にかぎり、総会を招集することができるものと表現すべきである。

2. 総会開催の場所 総会の開催場所について、旧法の下では特別の制限は設けられていなかった。これに対し新会社法は、総会は本店または同一県内の他の場所において開催しなければならないという制限を設けた (5項)。もっとも、定款をもってこれ以外の場所を指定することができる。かかる制限の範囲内において、具体的に総会の開催場所を決定するのは総会の招集権者である。会計監査役が招集するときは、定款に定められた場所と異なる開催場所を選定することができる。

ただし、この場所は定款所定の場所と同一県内に位置するものでなければならない。

法第159条〔総会の招集手続とその瑕疵〕

①株主総会の招集は、命令の定める形式および期間に従ってこれを行なう。

②招集手続が適法になされなかった総会の決議は、これを取消することができる。(1967年7月12日法律第67—559号により改正)《ただし、この取消の訴権は、すべての株主が自ら出席しまたは代理人を出席させたときは受理されない》。

Loi Art. 159.—La convocation des assemblées d'actionnaires est faite dans les formes et délais fixés par décret.

Toute assemblée irrégulièrement convoquée peut être annulée. (L. n° 67-559 du 12 juill. 1967) 《Toutefois, l'action en nullité n'est pas recevable lorsque tous les actionnaires étaient présents ou représentés.》

令第123条〔招集通知の記載事項〕

①招集通知には、商号、略号のあるときはそれを付記した商号、会社の形態、資本の額、本店の所在地、商業登記簿および国立経済調査統計局における会社の登録番号、総会の日時および場所、ならびに特別総会か、通常総会かまたは種類株主総会かの種別、およびその議事日程を記載しなければならない。無記名株式を発行している場合には、招集通知には、総会に参加する権利を認めるために、第136条第1項に定める無記名株式またはその保管証明書を預託すべき場所、ならびにこの預託がなされるべき期日を記載しなければならない。

②とくに必要と認められない雑件を除き、議事日程には、他の文書を参照する

株 主 総 会

必要がないように、記載事項の内容および範囲を明確に表示しなければならない。

Déc. Art. 123.—L'avis de convocation indique la dénomination sociale, éventuellement suivie de son sigle, la forme de la société, le montant du capital social, l'adresse du siège social, les numéros d'immatriculation de la société au registre du commerce et à l'institut national de la statistique et des études économiques, les jour, heure et lieu de l'assemblée, ainsi que sa nature, extraordinaire, ordinaire ou spéciale, et son ordre du jour. Le cas échéant, il indique où doivent être déposées les actions au porteur ou le certificat de dépôt de ces actions visé à l'article 136, alinéa 1^{er}, pour ouvrir le droit de participer à l'assemblée, ainsi que la date avant laquelle ce dépôt doit être fait.

Sous réserve des questions diverses qui ne doivent présenter qu'une minime importance, les questions inscrites à l'ordre du jour sont libellées de telle sorte que leur contenu et leur portée apparaissent clairement, sans qu'il y ait lieu de se reporter à d'autres documents.

令第124条〔招集の公告または通知〕

①招集通知は、本店所在地の県内における法定公告掲載紙において、また会社が資金を公募するときは法定公報（全国版）においても、これを掲載しなければならない。

②すべての株式が記名式であるときは、前項に定める掲載は、会社の費用で各株主に送付する書留郵便による招集通知をもって代えることができる。

Déc. Art. 124.—L'avis de convocation est inséré dans un journal habilité à recevoir les annonces légales dans le département du siège social et, en outre, si la société fait publiquement appel à l'épargne, au Bulletin des annonces légales obligatoires.

Si toutes les actions de la société sont nominatives, les insertions prévues à l'alinéa précédent peuvent être remplacées par une convocation

fait, aux frais de la société, par lettre recommandée adressée à chaque actionnaire.

令第 125 条〔招集通知の方式〕

①第 124 条第 1 項に定める招集通知の掲載の日の少なくとも 1 ヶ月前から引続き記名証券の名義人たる株主は、普通郵便をもってすべての総会にこれを招集しなければならない。記名株主は、書留料金を会社へ送付することを条件として、書留郵便による招集を請求することができる。

②株式の共有者は、その権利が前項に定める期間内に株主名簿への記名登録によって確認された場合には、前項と同一の形式に従い、これを招集しなければならない。

③株式に用益権が付されている場合には、会社法第 163 条第 1 項に定める議決権の行使資格者は、第 1 項と同一の形式および条件に従ってこれを招集しなければならない。

Déc. Art. 125.—Les actionnaires, titulaires de titres nominatifs depuis un mois au moins à la date de l'insertion de l'avis de convocation prévue à l'article 124, alinéa 1^{er}, sont convoqués à toute assemblée par lettre ordinaire. Sous la condition d'adresser à la société le montant des frais de recommandation, ils peuvent demander à être convoqués par lettre recommandée.

Tous les copropriétaires d'actions indivises sont convoqués dans les mêmes formes, lorsque leurs droits sont constatés, dans le délai prévu à l'alinéa précédent, par une inscription nominative.

Lorsque des actions sont grevées d'un usufruit, le titulaire du droit de vote déterminé par l'article 163, alinéa 1^{er}, de la loi sur les sociétés commerciales est convoqué dans les mêmes formes et sous les mêmes conditions.

株 主 総 会

令第126条〔招集の通知・公告の期間〕

招集通知を最後に掲載した日から、あるいは書留郵便の発送の日から総会の会日までの期間は、第1回招集については15日以上、その後の招集については6日以上とする。

Déc. Art. 126.—Le délai entre la date, soit de l'insertion ou de la dernière des insertions contenant un avis de convocation, soit de l'envoi des lettres recommandées, et la date de l'assemblée, est au moins de quinze jours sur première convocation et de six jours sur convocation suivante.

令第127条〔第2回総会等の招集手続〕

①総会が必要な定足数を欠くために適法に決議ができなかったときは、第124条に定める形式に従い第2回総会が招集され、その招集通知には第1回総会の日付を記入しなければならない。

②会社法第153条第2項および第156条第3項に定める条件に従い、延期された特別総会または種類株主総会の招集についても前項と同様とする。

Déc. Art. 127.—Lorsqu'une assemblée n'a pu délibérer régulièrement, faute du quorum requis, la deuxième assemblée est convoquée dans les formes prévues à l'article 124 et l'avis de convocation rappelle la date de la première.

Il en est de même pour la convocation d'une assemblée générale extraordinaire ou d'une assemblée spéciale, prorogée dans les conditions prévues aux articles 153, alinéa 2, et 156, alinéa 3, de la loi sur les sociétés commerciales.

〔解 説〕

1. 招集通知の方式 (1) 総説 原則として、招集通知は法定公告掲載紙における掲載および招集通知状の送付によって行なわれなければならない。ただ

し、記名株式の存在しないときは、招集通知は掲載によってのみ行なうことができ、また反対にすべての株式が記名式であるときは、掲載はこれを廃止することができ、書留郵便による招集通知状の送付のみによって行なうことができる。以下にこの点を詳述しよう。

(2) 掲載 (insertions) による招集通知 招集通知 (avis de convocation) は、すべての会社において、本店所在地の県内における法定公告掲載紙に掲載しなければならない。公募会社においては、さらに法定公報 (全国版) においても、これを掲載しなければならない (令124条1項)。本店所在地の県内における法定公告掲載紙のリストは、毎年知事により作成される。この掲載は取締役会または董事会が行なうものであるが、法令に特別の規定のないかぎり、招集通知を常に同一新聞に掲載する義務はないものと解せられる (Gide, pp. 325, 326)。

以上の原則に対し、会社の全株式が記名式であるときは、その会社が公募会社か非公募会社かを問わず、上記の掲載は会社の費用で各株主に送付する書留郵便による招集通知状をもって代えることができる (令124条2項)。ただし、これは単なる権能 (faculté) であって、会社指揮者は掲載または書留郵便による方法を選択することができる。

(3) 招集通知状 (lettres de convocation) による招集通知 以上の掲載とは別に、記名株主および会計監査役に対しては、招集通知状を送付しなければならない。

(a) 記名株主 招集通知掲載の日の少なくとも1カ月前より引続き記名証券の名义人たる株主は、たとえその者の請求がないときといえども、普通郵便をもってすべての総会に招集されなければならない (令125条1項)。1867年法第35条と異なり、この招集通知状は記名株主が請求した場合にかぎるのではなく、会社の義務とされるものである。しかし、この義務は普通郵便による招集通知状の送付であって、書留郵便の送付は義務づけられていない。ただし、定款にその旨が記載されている場合または記名株主がそれを請求した場合には、会社は書留郵便によって招集通知状を送付しなければならない。この場合の書留料は株主の負担とされる。命令第125条第1項に明記されていないが、法定公告掲載紙と法定公報 (全国版) の双方

株主総会

への掲載を義務づけられる公募会社において、招集通知の掲載の日から少なくとも1カ月前から、という期間の算定は、最初の掲載の日を基準とすべきものと解する(Lefebvre, p. 29)。

なお、1人の者に完全な権利が帰属していない株式の場合には、その招集については特別な考察を必要とする。すなわち、

(i) 株式の共有者は、その権利が招集通知の掲載の日の少なくとも1カ月前から株主名簿の記名登録によって確認される場合には、以上と同一の条件に従い(普通郵便または書留郵便によって)招集される(令125条2項)。この規定は、各共有者が郵便によって招集され、単に共有株主の代表者でない旨を明らかにしている(Gide, p. 326)。

(ii) 株式に用益権が付され、かつ同一の状態(招集通知掲載の日の少なくとも1カ月前から記名株式である)にあるときは、招集通知状は議決権の行使資格者、すなわち、招集される総会が通常総会の場合には用益権者、特別総会の場合には虚有権者に対して、郵便によって送付しなければならない(令125条3項)。

(b) 会計監査役に対する招集通知 会計監査役は、通常総会、特別総会、種類株主総会を問わず、すべての総会に招集されなければならない(法231条)。この招集通知は、配達証明付書留郵便によってなされなければならない(令192条4項)。

(c) 口頭招集(convocation verbale)の禁止 改正前においては、緊急の場合には口頭による招集がみとめられていた。しかし、新会社法では、この方法はすべての場合に禁止されている。ただし、命令第120条は上記命令第124条および第125条の規定に抵触することを禁止しているからである。口頭で招集された総会の決議は裁判所によりこれを無効とすることができる。

2. 招集通知の内容 法定公告掲載紙および法定公報(全国版)に掲載される招集通知には、次の事項を記載しなければならない。すなわち、商号(略号のあるときはその付記)、会社の形態、資本の額、本店の所在地、商業登記簿および国立経済調査統計局における会社の登録番号、総会の日時および場所、総会の種別、総会の議事日程、無記名株式を発行している場合には、総会に参加する権利をみとめるため無記名株式またはその保管証明書を預託すべき場所ならびにこの預託がな

されるべき期日である（令123条1項）。このうち、議事日程の記載については、雑件を除き、他の文書を参照する必要がないように、記載事項の内容および範囲を明確に表示しなければならない（令123条2項）。この規定は、議事日程の不明瞭な記載によって生ずる争いを予防する目的をもって新設されたものである。たとえば、資本の4分の3の喪失の場合に会社の解散決議を求める総会の招集通知において、「1966年7月24日法第241条に従ってなすべき決議」というような表現はさげなければならない。なぜなら、それは引用条文を読むことによってはじめて明白となるからである。かかる場合には、「資本の4分の3の喪失にもとづく会社解散の決議」というように明瞭な表現を用いる必要がある（Lefebvre, p. 32）。

なお、とくに明文の規定はないが、招集通知状の記載事項は法定公告掲載紙に掲載すべき記載事項と同一でなければならないと解せられる。けだし、命令第124条第2項は、掲載は招集通知状に代えることができる旨を規定し、間接的に記載事項の同一性をみとめているものと考えられるからである。招集通知が法定公告掲載紙における掲載と招集通知状との双方によってなされる場合にも、両者はともに同一の事項を記載しなければならない。

3. 招集通知の期間 招集通知は、この通知を掲載した日（公募会社の場合は最後の掲載日）または書留郵便発送の日から総会の会日までの期間は、第1回の招集については15日以上、その後の招集については6日以上あけて行なわれなければならない（令126条）。この期間は正味の期間（*délai franc*）であるから（令300条）、掲載日または発送日および総会の会日も含まれない。たとえば、6月20日を会日とする総会については、招集通知の掲載または発送はおそくとも6月4日に行なわなければならない。

定款で本法の定める期間を短縮することはできないが、すべての総会または一定の総会について、より長い期間を定めることはできる。ただし、非公募会社においては、この期間は25日を超えることはできない。けだし、株主は第1回の招集にもとづいて開催される総会の会日より、少なくとも25日前に、議事日程に記載すべき議案の送付を受ける権利を有するからである。これに対して公募会社においては、いかなる制限も定められていない。なぜなら、議案提出の制限日は法定公報

株 主 総 会

(全国版)における掲載日から起算されるからである。15日の期間は、総会の種別を問わず一律的に適用される。また、この期間は会計監査役の招集についても遵守しなければならない。事実、会計監査役は株主の招集と同時に招集されなければならないからである(令192条1項)。

なお、この期間は記名株主を普通郵便によって招集する場合にも適用されるものと解する。たしかに、この招集方法を定める命令第125条は何らの期間も定めておらず、また命令第126条は掲載および書留郵便による招集の場合についてのみ招集期間を定めているにすぎないが、命令第125条が記名株主の権利保護を目的とするものである以上、かかる目的は招集通知状がいつでも記名株主に発送することがみとめられたのでは達成できないものであり、また記名株主を招集通知状によって招集する義務違反を制裁する法第442条が、書留郵便によるか普通郵便によるかを問わず、法定の期間内の招集について定めていることからみて、この適用を肯定すべきである(Lefebvre, p. 35)。

4. 第2回招集 総会が必要な定足数を欠くため適法に決議できないときは、第2回の招集が必要となる。新たな招集は、特別総会または種類株主総会の第2回招集後、4分の1の定足数に達しないときにも必要となる(令127条)。かかる第2回招集または延期された特別総会および種類株主総会の招集は、法定公告掲載紙における招集通知の掲載、公募会社の場合にはさらに法定公報(全国版)における掲載によって行なわれなければならない。もっとも、全株式が記名式であるときは、これらの招集通知の掲載は各株主に送付する書留郵便によって代えることができる(令124条の適用)。この招集通知には、命令第123条が定めるすべての記載事項を記載するとともに、第1回総会の日付をも記載することを要する(令127条1項)。

なお、命令第127条は同第125条を準用していない。したがって、第2回総会の場合には、会社は普通郵便により記名株主を招集する義務はないものとも考えられるが、しかし第125条は「すべての総会」において普通郵便による記名株主の招集を定めているので、この義務は第2回総会にも適用する必要があるものと解せられる(Gide, p. 328)。

5. 不適法な招集による総会決議の効力 法第159条第2項は、総会招集

第 160 条

の形式および期間に関する規定の不遵守に対する民事制裁を定めている。すなわち、前述の招集手続に違反して不適法に招集された総会の決議はこれを取消することができる。この解決は従来判例に沿ったものであり、”取消することができる、”という比較的柔軟な表現は、決議を無効とするか否かの裁量権を裁判所に委ねる意味である。要するに、たとえば1人の株主に対する招集の失念のような僅かな不適法は決議に何らの影響を及ぼさないにもかかわらず、当該決議の無効を生ぜしめるのは妥当ではない。本条第2項後段は、全ての株主が自ら出席または代理されたときは、取消訴権は受理されない、と定める。それは、株主全員の総会への参加が取消訴権の放棄に相当するからである (Hamiaut, t. II. p. 132 参照)。

法第 160 条 [総会の議事日程]

①総会の議事日程は、招集権者がこれを定める。

②前項の規定にかかわらず、資本の100分の5に当る株式を有する1人または数人の株主は、取締役会または董事会における候補者の推せんに関するものを除き、議案を議事日程に記載すべき旨を請求することができる。これらの議案は命令の定める条件に従い議事日程に記載される。資本が命令によって定められた額を超える場合には、命令をもって本項が必要とする割合を減少することができる。

③総会は、議事日程に記載のない事項について決議することができない。ただし、議事日程に記載のない場合においても、総会は1人または数人の取締役もしくは監事会の構成員を解任し、かつその後任者を補充することができる。

④総会の議事日程は、第2回の招集にさいして、これを変更することができない。

Loi Art. 160.—L'ordre du jour des assemblées est arrêté par

l'auteur de la convocation.

Toutefois, un ou plusieurs actionnaires représentant au moins 5 p. 100 du capital ont la faculté de requérir l'inscription à l'ordre du jour de projets de résolution ne concernant pas la présentation des candidats au conseil d'administration ou au conseil de surveillance selon le cas. Ces projets de résolution sont inscrits à l'ordre du jour de l'assemblée dans les conditions déterminées par décret. Celui-ci pourra réduire le pourcentage exigé par le présent alinéa, lorsque le capital social excédera un montant fixé par ledit décret.

L'assemblée ne peut délibérer sur une question qui n'est pas inscrite à l'ordre du jour. Néanmoins, elle peut, en toutes circonstances, révoquer un ou plusieurs administrateurs ou membres du conseil de surveillance et procéder à leur remplacement.

L'ordre du jour de l'assemblée ne peut être modifié sur deuxième convocation.

令第128条〔議事日程における議案記載請求の要件〕

①資本の100分の5以上に当る株式を有する株主により、総会の議事日程に議案を記載することを請求するには、配達証明付書留郵便によって本店宛にこれを行なわなければならない。

②前項の規定にかかわらず、資本が500万フランを超える会社については、前項の株式が代表すべき資本の額は、その大小に応じてつぎのように減少する。

最初の500万フランについては100分の4。

500万フランと5000万フランとの間に含まれる資本部分については100分の2.50。

5000万フランと1億フランとの間に含まれる資本部分については100分の1。

それ以上の資本部分については100分の0.50。

③本条の請求には、決議の案文を添付しなければならない。この案文には簡単

な理由書をつけることができる。

④本条に定める請求をなす者は、その請求前、第 136 条第 1 項に定める手続をなすに当り、必要な株式を保有すること、またはその代理権を有することを証明しなければならない。

Déc. Art. 128.—La demande d'inscription de projets de résolution à l'ordre du jour de l'assemblée, par des actionnaires représentant au moins cinq pour cent du capital social, est adressée au siège social par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.

Toutefois, lorsque le capital de la société est supérieur à 5 millions de francs, le montant du capital à représenter en application de l'alinéa précédent est, selon l'importance dudit capital, réduit ainsi qu'il suit :

4 p. 100 pour les cinq premiers millions de francs ;

2, 50 p. 100 pour la tranche de capital comprise entre 5 millions et 50 millions de francs ;

1 p. 100 pour la tranche de capital comprise entre 50 millions et 100 millions de francs ;

0, 50 p. 100 pour le surplus du capital.

La demande est accompagnée du texte des projets de résolution qui peuvent être assortis d'un bref exposé des motifs.

Les auteurs de la demande justifient de la possession ou de la représentation de la fraction du capital exigée, en procédant, avant l'envoi de cette demande, aux formalités prévues à l'article 136, alinéa 1^{er}.

令第 129 条〔議事日程における議案記載請求の手続〕

①資金を公募しない会社の株主が、総会の議事日程に議案の記載を請求しようとするときは、第 136 条に定める条件に従って株式を預託すべき場所、およびすべての総会またはそのうちのある総会の期日を、その日の少なくとも 35 日前に書留郵便によって自己に通知することを会社に請求することができる。株主が送料を会社に送付したときは、会社はこの通知を発する義務を負う。

②議事日程に議案の記載を請求するには、第 1 回の招集にもとづいて開催さ

株主総会

れるべき会日の少なくとも25日前に、その請求をしなければならない。

Déc. Art. 129.—Tout actionnaire d'une société ne faisant pas publiquement appel à l'épargne, qui veut user de la faculté de requérir l'inscription de projets de résolution à l'ordre du jour d'une assemblée, peut demander à la société de l'aviser, par lettre recommandée, des lieux où doivent être déposées les actions dans les conditions prévues à l'article 136 et de la date prévue pour la réunion des assemblées ou de certaines d'entre elles, trente-cinq jours au moins avant cette date. La société est tenue d'envoyer cet avis, si l'actionnaire lui a adressé le montant des frais d'envoi.

Les demandes d'inscription de projets de résolution à l'ordre du jour doivent être envoyées vingt-cinq jours au moins avant la date de l'assemblée réunie sur première convocation.

令第130条〔資金公募会社における通知の法定公報（全国版）への公示〕

①資金を公募する会社は、株主総会の開催前に、つぎの事項を含む通知を法定公報（全国版）において公示する義務を負う。

(1)商号、略号があるときはその付記

(2)会社の形態

(3)資本の額

(4)本店の所在地

(5)総会の議事日程

(6)取締役会または董事会により総会に提出されるべき決議の案文

(7)第136条に定める条件に従って株式を預託すべき場所

②議事日程に議案の記載を請求するには、前項の通知を公示した日から10日以内に、その請求をしなければならない。前項の通知にはこの期間を記載しなければならない。

③総会は、通知の公示後30日を経過しなければならない。

Déc. Art. 130.—Les sociétés faisant publiquement appel à l'épargne sont tenues, avant la réunion de l'assemblée des actionnaires, de publier au Bulletin des annonces légales obligatoires un avis contenant les indications suivantes :

- 1° La dénomination sociale, suivie le cas échéant de son sigle ;
- 2° La forme de la société ;
- 3° Le montant du capital social ;
- 4° L'adresse du siège social ;
- 5° L'ordre du jour de l'assemblée ;
- 6° Le texte des projets de résolution qui seront présentés à l'assemblée par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas ;
- 7° Les lieux où doivent être déposées les actions dans les conditions prévues à l'article 136.

Les demandes d'inscription de projets de résolution à l'ordre du jour doivent être envoyées dans le délai de dix jours à compter de la publication de l'avis prévu à l'alinéa précédent. Mention de ce délai est portée dans l'avis.

L'assemblée ne pourra être tenue moins de trente jours après la même publication.

令第 131 条 [受領議案の処理]

①社長または董事会の議長は、議案を受領した日から 5 日以内に、書留郵便をもって議案を受領したことを知らせなければならない。

②議案は議事日程に記載し、かつ総会の決議に付されなければならない。

Déc. Art. 131.—Le président du conseil d'administration ou le directoire accuse réception des projets de résolution, par lettre recommandée, dans le délai de cinq jours à compter de cette réception.

Ces projets de résolution sont inscrits à l'ordre du jour et soumis au vote de l'assemblée.

株 主 総 会

〔解 説〕

1. 序 説 旧会社法と異なり、新会社法およびその施行令は、総会の議事日程の作成方法および内容について明文の規定を設けた（本条および令128条ないし131条）。もっとも、これらの規定は、全体的にみて、旧会社法の下で定款において通常定められていたものにほぼ相当し、従来の慣行が明文化されかつ強行法化されたものと考えられる。

2. 議事日程の作成 総会の議事日程は招集権者、いかえれば、通常の場合には取締役会または董事会、その他特殊な場合には会計監査役、監事会、清算人または仮取締役によって決定される（1項）。ただし、これについては例外が存する。それは資本の10分の1以上に当る株式を有する1人または数人の株主の請求にもとづいて、裁判所が指名した受任者により総会が招集される場合であって、この場合にはその請求を受理した商事裁判所長の命令によって総会の議事日程は決定される（令122条2項）。明文の規定はないが、同一の解決は緊急の場合に利害関係人が招集を請求した場合にも肯定されよう（Lefebvre, p. 32）。

3. 株主による議案の記載請求 本条は、さらに、議事日程に記載すべき議案の提出権を株主に与えている（2項）。これは、旧会社法の下で、定款により定められていた権利を明文化したものである。株主がこの権利を行使するためには次の手続をふまなければならない。

(1) 開催通知 (avis de réunion) まず、株主が総会の決議に付そうとする議案を議事日程に記載すべき旨を取締役会または董事会に請求する機会を与えるため、会社は株主に対して予め総会の開催を十分に報知する義務がある。これがいわゆる報知義務である。それは、公募会社と非公募会社とでは若干異なる。

(a) 非公募会社においては、会社が自発的にその株主に対して開催通知を送付すべき義務はない。株主がすべての総会または一定の総会の開催について予め報知を請求したときにかぎり、その請求株主に対して開催通知を送付すれば足りる（令129条）。

開催通知の請求はすべての株主が行なうことができる。この権利は無条件にみとめられるものであって、後述の議案の提出に必要な株式数の保有証明は必要でな

い。請求は普通郵便によって行なうことができる。ただし、命令第 129 条第 1 項は、この点について何ら特別の方式を定めていないからである。もっとも、定款に書留郵便による請求方式が定められているときはそれにより、あるいは、この請求が実際に会社に到達したことの証明を得ようと欲する株主は、定款に定めのないときでも、配達証明付書留郵便による方法を選択することができる。

開催通知には、総会の会日および総会に出席するために株式を預託すべき場所を記載しなければならない。このほか、開催通知には総会の議事日程、少なくともその主なる目的を記載することが望ましい。公募会社の場合と異なり、かかる記載は法文上は要求されていないが、この補充的記載は、議案を提出しようとする株主にとって有益であるからである。

他方、開催通知の送付については次のように定められている。すなわち、会社は送料 (affranchissement postal) を会社へ送付した株主にかぎり、この通知を発送する義務を負う。開催通知は株主の希望に従って、書留郵便または普通郵便によって発送される。ただし、定款において書留方式を特定することは可能である。会社は、総会の会日より少なくとも 35 日前に請求株主に開催通知を送付しなければならない。

(b) 以上の場合と異なり、通常きわめて多数の株主を有する公募会社においては、個別的に株主に通知することは不適當なので、この場合に命令は、総会の会日の少なくとも 30 日前に法定公報 (全国版) における公示により、総会の開催通知をなすべき義務を会社に課した (令 130 条)。すなわち、資金を公募する会社は、株主総会の開催前に次の事項を記載した開催通知を法定公報 (全国版) に公示しなければならない。この事項とは、商号 (略号あるときはその付記)、会社の形態、資本の額、本店所在地、総会の議事日程、取締役会または董事会により総会に提出されるべき決議の案文、総会に参加する権利を証明するために株式を預託すべき場所および議案の記載請求を行なうため株主に与える期間の記載である。この場合に総会の会日は開催通知に記載すべきことが要求されていない。命令第 130 条第 3 項は、単に総会は通知の公示後 30 日を経過しなければ開催することができないことを定めているにすぎない。しかし、もちろん、会社は開催通知の中に総会の会日を記載すること

株 主 総 会

ができる。

(2) 株主による議案請求 (a) 請求株主の資格要件と証明 以上の開催通知により総会開催の事実を知らされた株主は、資本の一定割合の保有を証明したときにかぎり、議案を議事日程に記載すべきことを請求することができる。この保有率は会社の資本額によって異なる。すなわち、資本額が500万フラン以下の会社においては、資本の5パーセント以上の株式を有する1人または数人の株主にかぎり、議案の記載請求を行なうことができる(法160条2項)。

資本が500万フランを超える会社においては、その会社の資本額に応じて、株式の保有率は次のように逓減する(法160条2項、令128条2項)。すなわち、最初の500万フランについては4パーセント、500万フランと5,000万フランとの間に含まれる資本部分については2.5パーセント、5,000万フランと1億フランとの間に含まれる資本部分については1パーセント、それ以上の資本部分については0.5パーセントである。

たとえば、資本が400万フランの会社においては、議案を提出しようとする株主は20万フラン以上の資本部分を保有しなければならない($4,000,000 \times \frac{5}{100}$)。資本が600万フランの会社においては、最初の500万フランについては4パーセント、すなわち20万フラン、超過した100万フランについては2.5パーセント、すなわち25,000フラン、合計225,000フラン以上の資本部分を保有しなければならない。また、資本の額が5,600万フランの会社においては、 $5,000,000 \times \frac{4}{100} = 200,000$ 、 $45,000,000 \times \frac{2.5}{100} = 1,125,000$ 、 $6,000,000 \times \frac{1}{100} = 60,000$ 、合計1,385,000フラン以上の資本部分を保有しなければならない。

以上の規定に従って要求される資本部分の保有または代理の証明は、記名株式簿における株主の登録あるいは開催通知に表示した預託場所における無記名株式の預託にもとづく。この証明は、議事日程に議案の記載請求を行なう前に履行しなければならない(令128条4項)。

なお、この証明は次の場合には特別の問題が生ずる。(i) 共有株式(actions indivises)の場合には、議案の記載請求が共有株主の全員一致により決定されることを要する。(ii) 用益権の付された株式(actions grevées d'usufruit)の場合に

は、虚有権者または用益権者のいずれが議案の記載請求権を有するかについて特別の規定はないが、議決権（法 163条参照）、および招集（令 125条）に関する規定を参酌すれば、定款に別段の定めのないかぎり、この権利は通常総会については用益権者、特別総会については虚有権者に属するものと解するのが妥当である。この権利の行使については、虚有権者または用益権者はその資格を証明しなければならない。（ハ）質入株式（actions remises en gage）債務者たる株主が議案を提出しようとするときは、債務者の請求と費用により、質権者は質入された無記名株式を開催通知に表示された場所に預託する義務を負う。（ニ）係争中の株式（actions litigieuses）株式の帰属について争いがあるときは、会社は外観的権利者（propriétaire apparent）、いかえれば、記名株式の場合には記名株式簿に登録されている者、無記名株式の場合には株券を預託した者が提出した請求に応じなければならない。

（b）請求の形式 以上の請求資格を有しかつそれを証明した株主は、会社に対して、総会の議事日程に自己の議案を記載すべき旨を請求することができる。この請求には決議の案文を添付しなければならない。この案文には簡単な理由書をつけることができる（令128条3項）。請求は、配達証明付書留郵便によって会社の本店あてに行なわれなければならない（令128条1項）。

（c）請求の目的 株主の記載請求の対象となる議案については、取締役会または董事会における候補者の推選に関するもののみが除外される（2項）。この例外は、会社法改正審議において、激しい論議の対象となったものであり、政府および国民議会はこの例外規定を設けることに反対したが、結局は上院の賛成意見が優越した。合同委員会（commission mixte）において報告者デイリー（Daily）氏が、「資本の5パーセントに当る株式しか有していない株主に取締役会または董事会における候補者の推選に関する議案の提出をみとめることは行き過ぎである」と述べた主張を採用したものである（Hamiaut, t. II, p. 134）。

この場合以外には、たとえ議案が招集された総会の案件と無関係な場合でも、株主はすべての議案を提出することができるものと解される。ただし、いかなる法令も議案を取締役会または董事会が総会に提出する案件と関係づけていないからで

株 主 総 会

ある。その上、公募会社については、開催通知に取締役会または董事会が作成した議事日程および決議の案文の記載が要求されるが、非公募会社についてはかかる記載は何ら要求されていないので（令129条参照）、かかる会社の株主は総会の議事日程を知らないことがありうる。そのとき、株主はどのようにして彼等が知らない議事日程と関連する議案を提出することができようか。ただし、議案は直接に会社の運営および業務執行に関連するものでなければならない。たとえば、政治的あるいは宗教的な問題のように、会社の運営に直接関連のない案件を議案として請求することはできない。株主がかかる議案を提出したときは、取締役会または董事会は当然にその議案を総会の決議に付することを拒絶することができる（Lefebvre, p. 26）。

(d) 送付期間 株主の議案の記載請求書の送付は、会社が公募会社の場合と非公募会社の場合とでは異なる。公募会社においては、請求書は法定公報(全国版)における開催通知の公示から10日以内に発送しなければならない（令130条2項）。非公募会社においては、第1回の招集にもとづき開催される総会の会日よりも少なくとも25日前に発送しなければならない（令129条2項）。

(2) 株主の提出した議案の処理 社長または董事会の議長は、議案を受領した日から5日以内に、書留郵便をもって議案を受領した旨を通知しなければならない（令131条1項）。そして、議案を議事日程に記載し、かつ総会の決議に付さなければならない（令131条2項）。これは取締役会または董事会がこの記載の適否を判断することができないことを意味する。

改正法以前の判例は、定款が株主に対して議事日程に議案の記載請求をみとめている場合に、その提出された議案が不正確または会社利益にとって有害な表現をとっているときは、その実質を変更しないことを条件として、取締役会により変更することができる」と判示していた（Rouen, 27 avril 1922, D. 1923, 2. 123）。この判例は新会社法の下では否定されるものと思われる。なぜなら、命令第131条第2項は、会社指揮者の役割を厳格に実行行為（受領通知および議事日程への記載）に限定しているからである（Lefebvre, p. 26）。

(4) 制裁 株主に議案の提出権をみとめる本条の規定に違反してなされた総会の決議は、法律上当然にこれを無効とする（法173条1項）。この無効は絶対無効

であり、すべての利害関係人がこれを主張することができる。ただし、株主による議案の提出は一般的利益(intérêt générale)を有するからである(Lefebvre, p. 28)。また、取締役会または董事会の構成員は、その義務の懈怠により、その採択が会社にとって有用な議案を会社が審議決定することができなかつたことから生ずる結果について責任を負う(Gide, p. 333)。

4. 議事日程と総会の決議 (1) 原則 総会は、原則として議事日程に記載された事項にかぎり決議することができる(3項)。この規定に違反する決議は法律上当然に無効である(法173条1項)。これは旧法の下で判例が示した解決と同一であり、本条はこれを明文化したものである。議事日程は第2回招集にさいしてこれを変更することができない(4項)。

(2) 例外 旧法の下で判例は、取締役の解任を生ぜしめるような重大かつ予見不可能な事項が会議中に提起されたときは、議事日程に表示されていない場合でも、これを決議することができるものとしていた。新会社法はかかる判例を肯認して、総会はあらゆる場合において、1人または数人の取締役もしくは監事会の構成員を解任し、またその後任者を補充することができると規定し(3項)、この場合には議事日程に記載がないときでもその決議の可能性をみとめている。しかし、この例外は本法による唯一のものであって、今後はその他のいかなる突発事項も、議事日程に記載のないかぎり、これを決議の対象とすることができないものと解せられる(Gide, p. 334)。

法第 161 条〔議決権の代理行使〕

①株主は、その配偶者または他の株主に自己を代理させることができる。

②株主は、同一人が自らまたは受任者として行使できる議決権数の最高限を定める法律または定款による制限の範囲内で、他の株主から総会における代理権を授与されることができる。

株主総会

③前2項の規定に反する条項は、記載のないものとみなされる。

Loi Art. 161.—Un actionnaire peut se faire représenter par un autre actionnaire ou par son conjoint.

Tout actionnaire peut recevoir les pouvoirs émis par d'autres actionnaires en vue d'être représentés à une assemblée, sans autres limites que celles résultant des dispositions légales ou statutaires fixant le nombre maximal des voix dont peut disposer une même personne, tant en son nom personnel que comme mandataire.

Les clauses contraires aux dispositions des alinéas précédents sont réputées non écrites.

令第132条〔委任状による代理権の授与〕

①株主が総会において自己を代理させるために与えた委任状には、当該株主が署名しかつその株主の氏、氏名および住所を表示しなければならない。委任状においては特定の受任者の1人を指名することができる。この受任者は、他の者に複代理をさせることはできない。

②前項の委任は、1つの総会にかぎってこれを与えるべきものとする。ただし、同一の日または7日以内に開催される通常総会および特別総会の2つの総会について委任を与えることができる。

③1つの総会に対して与えられた委任は、同一の議事日程をもって招集される継続会に対しても有効とする。

Déc. Art. 132.—La procuration donnée pour se faire représenter à une assemblée par un actionnaire est signée par celui-ci et indique ses nom, prénom usuel et domicile. Elle peut désigner nommément un mandataire, qui n'a pas faculté de se substituer une autre personne.

Le mandat est donné pour une seule assemblée. Il peut cependant être donné pour deux assemblées, l'une ordinaire, l'autre extraordinaire, tenues le même jour ou dans un délai de sept jours.

Le mandat donné pour une assemblée vaut pour les assemblées successives convoquées avec le même ordre du jour.

令第 133 条〔委任状の様式〕

会社によりまたは会社が特に指名した受任者により、株主に送付される委任状には、つぎのものを添付しなければならない。

(1)総会の議事日程

(2)取締役会または董事会および第 128 条ないし第 131 条に定める条件に従って株主により提出される決議の案文

(3)当該営業年度中における会社の状況に関する簡潔な説明書、ならびに本命令付属の様式に従い作成され、かつ各 5 年間に於ける毎営業年度の成果、5 年にみえない場合には会社の設立後（1968 年 1 月 2 日命令第 68—25 号により改正）《または他会社の吸収合併》後の各営業年度の成果を開示した一覧表

(4)第 138 条第 3 項の規定にもとづき、記名株主に対して後日の総会のときに報知請求をすることができることを知らせるため、第 135 条に定める書類および情報の送付を請求するための用紙

Déc. Art. 133.—A toute formule de procuration adressée aux actionnaires par la société ou par le mandataire qu'elle a désigné à cet effet, doivent être joints :

1° L'ordre du jour de l'assemblée ;

2° Le texte des projets de résolution présentés par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, et par des actionnaires dans les conditions prévues aux articles 128 à 131 ;

3° Un exposé sommaire de la situation de la société pendant l'exercice écoulé, accompagné d'un tableau présenté conformément au modèle annexé au présent décret et faisant apparaître les résultats de la société au cours de chacun des cinq derniers exercices ou de chacun des exercices clos depuis la constitution de la société (Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968) 《ou l'absorption par celle-ci d'une autre société.》 si leur nombre est

株 主 総 会

inférieur à cinq ;

4° Une formule de demande d'envoi des documents et renseignements visés à l'article 135, informant l'actionnaire qu'il peut demander à bénéficier des dispositions de l'article 138, alinéa 3.

令第 134 条〔受任者による表決〕

①委任状には、会社または会社により委任状を集める資格を与えられた者に対し、受任者を指示することなく返付するときは、取締役会または董事会が提出し、または承認した議案の採択に賛成する表決が株主の名においてなされるべき旨を、明白に当該株主に知らせる記載をしておかなければならない。

②株主は、前項と異なる表決をするためには、委任者たる当該株主が表示した趣旨で表決することを受諾する受任者を選定しなければならない。

Déc. Art. 134.—La formule de procuration doit informer l'actionnaire de manière très apparente que s'il en est fait retour à la société ou à l'une des personnes habilitées par elle à recueillir les procurations, sans indication de mandataire, il sera émis en son nom un vote favorable à l'adoption des projets de résolution présentés ou agréés par le conseil d'administration ou le directoire.

Pour émettre tout autre vote, l'actionnaire doit faire choix d'un mandataire qui accepte de voter dans le sens indiqué par son mandat.

民法典第 218 条〔配偶者の代理〕

(1965年7月13日法律第 65—570 号により改正) 配偶者の一方は、他方に対して、夫婦財産制が付与する権利を行使するさいに、自己を代理させることができる。

Code civil. Art. (L. n° 65-570 du 13 juill. 1965.) Un époux peut donner mandat à l'autre de le représenter dans l'exercice des pouvoirs que le régime matrimonial lui attribue.

〔解 説〕

1. 総 説 1867年7月24日法も1933年11月13日法も、ともに総会における株主の代理について特別の規定を設けていなかった。ただ、1964年12月23日法第47条は、同一株主が受けることのできる代理権の数を制限することができない旨を定めていたにすぎない。これに反して、新会社法およびその施行令は、株主の代理について詳細な規定を設けている。本条は限定的に受任者たりうる者の資格を定め、施行令は委任状の作成方法、会社が株主に送付する委任状用紙に添付すべき書類および情報、受任者の指名なしに返送された委任状のもつ意義などを明白にしている。

2. 受任者の資格 株主が自ら総会に出席することに障害のあるときは、株主は受任者により自己を代理させることができる。ただし、受任者の資格は他の株主または当該株主の配偶者に限定される（1項）。この規定は強行規定であって、これに抵触するすべての定款の条項は記載がないものとされているので（3項）、たとえば、配偶者自身が株主でないときは、配偶者を受任者とすることができないとか、反対に、委任は株主でないすべての第三者に与えることができるというような定款の規定は無効である。

本条の規定を設けるか否かについては、議会において激しく論争された。すなわち、国民議会在株主はその選択するすべての者によって自己を代理させることに好意的であったのに対し、上院はその資格限定に固執したからである。しかし、結果においては、上院の第1読会で議決されたものが採用されるに至った（Déb. Senat, Séance du 21 avril 1966, p. 232）。配偶者による代理は新しいものであるが、他の株主による代理の原則は、旧法下でも定款において通常規定されていたものであり、それを踏襲したものといえる。

他の株主の指名は全く自由である。たとえば、いかなる株主を受任者とすることも可能である。本条第2項は、「すべての株主」と定めているので、定款は受任者たる株主が自ら総会に出席することができる者でなければならない旨を定めることはできない。その結果、定款の条項が通常総会に出席するために必要な株式の最低数を定めている場合に、たとえ受任者たる株主がこの株式数を自ら保有するものでないときでも、他の株主から委任を受け、必要な最低数を充足することができる。他

株 主 総 会

方、同一株主が有しうる委任の数を制限することは禁止されている（2項）。かくて、小株主を委任者とするのを防止しようとする定款の規定が排除されることになる。

3. 受任者の指名 命令第134条によると、委任状には、会社または会社により委任状の徴集権を与えられた者に対して受任者を指名することなく委任状が返送されたときは、取締役会または董事会により提出されまたは承認された議案の採択に賛成する表決が当該株主の名においてなされたとする旨をきわめて明白に株主に知らせなければならない。株主がこれと異なる表決をするためには、委任者たる当該株主が表示した趣旨で表決することを承諾する受任者を選定しなければならないと定めている。この規定から委任状により表決する株主には2つの方法が提供されていることになる。

(1) 株主が予め提案された議案を承認する場合には、受任者の氏名を白地にしたまま会社または会社から徴集権を授与された者に対して委任状を返送すればよい。この場合には、委任状を付託された者は、取締役会または董事会が提出した議案の採択に賛成する表決を委任者たる株主の名で行わなければならない。

(2) これに反し、株主が提案された議案に対し、彼が表決しようとする趣旨を指示したいときは、株主は彼が指示した趣旨で表決することを受諾する受任者を指名しなければならない（令134条2項）。もちろん、株主が自分では予め決定できないと考えたり、総会の審議中において生ずる意見を考慮して受任者にその決定を一任したいときは、指名した受任者にその決定権限を委託することもできる。ともかく、代理人として指名された受任者は、他の者に複代理させる権能を有しない（令132条1項）。

4. 代理の期間 委任は総会ごとに与えることを要する。ただし、同日または7日の期間内に開催される通常総会および特別総会の2つの総会については、同時に委任を与えることができる（令132条2項）。この規定は制限的に解釈すべきであって、2つの通常総会または2つの特別総会が同日または7日の期間内に開催される場合には、この規定を拡張することができないものと解せられる。命令第132条2項は、この便宜的措置を通常総会と特別総会の開催にかからしめているものと

解せられるからである (Lefebvre, p. 87)。

また、1つの総会において与えられた委任は、同一の議事日程をもって招集される継続会に対しても有効である(令132条3項)。この規定は、間接的に恒常的委任(mandat permanent)を禁止したものと解せられる。かくて、従来、学説および判例において議論されていた委任の撤回あるまではあらゆる総会における委任を受任者に包括的にみとめる包括委任の慣行の適法性が本条によって明白に否定されるに至った。

5. 代理の形式および表示 (1) 形式 委任は必ず書面によってなさなければならぬ。旧法の下では、定款に反対の条項のないかぎり、口頭による委任(mandat verbal)も適法なものとして認められていたのであるが(Trib. com. Seine 15 janvier 1946, J. Soc. 1947, 49; Alger, 26 juin 1946, Rev. Soc., 1949, 154)、新会社法はこれをみとめていない。事実、命令第132条は、代理を希望する株主による委任状の署名およびこの委任状に一定の記載事項を記載すべき旨を命じており、また法第447条は、各委任者に与えた委任状を出席簿に添付しないときは刑事制裁を定めていることから、この否定を推測することができる。したがって、委任は公正証書または私署証書の形式における書面により証明されなければならない。

(2) 表示 委任状には、前述の白紙委任状の効力に関する命令第134条に定める記載のほか、委任者たる株主が署名しかつその株主の氏名および住所を表示しなければならない(令132条1項)。そのほか、本条にとくに定めはないが、委任者の持株数およびこれらの株式に付着する議決権の数を付記することが適当である。ただし、これらの補足事項は出席簿の作成を容易にするからである。事実、命令第145条第2項は、この場合に代理された株主に関する記載を出席簿に記入せず、単に委任状の数のみを記載することを許しているからである。

株主が白紙委任状を送付する意図を有しないときは、さらに株主が選定した受任者の氏名および住所を記載しなければならない。株主が受任者として「社長」または「副社長」を指名する委任状を返送したときは、この委任状は命令第132条第1項の意味においては適法でない。ただし、受任者が特定の(nommément)指名されていないからである。しかし、かかる委任は白紙委任と同視することができる

株 主 総 会

(Lefebvre, p. 85)。

(3) 印紙 総会における代理を目的として株主が作成する委任状は印紙税 (droit de timbre de dimension) に従う (C. G. I. 879 条)。現在の税率は21×27 判1枚につき5フランである (C. G. I. 876 条)。

6. 委任状に添付すべき書類および参考資料 会社または会社がとくに指名した受任者（銀行、証券取引業務に従事する証券取引員など）が自発的に、あるいは株主の請求にもとづき、株主に委任状を送付するときは、次の書類を委任状に添付しなければならない (令133条)。すなわち、総会の議事日程、取締役会または董事会および株主によって提出された決議の案文、当該営業年度中における会社の状況に関する簡単な説明書、最近5年間における各営業年度の成果、5年に満たない場合には、会社の設立後または他会社の吸収合併後の各営業年度の成果を開示した一覧表、命令第135条に定める書類および参考資料の送付請求状 (formule de demande d'envoi)。この送付請求状には、記名株主であることを条件として、株主の請求にもとづいて会社が送付しなければならない書類を、株主側からあらかじめ請求しなくても以後の各総会ごとに受取ることができる旨を株主に報知する記載を含まなければならない。

委任状およびこれに添付すべき書類を会社が株主に送付しなかった場合には、次の効果が生ずるものと解する。まず、請求株主に対して委任状を送付しないときは、出席拒絶の場合と同様に総会決議の無効を生ぜしめる。ただし、自ら総会に出席することができない、またはそれを欲しない株主に、彼が請求した委任状を送付しないことは、実質的に総会への参加を妨害することにひとしいからである。これに対して、会社が命令第133条の定める書類を委任状に添付しないときは、総会決議の無効をもって制裁することは疑問であり、株主はこれによって生じた損害の賠償を会社に求めることができるにすぎないものと解する (Lefebvre, p. 83)。

7. 委任の撤回 原則として、委任はいつでも撤回することができる (民法典2003条)。ただし、この撤回は、会社にその旨を通知したときにかぎり、会社に対抗することができる。撤回不能を約定する委任(とくに syndicat de blocage)は不適法なものであり、総会決議の無効原因を構成するものと解せられる (Gide, p.

316)。この解釈は議決権の自由行使を侵害する目的をもつ契約の禁止を定めた1937年8月31日のデクレ・ロワ以後異論のないところであって、新会社法は前記デクレ・ロワの規定を再現していないが、同一の解釈が支持されるべきである。

8. 法定代理 (représentation légale) (1) 法人株主の代理 株主たる会社およびその他の法人は、原則としてその法定代表機関(社長、副社長、董事会議長、単独董事)により代理される。ただし、定款等により従業員の中からとくに選任した者(たとえば, *secrétaire générale, directeur administratif*) に対して総会における代理を目的として特別の代理権を付与することができる。株主たる会社は、いかなる場合にもその代理人を総会に出席させなければならない。この場合に、代理人は自ら株主であることを要しないものと解せられる(Lefebvre, p. 80)。総会において会社を代理するために会社の従業員に与える代理委任と自然人たる株主により他の株主またはその配偶者に与える代理委任とは混同してはならない。会社が他の株主に対して代理権を与えるのは、株主たる会社の代表機関または従業員のいずれもが総会に出席できない場合にかぎる。

(2) 法定代理人 (a) 不在者 (*absent*) は総会において次の者によって代理される。すなわち、失踪推定の期間中は一般受任者 (*mandataire général*) または仮管理人 (*administrateur provisoire*) により、失踪宣告がなされ、仮の占有取得が許されるときは、占有取得者 (*envoyé en possession*) によって代理される。

(b) 未成年者、禁治産者は、その法定代理人によって総会において代理される。浪費者または心神耗弱者は、その後見人の後見なしに総会に参加する権利を有する。

(c) 配偶者の一方は、他の者に対して、夫婦財産制が付与する権限の行使において自己を代理させるため委任することができる(民法典218条)。

法第 162 条〔株主に対する情報開示〕

①取締役会または董事会は、会社の業務執行およびその進行状況に関して、株主が事情を知って意思を決定し、かつ調査にもとづく判断を下すことができるように書類を株主に送付しまたはその閲覧に供さなければ

株 主 総 会

ばならない。

②前項の書類および株主に対する書類の送付または閲覧の条件は命令によって定める。

Loi Art. 162.—Le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, doit adresser ou mettre à la disposition des actionnaires les documents nécessaires pour permettre à ceux-ci de se prononcer en connaissance de cause et de porter un jugement informé sur la gestion et la marche des affaires de la société.

La nature de ces documents et les conditions de leur envoi ou de leur mise à la disposition des actionnaires sont déterminées par décret.

令第135条〔株主に対する開示事項〕

会社は、第138条および第139条に定める条件に従い、つぎのような情報を記載する1通または数通の書類を株主に送付したまたはその閲覧に供さなければならない。

(1)取締役および副社長の氏、氏名、住所または監事会および董事会の構成員の氏、氏名、住所、ならびにこれらの者が他の会社の業務執行、指揮、管理または監督の職務を行なっている場合にはその会社の表示

(2)取締役会または董事会により提出される決議の案文

(3)株主が議案を提出するときは、その決議の案文および提案理由書

(4)総会に提出されるべき取締役会または董事会の報告書、ならびに必要なときは監事会の意見書

(5)議事日程が取締役会または董事会の構成員の選任を含むときは、

a) 候補者の氏、氏名および年齢、最近5年間における職歴および職業活動状況、とくに他の会社において従事したまたは従事していた職務

b) 候補者が当該会社において占める役職および候補者の有する当該会社の記

名式または無記名式の株式の数

(6)会社法第 157 条に定める通常総会に関するときは、当期純損益計算書、損益計算書、貸借対照表および必要あるときは監事会の意見書、会社法第 103 条第 3 項および第 145 条第 3 項に定める会計監査役の特別報告書、および本命令付属の様式に従い作成され、かつ各 5 年間における毎営業年度の成果、5 年にみたくない場合には、会社の設立後（1968 年 1 月 2 日命令第 68—25 号により改正）《または他会社の吸収合併》後の各営業年度の成果を開示した一覧表

(7)特別総会に関するときは、必要ある場合に総会に提出されるべき会計監査役の報告書。

Déc. Art. 135.—La société doit adresser aux actionnaires ou mettre à leur disposition, dans les conditions prévues aux articles 138 et 139, les renseignements suivants contenus dans un ou plusieurs documents :

1° Les nom, prénom usuel et domicile, soit des administrateurs et directeurs généraux, soit des membres du conseil de surveillance et du directoire, ainsi que, le cas échéant, l'indication des autres sociétés dans lesquelles ces personnes exercent des fonctions de gestion, de direction, d'administration ou de surveillance ;

2° Le texte des projets de résolution présentés par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas ;

3° Le cas échéant, le texte et l'exposé des motifs des projets de résolution présentés par des actionnaires ;

4° Le rapport du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, qui sera présenté à l'assemblée ainsi que, le cas échéant, les observations du conseil de surveillance ;

5° Lorsque l'ordre du jour comporte la nomination d'administrateurs ou de membres du conseil de surveillance :

a) Les nom, prénom usuel et âge des candidats, leurs références professionnelles et leurs activités professionnelles au cours des cinq dernières années, notamment les fonctions qu'ils exercent ou ont exercées dans d'autres sociétés ;

株 主 総 会

b) Les emplois ou fonctions occupés dans la société par les candidats et le nombre d'actions de la société dont ils sont titulaires ou porteurs ;

6° S'il s'agit de l'assemblée générale ordinaire prévue à l'article 157 de la loi sur les sociétés commerciales, le compte d'exploitation générale, le compte de pertes et profits, le bilan, le cas échéant, les observations du conseil de surveillance, le rapport spécial des commissaires aux comptes prévu aux articles 103, alinéa 3, et 145, alinéa 3, de ladite loi et un tableau présenté conformément au modèle annexé au présent décret et faisant apparaître les résultats de la société au cours de chacun des cinq derniers exercices ou de chacun des exercices clos depuis la constitution de la société (Décr. n° 68-25 du 2 janv.1968) 《ou l'absorption par celle-ci d'une autre société》 si leur nombre est inférieur à cinq ;

7° S'il s'agit d'une assemblée générale extraordinaire, le rapport des commissaires aux comptes qui sera, le cas échéant, présenté à l'assemblée.

〔 解 説 〕

1. 総 説 新会社法の主な目的の1つは、旧会社法におけるよりも、より良き状態において株主が会社の運営について自己の意見を形成できるように、有効な情報を株主に与えることである。それには、総会の開催を株主に通知するだけでは十分でない。さらに、議事日程に記載される案件について株主が十分な情報をうる必要がある。かかる目的にもとづき、立法者は総会の開催通知または招集通知より広い範囲において、かつそれとは別の情報開示制度を設けた。すなわち、本条では、取締役会または董事会は、会社の業務執行およびその事業の進行状況について、株主が事情を知って意見を決定し、かつ調査したうゑで判断を下すことができるように、それに必要な一定の書類を株主に送付し、またはその閲覧に供しなければならないとし（1項）、その書類および株主に対する書類の送付または閲覧の条件を命令に委ね（2項）、命令はそれらについて詳細に定めている。株主の情報開示制度に関連する条文は数多く（法162条、168条ないし173条、令133条、135条、139条ないし144条、294条ないし299条）、かつその間に統一性が保たれてい

ないため錯雑しているが、ここでは本条と最も密接に関連する命令第 135 条について解説する。

2. 送付または閲覧書類の種類 会社は次のような情報を記載する 1 通または数通の書類を株主に送付したまたはその閲覧に供しなければならない。

(1) 取締役および副社長の氏、氏名、住所、または監事会および董事会の構成員の氏、氏名、住所、ならびにこれらの者が他の会社の業務執行、指揮、管理または監督の職務を行なっている場合には、その会社の表示。

(2) 取締役会または董事会により提出された決議の案文。

(3) 株主が議案を提出するときは、その決議の案文および提案理由書。

(4) 総会に提出されるべき取締役会または董事会の報告書ならびに必要なときは監事会の意見書。

(5) 議事日程が取締役または監事会構成員の選任を含むときは、会社は以上の書類のほか次に次の情報を提供する義務を負う。すなわち、(a) 候補者の氏名および年齢、(b) 最近 5 年間ににおける職歴および職業活動の状況、とくに他の会社において（外国会社を含む）従事したまたは従事していた職務、(c) 候補者が当該会社において占める役職および候補者の有する当該会社の記名式または無記名式株式の数。

以上に列挙した書類のうち、(2)と(3)とは前述の委任状に添付すべき書類の中に入っている。会社はこれらの書類を 2 通作成して送付する義務を負わない。

(6) 年次総会に関するときは、以上の書類に加え、会社は次のような書類を株主に送付しなければならない。すなわち、当期純損益計算書、損益計算書、貸借対照表、必要あるときは監事会の意見書、会社と取締役、副社長、董事会または監事会構成員の 1 人との間でなされた自己取引に関する会計監査役の特別報告書、各 5 年間ににおける毎営業年度の成果、5 年に満たない場合には会社の設立後または他会社の吸収合併後の各営業年度の成果を開示する一覧表。この一覧表は、会社がすべての総会にさいし委任状に添付して株主に送付すべき書類に含まれているので（令 133 条参照）、命令第 133 条と 135 条の適用が重複することになる。しかし、会社は 1 通の成果表を送付すれば足りるものと解すべきである。

(7) 会計監査役が特別総会に報告書を提出しなければならないときは（資本の

株 主 総 会

減少, 合併, 組織変更など), 会社は株主に送付すべき書類にこの報告書を加えなければならない。

法第162—1条 [役員等の持株に関する開示]

① (1970年12月23日法律第70—1208号により改正) 会社の社長, 副社長, 董事会の構成員, この会社において取締役または監事会の構成員の役職をつとめる自然人または法人, ならびにこれらの役職をつとめる法人の常任代表者は, 命令の定める条件に従って, それらの者自身またはその子で親権から解放されていない未成年者に属し, かつ証券取引所において正規に上場がみとめられまたは非上場証券に関する日報に掲載されている株式が, 当該会社自身, 当該会社の子会社, 当該会社が自ら子会社たる会社およびその会社の他の子会社により発行されているときは, 当該株式を記名式にするかまたは預託する義務を負う。

②同一の義務は, 前項に掲げる者の同居配偶者に対しても負わされる。

Loi Art. 162-1.—(L. n° 70-1208 du 23 déc. 1970) Le président, les directeurs généraux, les membres du directoire d'une société, les personnes physiques ou morales exerçant dans cette société les fonctions d'administrateur ou de membre du conseil de surveillance ainsi que les représentants permanents des personnes morales qui exercent ces fonctions sont tenus, dans les conditions déterminées par décret, de faire mettre sous la forme nominative ou de déposer les actions qui appartiennent à eux-mêmes ou à leurs enfants mineurs non émancipés et qui sont émises par la société elle-même, par ses filiales, par la société dont elle est la filiale ou par les autres filiales de cette dernière société, lorsque ces actions sont admises à la cote officielle des bourses de valeurs

ou figurent au relevé quotidien des valeurs non admises à la cote.

La même obligation incombe aux conjoints non séparés de corps des personnes mentionnées à l'alinéa précédent.

令第 153 — 1 条〔記名株式または預託すべき期間——その 1〕

(1971年 7 月 23 日 命令第 71—615 号により改正) 会社法第 162 — 1 条に掲げる者は、同条に定める義務を伴う資格を取得した日から 1 ヶ月の期間内に、自らが所有しているまたはその子で親権から解放されていない未成年者に属し、会社法第 162 — 1 条に定める株式を、記名株式にするか、または第 153 — 3 条の定める条件に従って預託する義務を負う。

Déc. Art. 153-1.—(Décr. n° 71-615 du 23 juill. 1971) Les personnes mentionnées à l'article 162-1 de la loi sur les sociétés commerciales sont tenues, dans le délai de un mois à compter de la date à laquelle elles acquièrent la qualité au titre de laquelle elles sont soumises à l'obligation prévue audit article, de faire mettre sous la forme nominative ou de déposer dans les conditions fixées par l'article 153-3 les actions visées à l'article 162-1 dont elles sont propriétaires ou qui appartiennent à leurs enfants mineurs non émancipés.

令第 153 — 2 条〔記名株式または預託すべき期間——その 2〕

(1971年 7 月 23 日 命令第 71—615 号により改正) 会社法第 162 — 1 条に掲げる者は、同条に定める株式を取得したときは、当該証券を占有したときから 20 日の期間内に、当該株式を記名式にするか、または第 153 — 3 条に定める条件に従い預託する義務を負う。

Déc. Art. 153-2.—(Décr. n° 71-615 du 23 juill. 1971) Les personnes mentionnées à l'article 162-1 de la loi sur les sociétés commerciales sont tenues, lorsqu'elles acquièrent des actions visées audit article, de faire mettre ces actions sous la forme nominative, ou de les déposer dans les

株 主 総 会

conditions fixées par l'article 153-3 dans le délai de vingt jours à compter de l'entrée en possession des titres.

令第153—3条〔預託の方式〕

(1971年7月23日命令第71—615号により改正) 会社法第162—1条に定める預託は、銀行、フランス信用審議会によって登録されかつ公衆の証券の預託を受ける資格を有する金融機関、あるいは証券取引員にこれを行なわなければならない。

Déc. Art. 153-3.—(Décr. n° 71-615 du 23 juill. 1971) Le dépôt prévu à l'article 162-1 de la loi sur les sociétés commerciales doit être fait soit dans une banque, soit dans un établissement financier enregistré par le conseil national du crédit et habilité à recevoir des dépôts de titres du public, soit chez un agent de change.

令第203-2条〔準用規定〕

(1971年7月23日命令第71—615号により改正) 第153-1条ないし第153-3条の規定は、業務執行者および監事会構成員にこれを適用する。

Déc. Art. 203-2.—(Décr. n° 71-615 du 23 juill. 1971) Les dispositions des articles 153-1 à 153-3 sont applicables aux gérants et membres du conseil de surveillance.

〔解説〕

本条は、わが国の証券取引法第189条と規定の趣旨を同じくするもので、いわゆる会社機密関与者 (initiés) の行なう株式取引に初めて規制を加えたものである。すなわち、職務上または立場上会社の重要な内部情報を一般投資者に先立って取得することのできる会社経営者等が、その情報を利用して会社株式の売買を行なうことによって不当な利益を獲得することを防止し、一般投資者の利益を保護する

ことが本条の設けられた目的である。

本条は、はじめ1967年9月28日第833号オールドナンス（8条）によって新設されていたが、1970年12月23日法律第70—1208号により改正されている。したがって、本条では、かつての特定従業員は削除され、社長、副社長、董事会の構成員、当該会社において取締役または監事の役職をつとめる自然人または法人、ならびにこれらの役職をつとめる法人の常任代表者のみを対象としている。

これらの者またはその同居配偶者は、命令の定める期間内に（令153—1条、153—2条）、上記の会社指揮者またはその子で親権から解放されていない未成年者に属し、かつ証券取引所において正規に上場がみとめられ、または非上場証券に関する日報に掲載されている株式が当該会社自身、当該会社の子会社、当該会社が自ら子会社たる会社およびその会社の他の子会社により発行されているときは、当該株式を記名式にするか、または預託する義務を負う。

当該株式を預託する場合には、銀行、フランス信用審議会によって登録されかつ公衆の証券の預託を受ける資格を有する金融機関または証券取引員にこれを行なわなければならない（令153—3条）（なお、機密関与者の株式取引規制については、荒木正孝「フランス法における会社機密関与者の株式取引規制」国際商事法務第1巻第3号（1973）27頁以下参照）。

法第 163 条〔用益権者・共有者・質権設定者の議決権行使〕

①議決権は、通常総会においては株式の用益権者に属し、特別総会においてはその虚有権者に属する。

②株式の共有者は、その中の1人または共有者以外の1人の受任者を総会に出席させることができる。共有者間で意見が一致しないときは、共有者の請求にもとづき、裁判所が受任者を指名する。

③質権を設定した株式の議決権は、株主がこれを行使する。このため質権者は、その債務者の請求にもとづき質物として所持する株券を命令

株主総会

の定める条件および期間に従って預託しなければならない。

Loi Art. 163.—Le droit de vote attaché à l'action appartient à l'usufruitier dans les assemblées générales ordinaires et au nu-propiétaire dans les assemblées générales extraordinaires.

Les copropriétaires d'actions indivises sont représentés aux assemblées générales par l'un d'eux ou par un mandataire unique. En cas de désaccord, le mandataire est désigné en justice à la demande du copropriétaire le plus diligent.

Le droit de vote est exercé par le propriétaire des titres remis en gage. A cet effet, le créancier gagiste dépose, à la demande de son débiteur, les actions qu'il détient en gage, dans les conditions et délais fixés par décret.

令第137条〔質権設定者または株式共有者の権利行使〕

①債務者がその質権者に対して請求しかつ費用を負担するときは、質権者は、第136条の定める様式に従い、質物として所持する株券を預託しなければならない。

②会社法第163条2項に定める条件に従い、株式共有者の代理を委託される受任者は、即決審理にもとづく商事裁判所長の命令により指名される。

Déc. Art. 137.—Le créancier gagiste dépose les actions qu'il détient en gage, selon les modalités fixées par l'article 136, si le débiteur lui en fait la demande et en supporte les frais.

Le mandataire chargé de représenter les copropriétaires d'actions indivises dans les conditions prévues à l'article 163, alinéa 2, de la loi sur les sociétés commerciales, est désigné par ordonnance du président du tribunal de commerce, statuant en référé.

〔解 説〕

1. 序 説 本条は、用益権の付された株式に関する議決権の所屬、および共有株式または買入株式に関する議決権の行使方法を明確にした新設規定である。

2. 用益権の付された株式 (1) 旧会社法の下では、議決権の法的性質について議論があった。若干の判決は、決議はある場合には管理行為 (acte d'administration) であるが、他の場合に処分行為 (acte de disposition) を構成することもある (たとえば、会社の組織変更や存続期間の延長に関する決議の場合) と考えた。したがって、前者の場合には株式の用益権者および管理者 (administrateur) が決議に参加することができ、後者の場合において決議が有効であるためには、議決権は株式の虚有権者かまたは少なくともその同意をもって行使されることが必要であるとしていた。

しかし、これらの判決は、決議行為はすべての場合に管理行為であると解する破毀院の判例 (Cass. req. 23 juillet 1941, J. Soc. 1943, 209) に反するものであった。このように旧会社法の下では、用益権者または虚有権者のうち、だれが総会に出席し議決権を行使することができるかについて見解が分かっていたのであるが、新会社法は、かかる問題を解決するために、本条第 1 項を新設してこの点を明確にした。すなわち、議決権は通常総会においては株式の用益権者に属し、特別総会においては虚有権者に属する。

この規定の新設により、通常総会における決議は管理行為を構成し、特別総会における決議は処分行為を構成するものと解すべきではない。なぜなら、これは問題の解決をはかるという単なる目的によって設けられた規定であって、議決権の法的性質までを定義しようとしたものとは考えられないからである。事実、1965年11月5日命令第4条は、未成年者に属する株式について「株主総会における議決権、社債および受益者または発起人持分の所持人の権利行使は、民法典第456条の意味する管理行為とみなす」と定めている。したがって、本条は前記破毀院の判例に反するものではなく、決議は本質的に管理行為であるが、しかし用益権の付された株式に関しては、この原則に対し特別の例外を設けたものと考えられる (Gide, p. 302)。

株 主 総 会

(2) 本条は通常総会と特別総会についてのみ定め、種類株主総会については定めていないが、この場合には特別総会の場合と同様に総会に参加して議決権を行使しうる者は虚有権者と解すべきである。けだし、多くの場合に（定足数、多数決の条件、出席権など）、本法はこの2つの総会を同一の制度に従わせているからである（Lefebvre, p. 66）。

(3) 本条は特に明文の定めはないが、強行規定と解すべきである。民法典第578条によると、用益権とは「所有者自身と同様に、他人が所有している物を享有する権利である」と定義されている。ところで、通常総会において用益権者に議決権をみとめることは、用益権者は会社の通常の業務執行に関する決定、ことに利益の分配に関する決議を行なうことのみとめ、したがって用益権者がその享有権を実効的に使用するに適した手段を与えることである。これに対し、特別総会において虚有権者に議決権をみとめることは、株式の本質に最も重大な影響を与える決議を虚有権者に留保し、かつ用益権者がそれを侵害することを避けるためである。したがって、用益権者と虚有権者との間の議決権の法的分配は最も妥当な解決として法定されたものであり、したがって、定款にそれに抵触する規定を設けることは許されないものと解すべきである。

3. 共有株式 株式に付着する議決権は不可分のものであるから、株式の共有者が決議に参加しようとするときは、共有者はその中の1人または共有者以外の1人の受任者を総会に出席させ、議決権を代理行使させなければならない。株式共有者の代理を委託される受任者は、共有者の全員一致によって決定するのが原則であるが、共有者間で意見が一致しないときは、共有者の請求にもとづき裁判所が受任者を指名する（2項）。この受任者は即決審理にもとづく商事裁判所長の命令によって指名される（令137条2項）。受任者は株主の中からのみならず、株主以外の者を選任することができるものと解される（Mercadal et al, p. 493）。これは前述の法第161条に反するものであるが、この規定は株式の共有者の代理人には適用できないものと解すべきである。けだし、それは自ら履行できる行為を行なう権限を他人に与える通常の委任の場合と異なり、自ら決議することができない者の代理の場合だからである。共有株主の代理人の地位は、無能力者たる株主または法人株主の

代理人の地位に類似している (Gide, p. 304)。

4. 質入株式 債権者 (質権者) がその質権を実行しないかぎり、債務者 (質権設定者) は、なお株式を有する株主であるから、その資格において総会に出席しかつ議決権を行使することができる (3 項)。ただし、債務者たる株主がその権利を行使するときは、以下の手続に従わなければならない。

(1) 質入株式が無記名式である場合 この場合には、債務者がその質権者に対して請求し、かつ費用を負担するときは、質権者は招集通知に指示された場所で、かつ株主資格の証明のため定款において与えられた期間の満了前に、質物として所持する株券を預託しなければならない (3 項, 令 137 条 1 項)。質権者が債務者の請求を拒絶したときは、債務者は定款所定の条件に従い株券の預託を行なう任務を有する管財人 (séquestre) の指名を裁判所に請求することができる (Paris, 1^{er} juin 1935, S. 1935, I. 205)。

(2) 質入株式が記名式の場合 この場合には株券の預託は必要でない。すでに記名株式簿に登録されている株主は、それにもとづいて総会に出席しかつ議決権を行使することができる。

法第 164 条 [自己株式の議決権]

① (1967 年 9 月 28 日オールドナンス第 67—836 号により改正) 《会社は、第 217 条第 2 項、第 217—1 条および第 217—2 条の定める条件に従い、自ら買入れた株式について議決権を行使することができない。

② (1967 年 8 月 17 日オールドナンス第 67—695 号により改正) 会社の保有する株式は、定足数に算入されない。》

Loi Art. 164.—(Ord. n° 67-836 du 28 sept. 1967.) 《La société ne peut valablement voter avec des actions achetées par elle dans les conditions prévues aux articles 217, alinéa 2, 217-1 et 217-2.》

(Ord. n° 67-695 du 17 août 1967.) 《Il n'est pas tenu compte

des actions détenues par la société pour le calcul du quorum.》

〔解 説〕

1. 自己株式取得禁止の原則と例外 従来、フランス法では自己株式の取得に関する明文の規定がなかったため、判例および学説は会社法の一般原則にもとづいて、すなわち、自己株式の取得は資本維持の原則および株主平等の原則に反しないかぎり、これを見とめるという原則を確立していた。しかし、判例の中にはきわめて微妙な対立がみられ、また学説においても、自己株式の操作による投機の危険、自己株式の取得はかくれた資本減少に帰着するおそれがあるとする批判から、通説的立場に反対するものもあり、また、かりに自己株式の取得を見とめるとしても、その法的地位や運命をどう処理すべきかについて争いが存在したので、新会社法は次のような新規定を設けることによって、その解決を示した。

すなわち、原則として、会社による自己株式の取得は禁止する（法217条1項）。ただし、次の場合には自己株式の取得は有効とする。第1に、損失にもとづかない資本減少の場合において株式の買入消却を目的とする自己株式の取得は資本維持の原則に反しないのでこれを見とめる（法217条2項）。第2に、従業員の企業成長の成果の参加に関する1967年8月17日のオールドナンスにより、この目的のために会社は自己株式を取得することをみとめる（法217—1条）。第3に、1967年9月28日のオールドナンスにより、上場会社は株式相場の安定のために、総会の承認をえて自己株式を買入れることができる（法217—2条）。このほか、会社が先買権の行使によって自己株式を取得する場合（法275条）、および意思表示の瑕疵または無能力にもとづく会社の設立無効または設立後の行為および決議の無効請求を阻止するため、会社が自己株式の買入案を裁判所に提出する場合にも（法365条）、例外として自己株式の取得が許されている。

2. 自己株式と議決権 以上のように、例外として自己株式の取得がみとめられている場合に、その有効要件に従い取得した自己株式は、混同によって法的に消滅するものではなく、会社は一定期間これを有効に保有することができる。この

場合に問題となるのは、かかる会社が保有する自己株式に付着する権利、とくに議決権はどうなるのかについてであるが、本条は、会社が保有する自己株式は、すべて議決権が奪われ、かつ総会における定足数には算入されない旨を明規している。けだし、会社に自己株式の保有がみとめられるのは有価証券法理にもとづくものであって、株券の有価証券としての存続がみとめられているからである。したがって、株式に付着する社員権の行使、とくに議決権は剝奪される。

法第 165 条〔通常総会参加に必要な最低株式数〕

①会社は定款をもって、通常総会に参加する権利を得るには、10株を超えない範囲の最低数の株式を有することを要件とすることができる。

②数人の株主は、定款の定める最低数に達するため、その持株数を合わせ、かつその中の1人またはその中の1人の配偶者を代理人とすることができる。

Loi Art. 165.—Les statuts peuvent exiger un nombre minimal d'actions, sans que celui-ci puisse être supérieur à dix, pour ouvrir le droit de participer aux assemblées générales ordinaires.

Plusieurs actionnaires peuvent se réunir pour atteindre le minimum prévu par les statuts et se faire représenter par l'un d'eux ou par le conjoint de l'un d'eux.

〔解 説〕

1. 序 説 株主の総会参加権は若干の法規定により制限され、また定款等によってこれを制限することができる。

2. 法定制限 (1) 払込済でない株式 (actions non libérées) 株主に對する払込催告後30日の期間の満了前に、要求された払込金額の払込なき株式は、総会における議決権が与えられず、したがって、総会に参加することがみとめられな

株主総会

い（法283条，令210条参照）。

(2) 併合されない株式 (actions non regroupées) 併合行為の最初の日から2年の期間の満了前に，併合のため提出されない旧株式は議決権を失う。その結果，当該株式を有する株主は総会に参加することができない。この排除は株式の併合が以下の条文にもとづいて行なわれる場合に適用される。すなわち，上場株式については1948年10月30日命令，非上場株式にして，従来の券面額が25フランを超えないときは，1964年7月10日法および1965年4月5日命令にもとづくときである。

3. 約定制限 (limitations conventionnelles) (1) 最低株式数の保有条項 原則として，すべての株主はその持株数の如何を問わず総会に参加する権利を有する。ただし，会場における混雑をさけるために（フランスでは小株主は総会に欠席することが多いから，これはきわめて稀な場合である），立法者は，定款の中に総会の出席権を株式の最低数の保有にかからしめる条項を設けることをみとめた。本条の規定は，1867年7月24日法第27条および1933年11月13日法第1条第1項の規定を若干修正した上で再現したものである。この定款の条項が有効となるためには，次の条件に従わなければならない。

(a) この制限条項は通常総会にかぎりみとめられる（1項）。特別総会や種類株主総会については，かかる制限を設けることは許されない（法166条参照）。

(b) 通常総会に出席するために要求される株式の最低数は，資本の額および発行済株式数の如何を問わず，10株を超えることができない（1項）。もっとも，異なる券面額を有する株式が存在するときは，この制限は最小券面額を有する株式を基礎として計算しなければならない。たとえば，50フランの株式と100フランの株式とを有する会社においては，総会の出席に必要な株式の最低数は，50フランの株式の10株，あるいは100フランの株式の5株を超えることができない。

(c) さいごに，要求された数以下の株式を有する数人の株主は，定款に定める最低株式数に達するため，その持株を合わせ，かつその中の1人またはその中の1人の配偶者を代理人とすることができる（2項）。この代理権の行使については次の考察を必要とする。

(i) 本条第2項の規定は，明らかに強行規定である。したがって，定款は本条の

定める代理権行使の方式に抵触することも、これを変更することもできない。

(ii) 小割株 (coupures d'actions) を有する株主もまた集合することができる。この場合には、集合すべき小割株の数は各小割株が表章する株式の部分による。たとえば、各々が株式の10分の1を表章する小割株をその従業員に付与する会社の定款が、通常総会に出席するために5株の最低数を要求するときは、総計50の小割株を集合する必要がある。

(iii) 代理人は、小株主またはその配偶者の中からのみ選任できる。しかし、この配偶者が自ら株主であることを要しない。

(iv) 代理人は、総会に出席するために必要な条件を充足していること、ことに定款に定められた株式の最低数を代理していることを証明しなければならない。したがって、各小株主がそれぞれに委任状を与えるのが通常であろうが、全委任者の署名した1通の委任状を作成することも違法ではないものと思われる (Lefebvre, p. 72)。

(d) なお、通常総会に出席するための株式の最低数を要求する定款の条項は次の2つの効果を有する。第1は、取締役がその管理行為の担保に充当しなければならない株式の数および新型の株式会社において監事会の構成員が寄託しなければならない株式の数は、通常総会に出席するために定められた株式の最低数を下ることができない (法95条, 130条)。第2は、総会参加権が定款により最低株式数の保有にかからしめられているときは、その請求にもとづいて株主に送付しなければならない書類および参考資料は、所定の条件を満たす株主グループの代表者に対して送付しなければならない。

(2) 記名株主の登録および無記名株式の寄託に関する条項 定款は、しばしば、総会への参加権を記名株主の登録および総会の会日前の無記名株式の預託にかからしめている。命令第136条は、出席簿の作成を容易にするかかかる条項を有効とし、かつ総会の開催時に無記名証券を調査することを回避している。ただし、定款は総会の会日の5日以上前に、これらの手続の履践を要求することはできない (令136条2項)。

(3) 株券の交換 (échange d'actions) 一定の行為 (資本の減少, 株式の併

株 主 総 会

合、または分割)は旧株券と新株券との交換を生ぜしめる。そのとき、この交換を行なうために一定の期間が株主に与えられる。そして、通常はこの期間の終了時に旧株式は総会への参加権を失うものと定められている。

4. 総会の参加手続 (1) 株主資格の証明 総会に参加するには、株主はその資格を証明しなければならない。この証明は株主が記名株式を有するか、無記名株式を有するかに従い異なる方法によって行なわれる。

(a) 記名株式の場合 この場合には、株主の資格は会社の記名株式簿になされた登録にもとづく(法 265条 2項, 令 204条)。したがって、株主は株式がその名義で登録されていることを証明すれば足りる。その証明を簡易化するため、大規模な会社では多くの場合に、その記名株主に対して入場券(carte d'admission)を送付し、株主は会場に入るさいに、この入場券を提出することにより証明に代えている。定款は、総会への出席が記名株式簿における登録が会日の数日前に行なわれること
の条件にかからしめることができる。しかし、この期間は5日を超えてはならない(令136条)。

(b) 無記名株式の場合 この場合には、証券の提出が総会の出席条件とされる。原則として、無記名株券の提示または定款に規定のあるときは、これらの株式の保管者たる銀行その他の金融機関もしくは証券取引員により交付される保管証明書の提示は会場に入るときに行なうことができる。しかし、多数の株主を有する会社においては、かかる方法は株式の検査および出席簿の作成に長時間を要するという重大な不便を生ぜしめる。かくて、定款は多くの場合に、株主に対し会日の数日前に証券を預託する義務を定めている。命令第 136 条はこの点について旧慣行を確認した。

証券の預託義務が株主にあることは当然であるが、ただし、株式が質入されているときは、その預託は債務者が請求しかつ費用を負担するときは、質権者によって行なわれなければならない(令137条 1項)。預託すべきものは、無記名株券自体またはこれらの株式の保管者たる銀行等の保管証明書である。

預託は、招集通知に指定された場所(令 136 条 1 項)および公募会社においては法定公報(全国版)で公示した開催通知、非公募会社においては請求ある株主に送付した開催通知において指定した場所に行なわなければならない。預託すべき期日

第 166 条

は定款に定められる。ただし、この期日は会日前 5 日以内でなければならない（令 136 条 2 項）。定款がこの期日を定めていないときは、たとえ取締役会または董事会が期日を定めても、それは株主に対抗することができず、そのときは、株主は総会の会日までに証券を預託することができる。ただし、命令第 136 条第 2 項は期日の指定権を定款にのみ認めているからである（Lefebvre, p. 76）。

預託株主に対しては、通常、記名式の入場券が交付される。定款がこの入场券の交付を明規しているときは、それを提示しない株主に対しては総会の出席を拒絶することができる（Trib. com. Seine, 13 mai 1901, J. Soc. 1901, 448）。

無記名株式の預託に関する規定違反（たとえば、預託の欠如、期日後または指定場所でない場所への預託）または定款所定の期日後に登録した記名株主が総会に参加したときは、総会決議の無効を生ぜしめる（法 360 条 2 項）。

法第 166 条〔特別総会または種類株主総会に参加する権利〕

すべての株主は、特別総会に参加することができる。また、第 156 条に定める株式を有する株主は、種類株主総会に参加することができる。これに反する条項は記載のないものとみなされる。

Loi Art. 166.—Tout actionnaire peut participer aux assemblées générales extraordinaires et tout actionnaire possédant des actions visées à l'article 156 peut participer aux assemblées spéciales. Toute clause contraire est réputée non écrite.

令第 136 条〔総会参加の手続〕

①総会に参加する権利を有する者は、会社の記名株式簿に登録された株主、招集通知により指定された場所に無記名株式を預託した株主、またはこれらの株式の保管者である銀行、その他の金融機関もしくは証券取引員により交付される保管証明書を預託した株主とする。

株 主 総 会

②前項の手續を了すべき期日は、定款で定めなければならない。この期日は総会の会日前5日以内でなければならない。

Déc. Art. 136.—Le droit de participer aux assemblées peut être subordonné, soit à l'inscription de l'actionnaire sur le registre des actions nominatives de la société, soit au dépôt, aux lieux indiqués par l'avis de convocation, des actions au porteur ou d'un certificat de dépôt délivré par la banque, l'établissement financier ou l'agent de change dépositaire de ces actions.

La date avant laquelle ces formalités doivent être accomplies est fixée par les statuts. Elle ne peut être antérieure de plus de cinq jours à la date de réunion de l'assemblée.

〔解 説〕

前条のように、総会への出席権を定款所定の最低保有株式数にかからしめる条件は、通常総会にかぎりみとめられるものであって、重要な決議事項を対象とする特別総会、およびそれと同等視される種類株主総会に出席する権利については、かかる条件を定款によって定めることは許されない。したがって、かかる総会においては、すべての株主が出席でき、たとえ1株の株主でも総会に参加することができる。これに反する定款の記載はすべて無効とされる。

法第167条〔総会の出席簿〕

各総会では、命令の定める事項を記載した出席簿を作成しなければならない。

Loi Art. 167.—A chaque assemblée, est tenue une feuille de présence dont les mentions sont déterminées par décret.

令第 145 条〔出席簿の作成〕

①株主総会の出席簿には、つぎの事項を記載しなければならない。

(1)出席した株主の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびにその議決権の数

(2)代理人を出席させた各株主の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびに議決権の数

(3)各受任者の氏、氏名および住所、その委任者に属する株式数ならびにその議決権の数

②総会の事務局は、各委任者の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびにその議決権の数が記載された委任状を出席簿に添付することができる。この場合には、総会の事務局は、代理人を出席させた株主に関する事項を出席簿に記入する義務を負わないが、前記出席簿に添付された委任状の数は、これを出席簿に表示しなければならない。この委任状は出席簿と同じ条件に従い、かつそれと同時に閲覧に供しなければならない。

③出席株主および受任者が正式に署名した出席簿は、総会の事務局により正確であると認証されなければならない。

Déc. Art. 145.—La feuille de présence aux assemblées d'actionnaires contient les mentions suivantes :

1° Les nom, prénom usuel et domicile de chaque actionnaire présent, le nombre d'actions dont il est titulaire, ainsi que le nombre de voix attaché à ces actions ;

2° Les nom, prénom usuel et domicile de chaque actionnaire représenté, le nombre d'actions dont il est titulaire, ainsi que le nombre de voix attaché à ces actions ;

3° Les nom, prénom usuel et domicile de chaque mandataire, le nombre d'actions de ses mandants, ainsi que le nombre de voix attaché à ces actions.

Le bureau de l'assemblée peut annexer à la feuille de présence, la procuration portant les nom, prénom usuel et domicile de chaque

株主総会

mandant, le nombre d'actions dont il est titulaire et le nombre de voix attaché à ces actions. Dans ce cas, le bureau de l'assemblée n'est pas tenu d'inscrire sur la feuille de présence les mentions concernant les actionnaires représentés, mais le nombre des pouvoirs annexés à ladite feuille est indiqué sur celle-ci. Ces pouvoirs devront être communiqués dans les mêmes conditions et en même temps que la feuille de présence.

La feuille de présence, dûment émargée par les actionnaires présents et les mandataires, est certifiée exacte par le bureau de l'assemblée.

〔解説〕

1. 序説 本条は、総会の出席簿に関する規定である。出席簿に関する問題は、次の3項目に分けることができる。第1は出席簿の作成条件、第2は出席簿の閲覧様式、第3は証明力である。

2. 出席簿の作成 (1) 出席簿の必要性 本条は、総会ごとに出席簿の作成を義務づけている。出席簿を作成しないときは自動的に総会決議の無効を生ぜしめる。

出席簿の作成義務は旧会社法(28条)の下でも課されていたものであるが、改正前の判例によってみとめられていた柔軟な解決は、現行法の下では、もはやみとめられないものと解せられる。たとえば、(a) 1つが通常総会、他が特別総会たる2つの異なる総会が同一日に開催される時、たとえこれらの総会が同一の株主により構成され、同一の事務局を選任しているときでも、2通の出席簿を作成しなければならない(旧制度の下における判例は、これと反対の判決をしている。)(Cass.com. 14 mars 1950, J. C. P. 1950, II. 5694)。(b) 同様に、総会の議事録は出席簿が有効であるために必要なすべての事項を記載し、かつ出席株主および代理人全員の署名がなされているときでも、出席簿の欠缺を補完しえないものと解せられる(Lefebvre, p. 94)。

(2) 出席簿に記載すべき事項 出席簿には次の事項を記載しなければならない(令145条1項)。すなわち、

(a) 出席した株主の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびに議決権の数。

(b) 代理人を出席させた各株主の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびに議決権の数。

(c) 各受任者の氏、氏名および住所、その委任者に属する株式数ならびに議決権の数。

持株数のみならず、議決権の数の記載をも要求しているのは、全株式が同一の券面額を有しない場合および2倍議決権の株式が存するときに有用だからである。ただし、以上の記載事項のうち、代理された株主に関する情報は、単に出席簿における委任状の数の記載によって代替することができる。しかし、この可能性は、これらの委任状に各委任者の氏、氏名および住所、その有する株式数ならびに議決権の数を記載することの条件に従う(令145条2項)。

(3) 署名と認証 出席簿は、出席株主および受任者により正式に署名されなければならない(令145条3項)。その署名を行なう前に、株主またはその代理人は、出席簿になされた記載事項が正確であるかどうかを調査することができ、間違いを発見したときは、訂正することができる。(Trib. com. Roubaix, 24 octobre 1947, D. 1948, 27)。署名ののち、出席簿は、事務局により正確であると認証されなければならない(令145条3項)。

(4) 出席簿に添付すべき書類 代理された株主の委任状は出席簿に添付しなければならない。命令第145条第2項を文字通り読めば、出席簿に代理人を出席させた株主に関する事項を記載しない場合にかぎり、委任状は出席簿に添付しなければならないと解せられるが、しかし、この解釈は支持できない。なぜなら、委任状は出席簿の正確さを調査するに必要な補足となるからである。また、法第447条第2号が、各受任者に与えられた委任状を出席簿に添付しない行為を刑事制裁に処していることから推察しうる。

(5) 制裁 出席簿の不作成は総会決議の無効を生ぜしめる。法第173条第1項は、本条に違反する総会の決議は、これを無効とする旨を定めているからである。この無効は、すべての利害関係人によって主張することができる。これに対して、上記記載事項の1つの脱落または不完全記載、ならびに出席簿の署名の欠如あるいは事務局による認証の欠缺は、総会決議の無効原因とはならない。ただし、法第173

株主総会

条第2項に定められた規定違反の場合における総会決議の取消事由の中に、本条の施行令は含まれていないからである。

3. 出席簿の閲覧 1867年7月24日法(28条)の下では、出席簿はあらゆる請求者に対して、いいかえれば株主のみならず、すべての者に対してこれを閲覧に供しなければならないとしていたが、新会社法においては、出席簿の閲覧請求者を株主に限定している(法170条参照)。各株主は、最近3営業年度中に開催された総会の出席簿をいつでも閲覧することができる。

4. 出席簿の証拠価値 (*valeur probante*) 出席簿は、反証のないかぎり、総会の出席者数および受任者の提出した委任状の有効性を証明する。しかし、出席簿は、会場に入ったすべての株主が会議の終了までそこに居たことを証明するものではない。そのためには、議事録と出席簿とを照合しなければならない。議事録が決議の終了前に株主が退場したことを確認しているときは、定足数および多数決の計算において、これらの退場株主の有する株式数を控除しなければならない(Trib. com. Lyon, 14 janvier 1904, J. Soc. 105, 42)。議事録に確認されてないときは、株主の退場はすべての手段によって証明することができる(Houpin, J. Soc. 1927, 645)。

出席簿は、反証がないかぎり証拠となる(Trib. civ. Alençon, 13 juin 1935, G. P. 1935, 2, 748)。たしかに、出席簿の記載事項は調査され認証されている。しかし、その職務を行なう事務局の構成員は、その行為を真正なものとするための特別の資格を有していない。これは単なる個人であり、公証人のように特別の権限を有するものではないからである。

法第168条〔総会前における株主の報知請求権〕

株主は、命令の定める条件およびその期間に従い、つぎの報知を受ける権利を有する。

(1)財産目録、当期純損益計算書、損益計算書、貸借対照表および取締

役の名簿または董事会および監事会構成員の名簿。

(2)総会に付されるべき、取締役会または董事会および監事会、ならびに会計監査役の報告書。

(3)株主から議案が提出されたときは、その案文および提案理由書、ならびに取締役会または監事会構成員の候補者に関する参考資料。

(4)有給職員の実数が 200 人を超えているときは 10 人、200 人以下のときは 5 人の最高額の給与を受ける職員の報酬につき、会計監査役により正確であると証明されたその総額。

Loi Art. 168.—Tout actionnaire a le droit, dans les conditions et délais déterminés par décret, d'obtenir communication :

1° De l'inventaire, du compte d'exploitation générale, du compte de pertes et profits, du bilan et de la liste des administrateurs ou des membres du directoire et du conseil de surveillance, selon le cas ;

2° Des rapports du conseil d'administration ou du directoire et du conseil de surveillance, selon le cas, et des commissaires aux comptes, qui seront soumis à l'assemblée ;

3° Le cas échéant, du texte et de l'exposé des motifs des résolutions proposées, ainsi que des renseignements concernant les candidats au conseil d'administration ou au conseil de surveillance, selon le cas ;

4° Du montant global, certifié exact par les commissaires aux comptes, des rémunérations versées aux personnes les mieux rémunérées, le nombre de ces personnes étant de dix ou de cinq selon que l'effectif du personnel excède ou non deux cents salariés.

令第 138 条 [総会開催前の送付請求]

①記名株主は、総会招集のときからその会日の 5 日前までに、第 133 条および

株 主 総 会

第 135 条に定める書類および参考資料を、指定した場所に送付することを会社に請求することができる。会社は、会日前にその費用をもって、この送付を行なう義務を負う。

②前項の権利は、第 136 条第 1 項に定める手続を履行することにより、その資格を証明した無記名株主にも認められる。

③第 1 項の株主は、1 回の請求により、以後の株主総会ごとに、前記の書類および参考資料の送付を会社から受けることができる。

④総会に参加する権利が定款により最低株式数の保有を必要とするときは、前記書類および参考資料は、所定の条件をみたす株主グループの代表者に対して送付しなければならない。

Déc. Art. 138.—A compter de la convocation de l'assemblée et jusqu'au cinquième jour inclusivement avant la réunion, tout actionnaire titulaire de titres nominatifs peut demander à la société de lui envoyer à l'adresse indiquée, les documents et renseignements visés aux articles 133 et 135. La société est tenue de procéder à cet envoi avant la réunion et à ses frais.

Le même droit est ouvert à tout actionnaire propriétaire de titres au porteur, qui justifie de cette qualité par l'accomplissement de la formalité prévue à l'article 136, alinéa 1^{er}.

Les actionnaires mentionnés à l'alinéa 1^{er} ci-dessus peuvent, par une demande unique, obtenir de la société l'envoi des documents et renseignements précités à l'occasion de chacune des assemblées d'actionnaires ultérieures.

Si le droit de participer à l'assemblée est subordonné par les statuts à la possession d'un nombre minimal d'actions, les documents et renseignements ci-dessus mentionnés sont envoyés au représentant du groupe d'actionnaires remplissant les conditions requises.

令第 139 条〔総会開催前の閲覧・謄写権〕

①年次総会招集のときからその会日前の15日を下らない期間、株主は、会社法

第 168 条および本命令第 135 条に列挙する書類および参考資料を、本店または経営指揮を行なう場所においてこれを閲覧する権利を有する。ただし、株主は、15 日の期間中にかぎり、同一の場所において会計監査役の報告書を閲覧する権利を有する。

②株主はまた、特別総会または種類株主総会の招集のときからその会日前の15 日を下らない期間、提出される議案、取締役会または董事会の報告書、ならびに必要あるときは会計監査役の報告書および合併または分割の計画書を、同一の場所において閲覧する権利を有する。

③財産目録に関する謄写権を除き、閲覧権には謄写権を含む。

Déc. Art. 139.—A compter de la convocation de l'assemblée générale ordinaire annuelle et au moins pendant le délai de quinze jours qui précède la date de la réunion, tout actionnaire a le droit de prendre, au siège social ou au lieu de la direction administrative, connaissance des documents et renseignements énumérés aux articles 168 de la loi sur les sociétés commerciales et 135 du présent décret. Toutefois, il n'a le droit de prendre, aux mêmes lieux, connaissance du rapport des commissaires aux comptes, que pendant le même délai de quinze jours.

Il a également le droit, à compter de la convocation de l'assemblée générale extraordinaire ou de l'assemblée spéciale et au moins pendant le délai de quinze jours qui précède la date de la réunion, de prendre, aux mêmes lieux, connaissance du texte des résolutions présentées, du rapport du conseil d'administration ou du directoire, ainsi que, le cas échéant, du rapport des commissaires aux comptes et du projet de fusion ou de scission.

Sauf en ce qui concerne l'inventaire, le droit de prendre connaissance emporte celui de prendre copie.

[解 説]

1. 序 説 総会開催前における株主の情報権は3つの方法によって確保

株 主 総 会

されている。第1は、委任状の送付に一定の書類あるいは参考資料を添付させる方法であり、第2は、株主はその請求によって一定の書類または参考資料の送付を受けることができることであり、第3は、株主は本店において会社が備置くべき書類を閲覧・調査する権利を有することである。この3つの方法のうち、第1の方法はすでに法第162条で解説したので、ここでは第2および第3の方法について解説する。

2. 株主の閲覧調査権 (droit de consultation) 旧会社法におけると同様に、株主はすべての総会前に、本店において種々の書類を閲覧調査することができる。もっとも、旧会社法におけるよりも、その対象となる書類の数は増加している。まず、これらの書類を総会の種別に従い列挙したのち、株主の閲覧調査権の行使条件を考察する。

(i) 閲覧調査権の範囲 (a) 年次総会に備えて行なわれる閲覧・調査の対象たる書類は次のものである。

(i) 財産目録、当期純損益計算書、損益計算書、貸借対照表（本条1号、令135条6号）。ここで財産目録 (inventaire) とは、営業年度の終了日における会社の資産および負債に価額を付して表示する財産の明細書 (état détaillé de toutes les valeurs actives et passives de la société) をいう。したがって、この明細書に相当するすべての書類を株主の閲覧に供しなければならない。

(ii) 1967年3月23日命令の附属株式に従い作成され、かつ各5年間における毎営業年度の成果、5年にみえない場合には会社の設立後または会社の吸収合併後の各営業年度の成果を開示した一覧表（令135条6号）。

(iii) 取締役および副社長または監事会および董事会構成員の氏、氏名、住所を記載した名簿、ならびにこれらの者が他の会社の業務執行、指揮、管理または監督の職務を行なっている場合には、この名簿に当該会社の表示を含まなければならない（本条1号、令135条1号）。

(iv) 総会に提出されるべき取締役会または董事会および監事会の報告書（本条2号、令135条4号、6号）。本条第2号と異なり、命令第135条は監事会については報告書ではなく、董事会の報告書または貸借対照表等の計算書類に対する「意見

書」(observation)を定めているが、「報告書」(rapport)の語はこれらの意見書を含むものと解せられる (Lefebvre, p. 49)。

(v) 会計監査役の報告書(本条2号, 令135条6号, 139条1項)。

(vi) 取締役会または董事会により提出される決議の案文(令135条2号)。

(vii) 株主が議案を提出するときは, その決議の案文および提案理由書(本条3号, 令135条3号)。

(viii) 議事日程が取締役または監事会構成員の選任を含むときは, その候補者に関する参考資料。すなわち, 候補者の氏, 氏名および年令, 最近5年間における職歴および職業活動の状況, とくに他の会社において従事または従事していた職務, 候補者が当該会社において占める役職および候補者の有する当該会社の記名式または無記名式の株式数(本条3号, 令135条5号)。

(ix) 有給職員の実数が200人を超えるときは10人の, 200人以下のときは5人の最高額の給与を受ける職員の報酬につき, 会計監査役により正確であると証明されたその総額(本条4号)。本条は明示していないが, ここに表示すべき総額は当該営業年度における額であると解する。他方, 総額のみを表示で足り, 支払を受けた者の身元や報酬の分配額の表示は不要である。

(x) 株主名簿, これは次条(法169条)において解説する。

(b) 特別総会および種類株主総会前に株主の利用に供せられるべき書類は次のものである。

(i) 提出される議案(令139条2項)。これには取締役会または董事会の提出する議案だけでなく, 株主の提出した議案も含まれるものと解する。

(ii) 取締役会または董事会の報告書(令139条2項)。

(iii) 会計監査役の報告書(令139条2項)。

(iv) 会社が合併または分割を目的とする決議を行なうために総会を招集するときは, 合併または分割の計画書(令139条2項)。

(v) 株主名簿(法169条, 令140条)。

(vi) 現物出資による資本増加, 特別利益の付与または合併の場合における出資検査役の報告書(法193条, 令169条2項)。

株 主 総 会

(2) 閲覧調査権の行使方式 (a) 閲覧調査権の行使資格者 株主は、その持株数の如何を問わず、またその持株数が総会に出席することが定められるに十分でないときでも、以上に列挙した書類の閲覧調査を請求することができる。議決権の場合と異なり、株主の閲覧調査権は、共有株式については各共有者、用益権の付された株式については用益権者および虚有権者に共に属する（法171条）。

株主は、その閲覧権を代理人によって行使させることができる。ただし、その代理人は、総会において当該株主を代理するため、株主がとくに指名した者にかぎる（令141条）。その結果、株主が自ら総会に出席しようとするとき、または白紙委任状を送付するときは、閲覧権の行使は自ら行なわなければならない。

(b) 閲覧調査の期間 株主の閲覧権は、招集の日から少なくとも会日前15日を下らない期間中に行使することができる（令139条）。したがって、閲覧期間は招集日によって異なることになる。ただし、会計監査役の一般報告書および株主名簿は、招集日の如何を問わず、総会の会日前15日間にかぎり株主の閲覧に供しなければならない（令139条2項、140条）。

(c) 専門家の補佐 会社に対して閲覧権を行使する株主は、控訴院または第1審裁判所の作成する名簿のいずれかに登録されている専門家に補佐させることができる（令144条）。会社は、この条件を充足しない者の補佐を受けて閲覧しようとする株主に対して閲覧を拒むことができる。

(d) 閲覧の場所 株主は、その閲覧権を会社の本店または経営指揮の場所（事業本部）において行なうことができる（令139条1項）。この規定は、本店が経営指揮の場所と異なるときは解釈上の困難を生ぜしめる。この場合に、書類はこの2つの場所で株主の閲覧に供することを要するのか、すなわち、会社はこれらの書類を2通作成して備置く義務を負うのかという問題である。肯定的な回答は、株主名簿の閲覧権を定める命令第140条および特別総会または種類株主総会前の閲覧権に関する命令第139条第2項の文言において「aux lieux」という複数形が使用されていることから導き出すことができる（Houin et Goré, D. 1967, 1. 157, n° 93）。しかし、この解釈を支持することはできない。実際に、一定の書類、ことに財産目録を2通作成することは困難でありかつ不便でもあるし、また法的にも、書類の2重保管義

務は、「本店または経営指揮の場所」において特定の書類を株主の閲覧に供しない会社指揮者の行為を罰する法第 445 条の規定と調和しないからである。この規定の文言において「ou」というのは、会社指揮者に選択を委ねているものと思われる。2 重の保管を要するとするならば、法第 445 条は「ou」の代わりに「et」という接続詞を用いるべきである (Lefebvre, p. 53)。

(e) 謄写権 財産目録を除いて、株主は書類の閲覧にさいしては、これを謄写することができる (令139条3項, 140条)。

3. 書類の送付請求権 以上の閲覧権に加えて、株主は会社に対して一定の書類の送付請求権を有する。すでに解説したように、会社が委任状を送付するときは、株主からの請求の有無にかかわらず、常に一定数の書類を株主に送付しなければならないが、株主が委任状を受けるか否かを問わず、株主は会社に対する請求を条件として、より多数の書類の送付を受けることができる。

(1) 報知請求権の範囲 株主が会社に対して送付請求しうる書類は、命令第 133 条および第 135 条に定める書類および参考資料である (令 138 条 1 項)。どちらも、すでに説明したものであるから、ここでは再度列挙することは避ける。

(2) 報知請求権行使の方式 報知請求権はすべての株主に与えられる (令 138 条 1 項)。株主資格の証明は、記名株式を有するときは記名株式簿の登録により、無記名株式を有するときは、招集通知により指定された場所に無記名株券を預託するか、またはこれらの株式の保管者たる銀行その他の金融機関もしくは証券取引員の交付する保管証明書の預託にもとづく (令 138 条 2 項, 136 条 1 項)。総会の参加権が定款により最低株式数の保有にかからしめられているときは、所定の条件をみたす株主グループの代表者に対して送付しなければならない (令 138 条 4 項)。

書類の送付は株主からの事前の請求あることを前提とする。したがって、会社は株主の請求がない場合には送付義務を負わない。ただし、記名株主は 1 回の請求により、以後の総会ごとに書類の送付を会社から受けることができる (令 138 条 3 項)。この請求については、特別の方式は定められていない。したがって、請求は普通郵便または書留郵便によって行なうことができる。株主は、この請求にあたり、命令第 138 条に定めるすべての書類または参考資料の送付を請求することもできれば、そ

株 主 総 会

の1部を列記して請求することもできる。ただし、会社の送付義務は株主の請求に依拠するものであるからである。ただし、請求された書類が法定されたものを超えるときは、会社は法定の書類のみを送付すれば足りる (Lefebvre, p. 45)。

送付請求は、総会招集のときから、その会日の5日前までに行なうことを要する (令138条1項)。ただし、この規定は、記名株主が以後の総会ごとに書類の送付を会社から受けるときは適用されない。

送付の形式についても特別の規定はない。したがって、会社は1通の書類にすべての情報を記載することもできるし、あるいは数通の書類を作成して送付することもできる。また、それは印刷書類かタイプライターを用いたものか、会社が直接に株主に発送するか、第三者に発送を委託するかはすべて自由である。ただ、送付費用は会社の負担とされる (令138条1項)。

送付期間は「総会の会日前に」とのみ規定されている (令138条1項)。しかし、余り遅すぎる送付は株主の報知権を侵害するものとして、会社の損害賠償責任を発生しめるものと解すべきである (Lefebvre, p. 45)。

法第 169 条 [株主名簿の閲覧権]

すべての総会の開催前に、株主は命令の定める条件および期間に従い、株主名簿を閲覧する権利を有する。

Loi Art. 169.—Avant la réunion de toute assemblée générale, tout actionnaire a le droit d'obtenir, dans les conditions et les délais déterminés par décret, communication de la liste des actionnaires.

令第 140 条 [株主名簿の責覧・謄写]

①会社法第 169 条にもつき、株主は総会の会日前15日の期間にかぎり、前条に定める場所において株主名簿を閲覧しまたは謄写する権利を有する。

②この目的のため、会社は総会開催の16日前に株主名簿を閉鎖しなければならない。株主名簿には、記名株式登録簿にこの日までに登録した各記名株主の氏名および住所、ならびに本店に無記名株式をこの日まで継続して預託している各株主の氏名および住所を記載しなければならない。各株主がその名義人または所持人となっている株式の数をも記載しなければならない。

Déc. Art. 140.—En application des dispositions de l'article 169 de la loi sur les sociétés commerciales, l'actionnaire a le droit, pendant le délai de quinze jours qui précède la réunion de l'assemblée générale, de prendre, aux lieux prévus à l'article précédent, connaissance ou copie de la liste des actionnaires.

A cette fin, la liste des actionnaires est arrêtée par la société, le seizième jour qui précède la réunion de l'assemblée. Elle contient les nom, prénom usuel et domicile de chaque titulaire d'actions nominatives inscrit à cette date sur les registres de la société et de chaque personne ayant, à la même date, effectué le dépôt permanent de ses actions au porteur au siège social. Le nombre d'actions dont chaque actionnaire est titulaire ou porteur est en outre mentionné.

令第 141 条〔閲覧権行使の条件〕

株主は、第 139 条および第 140 条によりみとめられた権利を、自らまたは総会において自己を代理させるために指名した受任者によって行使する。

Déc. Art. 141.—L'actionnaire exerce les droits reconnus par les articles 139 et 140, par lui-même ou par le mandataire qu'il a nommé désigné pour le représenter à l'assemblée.

令第 152 条〔株主名簿の備置〕

会社は、記名株主の名簿および本店に無記名株式を継続して預託している株主の名簿に、各株主が申告した住所を表示して、これを常に備置かなければなら

株主総会

い。

Déc. Art. 152.—La société tient à jour la liste des personnes titulaires d'actions nominatives et de celles ayant effectué le dépôt permanent de leurs actions au porteur au siège social, avec l'indication du domicile déclaré par chacune d'elles.

[解説]

1. **株主名簿の作成と備置** 会社は、次の事項を記載する株主名簿を作成しなければならない(令140条2項)。

(1) 株主名簿閉鎖の日までに記名株式登録簿に登録された各記名株主の氏名、住所および持株数。

(2) 株主名簿閉鎖の日までに、本店に無記名株式を継続して預託している各株主の氏名、住所および持株数。ここにいう「継続的な預託」(dépôt permanent)とは、総会に出席するために一時的に行なう預託(dépôt temporaire)に対応するものを意味する(Lefebvre, p. 50)。

以上の記載事項を含む株主名簿を作成したときは、会社はこれを常に本店に備置かねばならない(令152条)。

2. **株主名簿の閉鎖** 会社は総会開催の16日前に株主名簿を閉鎖しなければならない(令140条2項)。これは株主がお互いに知り合い、集合し、必要あるときは協議するために、会日までの間に正味15日の期間をみとめることを目的とするものである。

3. **株主名簿の閲覧** すべての総会の開催前に、株主は総会の会日前15日間にかぎり、本店または経営指揮の場所において株主名簿を閲覧しまたは謄写することができる(本条および令140条1項)。株主は、この閲覧権を自ら行使することができることはもちろん、総会において自己を代理させるために指名した受任者によって行使することもできる(令141条)。

法第170条〔総会後における書類の閲覧〕

株主は、いつでも、第168条に定める最近3営業年度に関する会社の書類、ならびに最近3営業年度中に開催された総会の議事録および出席簿を閲覧する権利を有する。

Loi Art. 170.—Tout actionnaire a le droit, à toute époque, d'obtenir communication des documents sociaux visés à l'article 168 et concernant les trois derniers exercices, ainsi que des procès-verbaux et feuilles de présence des assemblées tenues au cours de ces trois derniers exercices.

令第142条〔閲覧権の行使〕

①会社法第170条にもとづき、株主は自らまたは受任者により、本店または経営指揮を行なう場所において、同条の定める書類を閲覧する権利を有する。

②財産目録に関する謄写権を除き、前項の閲覧権には謄写権を含む。

Déc. Art. 142.—En application des dispositions de l'article 170 de la loi sur les sociétés commerciales, l'actionnaire a le droit de prendre par lui-même ou par mandataire, au siège social ou au lieu de la direction administrative, connaissance des documents visés par ledit article.

Sauf en ce qui concerne l'inventaire, le droit de prendre connaissance emporte celui de prendre copie.

令第153条〔定款謄本の交付請求権〕

①すべての者は、いつでも、本店において、請求時現在の定款と相違ないことの証明付謄本の交付を受ける権利を有する。

②会社は、この書類に取締役または監事会および董事会の構成員ならびに会計監査役の氏、氏名および住所を記載した名簿を添付しなければならない。

③この交付について、会社は2フランをこえる金額の支払を請求することはで

株 主 総 会

きない。

Déc. Art. 153.—Toute personne a le droit, à toute époque, d'obtenir, au siège social, la délivrance d'une copie certifiée conforme des statuts en vigueur au jour de la demande.

La société doit annexer à ce document, la liste, comportant leur nom, prénom usuel et domicile, des administrateurs ou des membres du conseil de surveillance et du directoire, selon le cas, ainsi que des commissaires aux comptes en exercice.

Elle ne peut, pour cette délivrance, exiger le paiement d'une somme supérieure à deux francs

[解 説]

1. 序 説 本条は、株主の常時的閲覧権 (droit de communication permanent) に関する規定である。すなわち、旧会社法におけると同様に、株主はいつでも最近3営業年度に関する一定書類を閲覧する権利を有する。

2. 常時的閲覧権の範囲 常時的閲覧権は、最近3営業年度に関する以下の書類を対象とする。すなわち、

- (1) 財産目録、当期純損益計算書、損益計算書および貸借対照表。
- (2) 取締役の名簿または董事会および監事会構成員の名簿。
- (3) 総会に付されるべき取締役会または董事会および監事会ならびに会計監査役の報告書。
- (4) 株主から議案が提出されるときは、その案文および提案理由書。
- (5) 取締役会または監事会構成員の候補者に関する参考資料。
- (6) 有給職員の実数が200人を超えるときは10人、200人以下のときは5人の最高額の給与を受ける職員の報酬につき、会計監査役により正確であると証明されたその総額 (以上、法168条に定める書類)。
- (7) 最近3営業年度中に開催された総会の議事録および出席簿。

以上の列挙は制限列挙と解せられる。改正前の判例は、この趣旨で判決している

(Paris, 25 mai 1963, G. P. 1963, 2. 301; Paris, 18 octobre 1963, Rev. trim. com. 1964, 585)。改正後においても、その解釈を変更すべき特別の理由はない (Lefebvre, p. 57)。とくに注意すべきは、株主名簿が常時的閲覧権の対象から除外されていることである。これは各総会前においてのみ閲覧の対象となる。

なお、以上の書類は、すべて最近 3 営業年度に関するものに限る。この条件は、法第 168 条に定める書類については連続する営業年度の書類を意味し、したがって歴年と一致する営業年度を想定すれば、次のようになる。たとえば、1969年の総会と1970年の総会との間では（1970年の総会は1969年の営業年度の計算書類を確定する）、株主は1968年、1967年および1966年の営業年度の計算書類を閲覧することができる。また、1970年に開催された総会の議事録が作成されたときは、株主は1969年、1968年および1967年度の計算書類の閲覧を請求することができる。議事録および出席簿については、最近 3 営業年度中に開催された総会のものに限定されるが、これは閲覧が行なわれる営業年度に先立つ 3 営業年度のものを意味するものと思われる。もっとも、同一年度中に開催された総会の議事録が作成されれば、株主は直ちにそれを閲覧できるものと考えられる (Vuillermet et Hureau, p. 484)。

3. 常時的閲覧権の行使方式 (1) 閲覧権者 常時的閲覧権はすべての株主に属する。それは、自ら完全な権利者たる株主のみならず、共有株式の各共有者、虚有権者および用益権者にも属する（法171条参照）。

株主は、この権利を行使するために受任者を選任することができる（令142条）。受任者の選任については、総会前の閲覧権に関する規定と異なり（令141条参照）、特別の条件は定められていないので、受任者は会社と無関係な者でもよい。選択の自由は絶対的である。したがって、定款はいかなる方法によってもこれを制限することはできない (Trib. com. Mirecourt, 6 mars 1964, Rev. trim. com. 1964, 585; Nancy, 8 décembre 1965, D. 1966, 687)。なお、社債権者団体の代表者も株主と同一の条件にしたがって会社書類につき閲覧権を有する（法302条 2 項）。

(2) 専門家の補佐 閲覧権を行使するすべての株主は、控訴院および第 1 審裁判所の作成する名簿のいずれかに登録された専門家に補佐させることができる（令 144 条）。受任者が選任されたときは、この受任者も専門家の補佐を受けるこ

株主総会

とができるものと解する。けだし、受任者は株主のために行動するものであるから、株主と同一の権利を有するものと考えられるからである。

(3) 閲覧の場所 常時的閲覧権は、本店または経営指揮の場所において行使しなければならない(令142条1項)。本店が経営指揮の場所と異なるときは、これら2つの場所において閲覧させるべきかについて解釈上の問題が生ずるが、かりにこれを肯定すると、前に列挙した書類のすべてを2通作成しなければならない不便が生ずるので、そのいずれかを会社指揮者は選択することができるものと解すべきである(Hémard, Terré et Mabilat, I. p. 123)。

(4) 謄写 財産目録をのぞき、株主はその利用に供された書類を謄写することができる(令142条2項)。

4. 定款謄本の交付請求権 株主は、いつでも本店において、請求時現在の定款と相違なき旨の証明付謄本の交付を請求する権利を有する。会社は、この書類に取締役または監事会および董事会構成員ならびに会計監査役の氏、氏名および住所を記載した名簿を添付しなければならない。この交付について、会社は2フランを超える金額の支払を請求することはできない(令153条)。

法第171条〔共有者・虚有権者・用益権者の閲覧権〕

第168条、第169条および第170条に定める書類の閲覧権は、共有株式の各共有者、株式の虚有権者および用益権者もこれを有する。

Loi Art. 171.—Le droit à communication des documents, prévu aux articles 168, 169 et 170, appartient également à chacun des copropriétaires d'actions indivises, au nu-proprétaire et à l'usufruitier d'actions.

〔解説〕

株式が1人の者に完全に帰属していないときは、閲覧権は次のように規制さ

第 171 条・第 172 条

れる。すなわち、共有株式の場合には、閲覧権は各共有者に属する。用益権の付された株式の場合には、用益権者および虚有権者はともに閲覧権を有する。本条は議決権に関する定め（法 163 条）と異なり、総会の種類に従って区別していないことが注目される。

法第 172 条〔閲覧請求の拒否〕

会社が第 168 条ないし第 171 条の規定に反して、その書類の全部または一部につき閲覧を拒否した場合において、この拒否に異議のある株主が請求したときは、裁判所は決定をもって裁判する。

Loi Art. 172.—Si la société refuse en totalité ou en partie la communication de documents, contrairement aux dispositions des articles 168 à 171, il sera statué par décision de justice, à la demande de l'actionnaire auquel ce refus aura été opposé.

令第 143 条〔裁判所の決定〕

会社法第 172 条に定める場合においては、商事裁判所長は即決審理にもとづき、同法第 168 条ないし第 171 条および本命令第 139 条ないし第 142 条に定める条件に従い、会社に対して、株主に書類を閲覧させるべき旨、および命令に従わないときは過怠金を課す旨を言渡すことができる。

Déc. Art. 143.—Dans le cas prévu à l'article 172 de la loi sur les sociétés commerciales, le président du tribunal de commerce, statuant en référé, pourra ordonner à la société, sous astreinte, de communiquer les documents à l'actionnaire dans les conditions prévues aux articles 168 à 171 de ladite loi et 139 à 142 du présent décret.

令第144条〔専門家の補佐〕

会社に対し書類および参考資料の閲覧権を行使する株主は、控訴院および地方裁判所の作成する名簿のいずれかに登録された専門家に補佐させることができる。

Déc. Art. 144.—Tout actionnaire exerçant le droit d'obtenir communication de documents et renseignements auprès de la société peut se faire assister d'un expert inscrit sur une des listes établies par les cours et tribunaux.

〔解説〕

1. 裁判所に対する請求 本条は、会社が法第168条ないし第171条の規定に違反して、これらの法条に定める書類の全部または一部につき株主の閲覧請求を拒絶した場合において、裁判所による後見的機能の発動を求める権利を株主に与えた新設規定である。すなわち、会社書類の閲覧を拒絶された株主は、商事裁判所長に対して閲覧に関する裁判を求めることができる。この請求を受けた商事裁判所長は、即決審理にもとづき、会社に対し請求株主に書類を閲覧させるべきことを命じ、この命令に従わないときは過怠金を課す旨を言渡すことができる（令143条）。

裁判所長が閲覧を命ずるときは、それが株主の情報にとって不可欠な場合には、総会を延期することができるものと解せられる（Lefebvre, p. 54）。閲覧拒否の举证責任（charge de la preuve）は株主が負担する。証明なき株主の裁判上の請求は、請求権の濫用とみなされ、会社に対する株主の損害賠償責任を生ぜしめる（Paris, 25 mai 1963, G. P. 1963, 2. 301）。

2. 総会決議の取消 新法令の定める条件に従って、株主が閲覧権を行使することができないときは、総会決議はこれを取消することができる（法173条2項）。商法典第631条の適用にもとづき、この場合における管轄裁判所は商事裁判所である。もっとも裁判所は、この場合に総会決議の無効を宣告しなければならないものではなく、法令違反が総会の決議に及ぼす影響を審理し、その裁判は受命判事の裁

量に委ねられる。

3. 損害賠償・刑事制裁 総会決議の取消とは別に、会社が株主の閲覧権行使に対する妨害によって損害を生ぜしめたときは、株主が会社に対して損害賠償を請求することを妨げない (Trib. com. Angers, 24 janvier 1896, J. Soc. 1897, 80)。また、一定書類の閲覧拒絶は 2,000 フラン以上 40,000 フラン以下の罰金に処せられる (法 445 条参照)。

法第 173 条 [総会決議の無効および取消]

①第 153 条, 第 154 条, 第 155 条, 第 156 条第 3 項および第 4 項, 第 157 条第 2 項, 第 160 条および第 167 条に違反する総会の決議は, これを無効とする。

②第 168 条および第 169 条, またはその適用のために定められた命令の規定に違反する総会の決議は, これを取消することができる。

Loi Art. 173.—Les délibérations prises par les assemblées en violation des articles 153, 154, 155, 156, alinéas 3 et 4, 157, alinéa 2, 160 et 167 sont nulles.

En cas de violation des dispositions des articles 168 et 169 ou du décret pris pour leur application, l'assemblée peut être annulée.

[解 説]

1. 序 説 本条は、総会決議の効力に関する規定である。旧会社法の下では、総会の不適法な開催は原則として決議の無効をもって制裁されていた。しかし、新会社法は、この点について重大な改正をもたらしている。事実、新会社法は、できるかぎり総会決議の無効を制限しようとする本質的な目的にもとづき、一方では決議無効の原因を制限的に法定し、他方では無効訴権の行使につき厳格な規制を加えている。

2. 決議無効の原因 総会決議の無効原因に関し、本法は不適法になされた決議が定款変更を目的とするか否かに従い基本的な区別を設けている。

(1) 定款変更決議の場合 法第 360 条第 1 項によると、定款変更行為の無効は、本法の明文規定または契約の無効について定める規定のみから生ずるとする。この表現は「ne …… que」の構文にみられるように、明白な限定性を示している。したがって、後述の法の一般原則の違反を除いては、定款変更決議の無効原因は、これらの規定のみから生ずるにすぎない。

(a) 会社法の明文規定にもとづく無効 会社法が明文の規定をもって総会決議の無効原因を定めているのは次の場合である。

(i) 法第 159 条第 2 項によると、招集手続が適法になされなかった総会の決議はこれを無効とすることができるとする。

(ii) 本条(法 173 条)により、(i) 特別総会に関し、その権限、定足数および多数決の条件に関する規定違反(法 153 条)。(ii) 種類株主総会につき、その定足数および多数決の条件に関する規定違反(法 156 条 3 項、4 項)。(iii) 議事日程に関する規定違反(法 160 条)。(iv) 出席簿の不作成(法 167 条)。(v) 株主の閲覧権に関する法令違反は総会決議の無効または取消原因とされる。

以上に列挙された(i)から(v)の場合は本条第 1 項に示され、(vi)の場合は同条第 2 項に定められている。この両者の区別的な定めは、次の理由にもとづく。すなわち、第 1 項の無効は単に法律の定める規定違反からのみ生ずるのに対して、第 2 項の無効(取消)は法律の規定のみならず、その施行令の定める規定違反からも生ずることである。

(iii) その他の場合として、(i) 会計監査役の不存在、または法令に違反して選任されまたは在職している会計監査役による報告書の提出(法 222 条、497 条)。(ii) 優先引受権の廃止決議を目的とする総会に対し、取締役会または董事会、および会計監査役の報告書の不提出(法 186 条 1 項)。(iii) 転換社債または交換社債の発行に関する規定の無視(法 198 条、208 条)なども総会決議の無効原因となる。

(b) 契約の無効を定める規定にもとづく無効 本法の表現は、契約の無効制度を総会決議の無効にまで拡張するに至らしめている。その結果、1 人または数人の

株主における意思表示の瑕疵（錯誤，詐欺，強迫）または無能力ならびになされた決議の目的の不法は（たとえば，公序良俗に反する決議），決議の無効原因となりうる。

(c) 一般原則違反にもとづく無効 これには 2 つの基本原則が存する。1 つは、「欺罔はすべてを壊乱する」(la fraude corrompt tout) という原則である。したがって，たとえ法形式的には適法であっても，欺罔手段を利用してえたすべての総会決議は裁判所によりこれを無効とすることができる。第 2 は，権利の濫用的行使は制裁されねばならないという原則である。その結果，多数決の濫用によってえた総会決議はこれを無効とすることができる。この解決は準備草案において間接的に定められていたものであるが，権利の濫用に関する判例を明文化しようとする草案は採択されなかった。しかし，それは判例を否定するものではなく，裁判所に広汎な裁量権を与えるためである (J. O. Déb. A. N. 12 juin 1965, p. 2031)。

(2) 定款の変更を目的としない決議の場合 法第 360 条第 2 項によると，定款の変更を目的としない決議は，本法の強行規定または契約を規制する規定違反からのみ生ずるとする。ここにおいて，前記定款変更決議の無効原因と次の 2 つの点において異なる。すなわち，第 1 に，前記決議の無効が本法の「明文の規定」の違反から生ずるのに対し，この決議の無効は本法の「強行規定」の違反から生ずることであり，第 2 に，前記決議の無効が「契約の無効を定める規定」から生ずるのに対し，この決議の無効は「契約を規制する規定」の違反にもとづくことである。

(a) 強行規定違反にもとづく無効 ここでいう強行規定とは，原則として立法者が明示的に公序の性格を与えた規定を意味する。かかるものとしては，定款変更決議について前述した無効原因のほか，(i) 通常総会に関する，その権限，定足数および多数決の条件を定める規定違反（法 155 条）。(ii) 計算書類の年次承認に適用される規定違反（法 157 条 2 項）。(iii) 取締役会または董事会の報告書の欠如。(iv) 当期純損益計算書，損益計算書，貸借対照表の不提出。(v) 会計監査役的一般報告書の欠如などを付加することができる。

なお，つぎのものは明文の規定によって強行規定とはされていないが，これに関する規定を強行規定とみなし，その規定違反を総会決議の無効原因とみなすこと

株 主 総 会

ができる。すなわち、株主の請求した書類の不送付、常時的閲覧権行使の妨害、株主の出席拒絶、株主の不適法な出席、委任状の不送付、議決権の数に関する規定の不遵守などである。

(b) 契約を規制する規定違反にもとづく無効 契約全体を規制する強行規定は、原則として、その効力要件と関係のある規定と解せられる。かくて、まず第1に、本法の強行規定に違反しない行為または決議も、それが意思表示の瑕疵、無能力または目的の不法にもとづくときは無効とすることができる。第2に、たとえば通常総会に出席するための最低株式数の保有とか、総会前の証券の預託方式などについて定款に定めがあり、かつこれらの条項の不遵守は総会決議の無効を生ずる旨の定めがあるときは、かかる条項違反は総会決議の無効原因となる (Lefebvre, pp. 189-191)。

(c) 法の一般原則違反にもとづく無効 これは定款変更決議について前述したのと同様である。

2. 無効訴権 (1) 無効訴権を有する者 これは決議の無効が一般的利益を目的とするか (絶対無効)、特定利益の保護を目的とするか (相対無効) にしたがって異なる。すなわち、絶対無効 (nullités absolues) は、すべての利害関係人、いかえれば、株主のみならず、会社債権者ならびに一般的にいえば正当な利益を証明するすべての者によって主張することができる。

これに対して、相対無効 (nullités relatives) は、法律が保護しようとする特定の者によってのみ主張することができる。たとえば、本条第2項の場合には、報知請求権を侵害され、または必要な方式に従って招集されなかった株主だけが主張できる。

(2) 無効訴権の時効 無効訴権は、その原因の如何を問わず、無効が生じた日から3年の期間の経過により時効消滅する (法367条)。ただし、意思表示の瑕疵または無能力にもとづく場合には、補正催告をなした株主は、この催告のときから6カ月の期間内に無効訴権を行使しなければならない (法365条)。

(3) 補正 目的の不法にもとづく無効を除き、すべての無効はこれを治癒することができる。無効の治癒は、第1審における本案判決がなされるまでに行なうことができる。法第363条は、この補正を助長するために、次のような処置を定め

ている。

(a) 裁判所は訴訟手続開始令状 (exploit introductif d'instance) の日付から少なくとも 2 カ月を経過した後にかぎり、無効を宣告しうる。

(b) 裁判所は無効を治癒するための期間を職権をもって定めることができる。

(c) 裁判所は無効を治癒するために総会を開くことが不可欠なときは、社員が決議を行なうに必要な期間を与えることができる。ただし、その場合には、この総会の正規の招集を証明することを要する。一定期間の満了時にいかなる決議もなされないときは、裁判所は当事者の請求にもとづき裁判する (法364条)。

無効訴訟は、瑕疵が治癒されたときは、もはや受理することができない。ただし、旧制度と異なり、無効原因の消滅は、決議の瑕疵にもとづいて生じた損害の回復を目的とする損害賠償請求権の行使を妨げない (法370条2項)。

なお、特殊な場合として、社員の意思表示の瑕疵または無能力にもとづく無効原因が補正されうるときは (たとえば、意思表示に瑕疵ある社員の合意)、法第365条は次の手続を定めている。

まず、第 1 段階として、すべての利害関係人は補正を行なうことができる者に対して、失権の制裁の下に、6 カ月の期間内に補正するか、無効を主張するかを催告することができる。この催告は会社に対しても通知しなければならない。第 2 段階として、補正のないときは、会社または株主は、無効訴訟の受訴裁判所に対して原告の利益を失わしめる処置、ことに持分 (株式) 買戻の処置を提示することができる。その場合、裁判所は、無効を判決するか、あるいは提示された処置を強制することができる。ただし、後の場合には、これらの処置が定款変更について定められた条件に従い、会社によって予め採択されていることを条件とする。この場合には、無効請求者の議決権は算入されない (法365条2項)。

(4) 無効判決 (a) 本法に定めのある場合 法第 173 条 1 項, 186 条 1 項, 198 条, 208 条, 222 条および 497 条に定めのある場合には、裁判官は不適法を確認したときは、瑕疵ある決議の無効を宣告しなければならない。この無効宣告義務は、前記条文の規定に違反する決議は無効とする「sont nullés」という表現にもとづく。これに対して、法第173条第2項および法第159条第2項に定める規定違反

株主総会

があるときは、総会決議を無効とするか否かは裁判官の自由裁量に委ねられている。

(b) 本法に定めのない場合 上記条文に定められた以外の場合には、本法は裁判官の権限を明らかにしていない。これは、原則として裁判官は、無効原因の存在を確認したときは決議を無効としなければならない意味と解する。しかし、判例はこの場合にも裁判官に裁量権を与える傾向にあることに注意しなければならない。旧会社法の下で、裁判所は、しばしば法規の不遵守が議案の可決に決定的な影響を与えないと思われる場合には、無効を宣告することを拒否している。絶対に必要な無効でないかぎり、これを回避することを主たる目的とする新会社法においては、今後も判例は同様な傾向を示すものと思われる。

(5) 無効判決の効果 無効が判決された決議は無かったことになり、いかなる効果も生じないものと考えなければならない。しかし、会社および社員は善意の第三者に対して無効を主張することができない（法369条）。ただし、意思表示の瑕疵または無能力にもとづく無効についてはこの限りでない。この場合には善意の第三者に対しても対抗しうる。しかし、それは無能力者（および法定代理人）または意思表示に瑕疵ある株主によってのみ主張しうる（法369条）。

法第174条〔議決権の数〕

第82条、第175条、第176条および第177条の規定の適用ある場合を除き、資本株式または享益株式に与えられる議決権は、その表章する資本の割合に比例し、かつ1株につき少なくとも1個の議決権あるものとする。これに反する条項は記載のないものとみなされる。

Loi Art. 174.—Sous réserve des dispositions des articles 82, 175, 176 et 177, le droit de vote attaché aux actions de capital ou de jouissance est proportionnel à la quotité de capital qu'elles représentent et chaque action donne droit à une voix au moins. Toute clause contraire est réputée non écrite.

〔解 説〕

1. 議決権数の原則 本条は、株主に与えられる議決権の数に関する原則規定である。すなわち、資本株式または享益株式に与えられる議決権は、その表章する資本の割合に比例し（これはその券面額に比例させても同一である）、かつ1株につき少なくとも1個の議決権が与えられる。「平等資本、平等議決権」(capital égal, vote égale) といわれるこの原則については、以下の考察を必要とする。

(1) この原則は、株式が資本株式か享益株式か、全額払込済か一部払込済かを問わず（ただし、払込催告のさいに定められた時期に払込がないために議決権の排除される場合を除く。法283条、令210条）、また株式の取得原因（引受けられたか、買入れられたかまたは相続によって帰属したか）を問わず、すべての株式に適用される。1935年11月13日法に表示されていた「引受られた」資本の割合に議決権を比例させる方式は、制限的であると判断され、株式が表章する資本の割合に比例させる方式に代えられたのである（J. O. Déb, A. N. 9 juin 1965, p. 1886）。

(2) 異なる券面額を有する株式が存在するときは、各種の株式に与えられる議決権の数は最小券面額を有する株式を基礎にして決定しなければならない。株式には少なくとも1議決権を与えなければならないからである。たとえば、50フランの券面額を有する株式と100フランの券面額を有する株式とが存するときは、前者には1議決権を、後者には2議決権を与える。

(3) 株式には少なくとも1議決権を与えるという原則は、小割株 (coupures d'actions) には適用されないものと解する (Lefebvre, p. 107)。小割株を有する者は、それが表章する株式の部分に相当する議決権の部分しか有しえない。たとえば、企業成長の成果への従業員の参加にもとづき（1967年8月17日第67—695号オールドナンス）、会社が1株によって表章される資本部分の10分の1に相当する小割株を発行したときは、各小割株には10分の1の議決権が与えられる。

(4) 取締役会または監事会の決議に適用される制度と異なり（法100条、139条参照）、総会の議長は、可否同数の場合には裁決権を有する旨を定款に定めることはできない。けだし、議長と同数の株式を有する他の株主のもつ議決権を超える数の議決権を議長に与える結果となるからである。

株主総会

2. 例外 以上の原則に対し、本条は創立総会および現物出資または特別利益を決議する特別総会においては、各社員の有しうる議決権の数を10株以下に制限できること（法82条）、一定の株式には2倍の議決権を与える旨を定款で定めることができること（法175条、176条）、総会における各株主の議決権数を定款によって制限できること（法177条）の3つの例外を明規している。

3. 本条の強行規定性 以上、明文の定めのある例外の場合を除き、本条は、株式が表章する資本の割合に議決権を比例させる規定、および各株式には少なくとも、議決権を与える規定に違反する定款の条項は記載なきものとみなしている。したがって、議決権の計算に関する本条の規定は強行規定の性格を有し、その不遵守は総会決議の無効原因となるものと解しうる。

法第175条〔2倍議決権の付与〕

①少なくとも2年前から引続き同一株主の名義で記名登録されていることが証明される全額払込済の株式に対しては、定款または設立後の特別総会により、その表章する資本の割合に比例して、その他の株式に与えられる議決権の2倍の議決権を付与することができる。

②前項に定める場合のほか、準備金、利益または発行超過額の組入れによる資本増加の場合には、2倍の議決権ある旧株式に比例して株主に無償交付される記名株式に対しても、その発行のときから2倍の議決権を付与することができる。

③第1項および第2項に定める議決権は、フランスの国籍を有する株主およびヨーロッパ経済共同体の加盟国に属する株主にかぎり、これを与えることができる。

Loi Art. 175.—Un droit de vote double de celui conféré aux autres actions, eu égard à la quotité de capital social qu'elles

représentent, peut être attribué, par les statuts ou une assemblée générale extraordinaire ultérieure, à toutes les actions entièrement libérées pour lesquelles il sera justifié d'une inscription nominative, depuis deux ans au moins, au nom du même actionnaire.

En outre, en cas d'augmentation du capital par incorporation de réserves, bénéfiques ou primes d'émission, le droit de vote double peut être conféré, dès leur émission, aux actions nominatives attribuées gratuitement à un actionnaire à raison d'actions anciennes pour lesquelles il bénéficie de ce droit.

Le droit de vote prévu aux alinéas 1^{er} et 2 ci-dessus peut être réservé aux actionnaires de nationalité française et à ceux ressortissant d'un État membre de la Communauté économique européenne.

〔解説〕

1. 序 説 本条は、会社に忠実な株主のために、一定の条件を充足した株式について一般の株式の2倍の議決権を付与するという、いわゆる2倍議決権(droit de vote double)の制度を規定している。この制度は1933年11月13日法(1条)によって、すでにみとめられていたものであるが、本条はこれに若干の修正を加えている。

2. 2倍議決権付与の条件 (1) 定款規定の必要 2倍議決権は定款の明文の規定にもとづかねばならない。この条項は、原始定款に記載されているか、特別総会の決議にもとづき会社の設立後に設けられたかを問わない。

(2) 2倍議決権を受益しうる株式 2倍議決権は、次の2つの条件を同時に充足する株式にかぎり付与することができる。すなわち、(a) 記名株式であること。(b) 全額払込済であることの2条件³⁾である。1933年11月13日法(1条2項)は、フランス国籍を有する株主にかぎり2倍議決権を付与することができるものとしていた。しかし、本条第3項は、2倍議決権はフランス国籍を有する株主およびヨーロッパ経済共同体の加盟国に属する株主にかぎりこれを与えることができるとし、

株主総会

フランス国籍を有する株主とヨーロッパ経済共同体の加盟国に属する株主とを同視していることが注目される。したがって、それ以外の外国人株主に対しては、2倍議決権を与えることができない。

(3) 期間の条件 旧規定(1933年11月13日法1条2項)によると、「最初より払込済の記名株式に対しては定款により、または2年以上同一株主の名義により記名登録あることを証明した払込済のすべての株式に対しては定款またはその後の特別総会により……2倍の議決権を与えることができる」と定められていたが、本条は前段を廃止し、最初から払込済の記名株式に対する2倍議決権の付与を定めることの可能性を否定した。したがって、新会社法の下では、2倍議決権を株式の発行後直ちに与えることはできない。ただし、準備金、利益または発行超過額の組入れによる資本増加の場合には、すでにこの特権を受けている旧株に比例して株主に無償交付される新株については、その発行後直ちに2倍議決権を与えることができる(2項)。

問題は、旧株を2年以下の期間保有している株主に無償交付された新株について、2年の期間の起算点をどこに求めるべきかである。この場合、新株を旧株と同一視し、新株は旧株と同一日に2倍議決権を受けることができるのか、それとも、新株は旧株とは別個に、資本増加の日から起算して2年の期間を必要とするのか。本条第2項の立法趣旨は、旧株が有していたと同一の特権を無償交付新株にも与えることを目的とするものと解されるので、新旧両株は同一の運命に従い、したがって、無償交付新株は旧株と同一日において2倍議決権が与えられるものと解すべきである(Lefebvre, p. 116)。

他方、2倍議決権が会社の設立後に設けられたときは、この処置は即時的な効果を有する。かくて、少なくとも2年前から記名登録を証明するすべての株主は、当該特別総会の会日から起算して2年の期間の満了をまつことなく、2倍議決権を定款に定めた特別総会の終了後直ちにこの権利を取得する。

3. 2倍議決権行使の様式 原則として、2倍議決権は、すべての総会において行使することができる。ただし、2倍議決権の行使を特別総会に限定するように、総会の種類によって制限することは、定款の規定をもってすれば可能である

と解される (Lefebvre, p. 110)。

法第 176 条〔2 倍議決権の消滅事由とその例外〕

①記名株式が無記名株式に転換され、または移転されたときは、第175条の適用により付与された2倍議決権は消滅する。ただし、相続、夫婦共有財産の清算または配偶者もしくは相続順位にある血族に対する生前贈与により移転する場合は、2倍議決権は消滅せず、かつ前条に定める期間を中断しない。

②吸収会社の定款が2倍議決権を定めているときは、会社が合併しても、吸収会社において2倍議決権を行使することを妨げない。

Loi Art. 176.—Toute action convertie au porteur ou transférée en propriété perd le droit de vote double attribué en application de l'article 175. Néanmoins, le transfert par suite de succession, de liquidation de communauté de biens entre époux, ou de donation entre vifs au profit d'un conjoint ou d'un parent au degré succésible, ne fait pas perdre le droit acquis et n'interrompt pas les délais prévus audit article.

La fusion de la société est sans effet sur le droit de vote double qui peut être exercé au sein de la société absorbante, si les statuts de celle-ci l'ont institué.

〔解説〕

1. 2倍議決権の消滅 本条第1項は、2倍議決権の消滅事由およびその例外を定めている。まず、記名株式が無記名株式に転換されたときは、2倍議決権は当然に消滅する。また、株式が移転されたときも同様である。ただし、この場合の移転 (transfert) は完全な権利 (en propriété) の移転を意味し、担保権また

株主総会

は用益権の設定による占有移転は2倍議決権を消滅せしめない。また、相続、夫婦共有財産の清算または配偶者もしくは相続順位にある血族に対する生前贈与（民法典755条参照）により移転する場合にも、2倍議決権は消滅せず、前条に定める2年の期間の中断を生ぜしめないとされている。

2. 合併の場合における特別措置 吸収会社の定款が2倍議決権を定めているときは、会社が合併しても、吸収会社において2倍の議決権を行使することができる（2項）。この規定は、2倍議決権をもつ株式を有する被吸収会社の株主が、その旧株券と引換えに交付される吸収会社の株式に付着する2倍議決権を行使するため、前記の2年の期間の経過を待つことを免れさせる目的のものである。したがって、利害関係人は、吸収会社において直ちにこの特権を行使することができる（Lefebvre, p. 110）。この規定は、吸収合併の場合にのみ適用されるものであって、新設合併の場合には適用されない。また、分割の場合にも適用することができない。

3. 2倍議決権の一般的廃止 2倍議決権は、その設定について専属権限を有する特別総会によって、これを一般的に廃止することができる。2倍議決権が特別総会の決議により付与された場合はもちろん、原始定款によって与えられた場合でも、この定款の変更権限は特別総会に属するからである。しかし、2倍議決権の廃止は、この特権を有する株主の種類株主総会による承認を条件としてのみ有効であるかどうかについて問題が存する。1933年11月13日法の下では、会社の設立のさいに全額払込済株式について定款により与えられた2倍議決権に関しては、この承認は必要であると考えられていた。なぜなら、これらの株主は特別種類の株式を有するからである。これに反して、2倍議決権が全額払込済でかつ2年以上前から記名式の下で保有されていた株式に付着しているときは、この承認は不要であると解されていた。なぜなら、この場合にはすべての株主は少なくとも2年以上前から記名登録していることを証明したときにかぎり、この特権を受けることができるからである。新社会法の下では、前述のように、前者の場合は削除され、後者の場合のみがみとめられているから、2倍議決権の一般的廃止について、当該権利を有する株主の種類株主総会による承認は必要ないものと解せられる。もっとも、この点に関する判例はないので、かかる問題の解決で十分かどうかは今後の問題として残され

よう。

法第 177 条〔議決権数の制限〕

定款は、各株主が総会において行使する議決権の数を制限することができる。ただし、株式の種類を問わず、すべての株式にこの制限を付さなければならない。

Loi Art. 177.—Les statuts peuvent limiter le nombre de voix dont chaque actionnaire dispose dans les assemblées, sous la condition que cette limitation soit imposée à toutes les actions sans distinction de catégorie.

〔解 説〕

1. 定款による議決権数の制限 1867年法(27条, 31条)および1933年11月13日法(1条4項)と同様に、本条は、各株主が総会において有する議決権の数を定款によって制限することができる旨をみとめている。かかる定款による議決権数制限の目的は、総会の民主的性格を強化し、大株主の総会における支配力を制限することにあるが、この種の条項については、以下の考察を必要とする。

(1) 本条の文言からは明白でないが、かかる条項は原始定款のみならず、特別総会によって決議しうる定款変更によっても設けることができるものと解する(Lefebvre, p. 108)。本条は、法第 175 条第 1 項と異なり、「定款は議決権の数を制限することができる」とのみ規定し、特別総会については何ら規定していない点から解釈すれば、かかる条項を設けることができるのは、原始定款のみに限るとも解しうるが、これは形式的解釈にすぎず、本条の立法趣旨を実質的に解釈すれば、定款変更が適法に決議されるかぎり、設立後においても、かかる条項を定款に設けることは可能と解すべきである。事実、パリ控訴院の判決は(arrêt du 23 février 1957, D. 1958, 135)、総会において各株主が有しうる議決権の数を30に制限する特

株 主 総 会

別総会の決議は有効であると判示している。

(2) 制限条項は、株主が有する議決権の最大数 (*nombre maximal de voix*) を定めなければならない。本条は、その数字をとくに定めていないので、定款は議決権数の最高限を自由に定めることができる。たとえば、議決権を一定数に制限することもできれば(10, 30, 100など)、株主に対して比例的に減少する議決権数を与えることもできる(たとえば、最初の10株については10議決権、以後11株から20株については1議決権追加、21株から50株についてはもう1議決権追加するというように)。また、株主は総会の全構成員に属する議決権数の一定割合(たとえば5パーセント)を超える議決権数をもって決議に参加することができない旨を定款に定めることもできる。

(3) 議決権数の制限は、すべての総会について定めることができる。本条は、特別の呼称なしに「総会」(*les assemblées*)と複数で定めているからである。しかし、各種の総会間で区別することは禁止されているとは思われないので、たとえば、議決権数の制限を通常総会または特別総会についてのみ定めたり、あるいは一定の目的について審議する一定の総会にのみ制限を設けることも可能であると考えられる。

(4) 本条の制限は、株式の種類を問わず、すべての株式に付きなければならない(本条後段)。この条文は、とくに他の株式に比べて利益を受ける優先株、特権株 (*actions privilégiées*) の存在を前提としたものと思われるが、これに限ることなく、異なる券面額を有する株式が発行されている場合にも適用されるものと解する(Lefebvre, p. 108)。

(5) 制限は「各株主」が有する議決権に関するものでなければならない。この点、定款による議決権数の制限を定める1933年11月13日法の下では、「総会の構成員」という表現が使われ、かかる制限は株主が自ら有する議決権にのみ関するものか、他の株主の代理人として有する議決権も含められるかについて議論がなされていた。たとえば、定款に定められた議決権数の最大限が20議決権であるとき、自ら50株を有し、かつ50株を有する他の株主を代理する株主は20議決権を有するののか、40議決権を有するののかの問題である。

ある説は、「総会の構成員」という表現から推論して、株主の議決権数が定款に

よって制限されている場合には、自己固有の株式に付着する議決権を含めて、株主たる代理人の議決権の総数は、定款により定められた制限数を超えることができないとして、前者の立場をとった。これに対し、1957年2月23日のパリ控訴院判決は(D. 1958, 135)、ある総会において、1人の株主が行使しうる議決権の最大数は、彼が自ら行使しうる議決権と彼が代理する株主の各々が行使しうる議決権の最大数の総数にひとしいと判示して、これと反対の解釈を示した。

本条は、後者の立場を採用したものと考えられる。なぜなら、この条文によると、定款により制限されうるのは「各株主」が行使しうる議決権の数であって、総会の各構成員ではないからである。事実、上院における報告において、ディリー(Daily)氏は、法案により支持されたのはパリ控訴院の解釈であることを肯定しているからである。したがって、たとえば、定款が特別総会において1人の株主が行使しうる議決権の数を15と制限しているとき、1人の株主が自ら50株を有し、A100株、B5株、C8株を有するABC3人の株主から委任状を受けていたとすれば、この総会において彼が行使しうる議決権数は、次のように計算される。すなわち、自身について15議決権、Aについて15議決権、Bについて5議決権、Cについて8議決権、総計43議決権となる。

(6) 総会における議決権数を制限する定款の条項は、これを公示しなければならない。けだし、法定公告掲載紙において会社の設立通知に記載すべき事項を列挙する命令第285条は、議決権行使の条件に関する事項を定めているからである。同様に、この制限が定款変更によって設けられたときは、定款の変更が公示され(令287条)、1967年3月23日命令第58条の規定に従って、商事裁判所の書記局に寄託されなければならない。

(7) 議決権数を制限する定款の規定を脱法するため、第三者または小株主に対してその株式の一部を委託する大株主は、本法第440条第2号の適用にもとづき、2年の禁錮または2,000フラン以上40,000フラン以下の罰金に処せられる。

2. 法定制限 公募会社の創立総会および現物出資または特別利益を審議決定する特別総会においては、各株主が有しうる議決権の数は10議決権に制限する(法82条1項、193条2項)。株主の代理人は同一の限度でその委任者の議決権を行

株主総会

使用する。たとえば、10株以上有する株主Aが、各々10株以上有する他の株主3人を代理するときは、Aは最大限40議決権（ 4×10 ）を行使することができる。この場合、かりに3人の中の1人が5株しか有していないとすれば、Aは総計35議決権以上行使することはできない。

可変資本投資会社（S. I. C. A. V）は、同一会社において議決権の20分の1以上を有することはできない（1964年4月30日第64—401号命令により改正された1945年11月2日のオルドナンス第15条の6第4項）。

令第146条〔総会の議長〕

①株主総会は、社長または監事会の議長、これらの者が欠席しているときは、定款に定められた者がこれを主宰する。前記の者が欠けているときは、総会が自ら議長を選任しなければならない。

②会計監査役、裁判所の指名した受任者または清算人が総会を招集する場合には、招集者または招集者の中の1人が総会を主宰する。

Déc. Art. 146.—Les assemblées d'actionnaires sont présidées par le président du conseil d'administration ou du conseil de surveillance, selon le cas, ou, en son absence, par la personne prévue par les statuts. A défaut, l'assemblée élit elle-même son président.

En cas de convocation par les commissaires aux comptes, par un mandataire de justice ou par les liquidateurs, l'assemblée est présidée par celui ou par l'un de ceux qui l'ont convoquée.

令第147条〔投票立会人および書記〕

①総会の投票立会人は、最多数の議決権を有し、かつその就任を受諾する総会の構成員2人をもってあてる。

②総会の事務局は、書記を指名しなければならない。定款に別段の定めのないかぎり、書記は株主以外の者から選任することができる。

Déc. Art. 147.—Sont scrutateurs de l'assemblée, les deux membres de ladite assemblée disposant du plus grand nombre de voix et acceptant cette fonction.

Le bureau de l'assemblée en désigne le secrétaire qui, sauf disposition contraire des statuts, peut être choisi en dehors des actionnaires.

〔解 説〕

1. 序 説 旧会社法の下では、総会の事務局の設置、構成、権限などについて特別の規定はなかったが、実際には、その設置は慣行とされ、また1937年8月31日命令により1867年法第28条に付加された第2項は「出席簿は……総会事務局がその正確なる旨を確認し」という表現を用いて、総会事務局の設置を暗に命令しているものと解せられていた。これに対し、新会社法においては、命令第146条および147条が明文の規定を設け、事務局の構成および役割を明確に定めている。

2. 事務局の構成 総会の事務局は、議長 (président)、2人の投票立会人 (scrutateurs) および1人の書記 (secrétaire) をもって構成される。

(1) 議長 総会が取締役会によって招集されるときは社長が、監事会によって招集されるときは、監事会の議長が原則として総会の議長となる。社長または監事会の議長が欠席のときは、定款において定めた者(たとえば、副社長、最古参の出席取締役など)が議長となる。社長または監事会の議長が不在で、かつ定款においてその補充が定められていないときは、総会が自ら議長を選任しなければならない(令146条1項)。この権限は、次の場合にも総会にみとめる必要がある。すなわち、(a) 総会の議長たる社長が解任されたとき (Cass. civ. 5 juillet 1893, D. 1894, 1. 41)。 (b) 総会の議長が議事日程を完了する前に勝手に閉会したとき (Trib. com. Seine, 29 mai 1896, J. Soc. 1896, 429; Trib. com. Seine, 30 juin 1920, J. Soc. 1920, 410; Trib. com. Seine, 16 juillet 1924, J. Soc. 1926, 112) である。

一定種類の株式を有する株主のみから構成される種類株主総会の議長について特別の規定はないが、本条第1項の一般的表現からみて、たとえ社長または監事会の議長が当該種類の株式を有しないときでも、これらの者が議長となるものと解す

株 主 総 会

ることができる。ただし、明確を期するためには、定款により種類株主総会の議長を予め定めておくことも可能である。たとえば、社長または監事会の議長が種類株主総会の構成員が有するのと同種の株式を有するときはその者が議長となる。さもないときは、社長または監事会の議長が指名した当該総会の構成員が議長となると定めておくことができる。

さいごに、会計監査役、裁判所の指名した受任者または清算人が総会を招集する場合には、招集者または招集者の中の1人が議長となる（令146条2項）。

(2) 投票立会人 旧慣行にならって総会の投票立会人は最多数の議決権を有し、かつその就任を受諾した総会の構成員2人をもって当てる（令147条1項）。この規定は次の考察を必要とする。

(a) 本条は「最多数の議決権」を条件としており、旧法の下で多くの会社が定款で定めていたような「最多数の株式」の保有を条件としていないことが注目される。したがって、投票立会人の選択には、2倍議決権が存するときはそれを、および総会構成員が自己の名で有する議決権のみならず、彼が代理する議決権の数をも考慮しなければならない。

(b) 株主の配偶者は、たとえ自身が株主でないときでも、投票立会人になることができる。ただし、その者は株主の代理人として総会の構成員になりうるからである。

(c) 法人は自然人と同一の資格で投票立会人に指名することができる。そのとき法人は総会におけるその代表者を通じて行動する。

(d) 投票立会人の職務を受諾した者にかぎり、投票立会人となる。予定された構成員がその就任を受諾しなかったときは、議決権数に従い、次位にある者に申出をなし、承諾あるまではそれを続けなければならない。なお、とくに明記されていないが、議長は投票立会人を兼任することができないものと解せられる(Vuiellerm et Hureau, p. 477)。

(3) 書記 総会の事務局は書記を指名しなければならない。定款に別段の定めのないかぎり、書記は株主以外の者からでも指名することができる（令147条2項）。書記は議長および投票立会人の職務を兼任することができない（Vuiellerm et Hureau, p. 477）。

et Bureau, p. 478)。

3. 事務局の役割 事務局は総会のよりよき運営と秩序を配慮し、審議および決定の証明を与えることを任務とする。それは事務局が出席簿の正確であることを証明すること（令145条3項）、および議事録に署名すること（令149条1項）にあらわれている。

事務局の最初の任務は出席簿またはそれに添付された委任状によって、法定の定足数に達しているかどうかを確認することである。定足数に達しない場合には、総会は適法に決議することができないから、改めて後日に総会の招集がなされなければならない。定足数の不足は、事務局の構成員によって署名される記録に記載されなければならない（令150条）。

必要な定足数に達したことが確認された場合には、審議が開始される。総会の議長は会議を統率し、総会の秩序を維持し、議事日程に定められた議案を総会に付し、株主に発言させる。ときには、提案された修正案を採り上げて議決させることができる。

総会の事務局は、討議中に生じた争いを解決する。事務局の決定に株主が異議を申立てたときは、総会が確定する。事務局は総会の秩序を維持しなければならない。たとえば、事務局は株主に退場を命ずることができる。退場させられた株主の議決権は定足数および多数決の計算において控除される。総会の秩序を維持するために、事務局は公権力を要請することができる。退場を命ぜられた株主は、事務局の決定が総会の決議に従うべき旨を要求することができる。

事務局は、また、票決を監視することができる。この職務を担当するのが投票立会人である。本法第 448 条は、総会にさいして議決権に関する諸規定を遵守しなかった議長および事務局構成員に対し 2,000 フラン以上10,000 フラン以下の罰金に処する旨を定めている。

令第 149 条〔議事録の作成〕

①総会の議事録には、開催の日時および場所、招集の方法、議事日程、事務局の構成、議決に加わった株式の数および充足した定足数、総会に提出された書類

株主総会

および報告書、議事の要領、議案および決議の結果を記載しなければならない。

②議事録は、第85条および第109条に定める条件に従い、本店に備置される特別簿をもって作成しなければならない。

Déc. Art. 149.—Le procès-verbal des délibérations de l'assemblée indique la date et le lieu de réunion, le mode de convocation, l'ordre du jour, la composition du bureau, le nombre d'actions participant au vote et le quorum atteint, les documents et rapports soumis à l'assemblée, un résumé des débats, le texte des résolutions mises aux voix et le résultat des votes. Il est signé par les membres du bureau.

Les procès-verbaux sont établis sur un registre spécial tenu au siège social, dans les conditions prévues aux articles 85 et 109.

令第150条〔不適法な総会とその記録〕

必要な定足数を欠くために、総会が適法に決議できないときでも、この総会の事務局はその旨の記録を作成しなければならない。

Déc. Art. 150.—Si, à défaut du quorum requis, une assemblée ne peut délibérer régulièrement, il en est dressé procès-verbal par le bureau de ladite assemblée.

令第151条〔議事録の謄本・抄本〕

①株主総会の議事録の謄本または抄本には、社長もしくは副社長の役職をつとめる取締役、または監事会の議長もしくは副議長、または董事会の構成員が証明を付さなければならない。総会の書記もまたこれを証明することができる。

②会社の清算の場合には、議事録の謄本または抄本は、清算人にかぎり証明することができる。

Déc. Art. 151.—Les copies ou extraits de procès-verbaux des assemblées

d'actionnaires sont valablement certifiés, soit par le président du conseil d'administration ou par un administrateur exerçant les fonctions de directeur général, soit, le cas échéant, par le président ou le vice-président du conseil de surveillance ou par un membre du directoire. Ils peuvent également être certifiés par le secrétaire de l'assemblée.

En cas de liquidation de la société, ils sont valablement certifiés par un seul liquidateur.

〔解 説〕

1. **議事録の作成義務** 各総会後には、議事録を作成しなければならない。この議事録の作成義務は、株主に議事録の閲覧権をみとめる本法第 170 条の規定から間接的に生ずる。この点は 1867 年法（35 条）と同様であるが、旧会社法が議事録の作成方式、記載事項およびその作成条件について明文の規定を設けていなかったのに対し、1967 年 3 月 23 日の命令は、これら種々の事項について詳細な規定を設けている。なお、注目すべきは、必要な定足数を欠くことにより、総会が適法に決議できないときでも、事務局は議事録を作成する義務のあることである（令 150 条）。

2. **議事録の様式** 命令第 149 条第 2 項は、議事録の様式について本命令第 85 条および第 109 条を準用しているので、これらの規定の定める条件に従って議事録は作成しなければならない。すなわち、議事録は商事裁判所の裁判員、第 1 審裁判所の裁判官、市町村長または助役が、通常形式に従いかつ無料で、番号を付したうえ署名し、かつ花押を書いた本店備置きの特別帳簿をもって作成しなければならない（令 85 条 1 項、109 条 1 項）。ただし、会社の便宜を考慮して、この議事録はルーズリーフ式帳簿をもって作成することも可能である（令 85 条 2 項、109 条 2 項）。

このルーズリーフには通し番号を付し、帳簿と同じ条件に従って署名・花押し、かつ花押しした者の職印が押されなければならない。そのほか、一葉に記載がなされないときは、余白があっても、これを前葉に接続して編綴しておかなければならない。紙葉の付加、除去、取替え、または差し替えはすべて禁止される。ルーズリーフの保存については特別規定はないが、ルーズリーフは環によりあるいは編針によ

株主総会

って帳簿に編綴あるいは挿入し、帳簿に綴じ込みあるいはのりづけすることができる。この場合には、署名・花押しなければならないのはルーズリーフ自体にあって帳簿ではない。かくて、旧制度の下で行なわれていたような、整理番号も花押もないルーズリーフで議事録を作成し、その後、整理番号と花押を付した帳簿にそれを密着させることはできない (Lefebvre, . 126)。

3. 議事録の内容 議事録には次の事項を記載しなければならない (令149条1項)。すなわち、

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 招集方法
- (3) 議事日程
- (4) 事務局の構成
- (5) 決議に参加した株式の数および充足した定足数
- (6) 総会に提出された書類および報告書。

議事録には、これらの書類および報告書、たとえば、取締役会および会計監査役の報告書、貸借対照表、当期純損益計算書、損益計算書などを列挙すれば足りる。かかる書類および報告書の内容を再記することは必要でない。

- (7) 議事の要領
- (8) 議案、これは単に最終的に採択された議案だけでなく、否決された議案も記載しなければならない。
- (9) 決議の結果

そのほか、株主は議事録に自己の意見の記載を要求することができる。

4. 議事録の署名 以上のようにして作成される議事録には、総会の事務局構成員の署名を必要とする (令149条1項)。これは単に総会の議長によるだけではないことを明白にしたものである。この署名は総会の終了時に行なうことは命ぜられていないが、できるだけ早く行なうことが望ましい。事務局構成員の署名のない議事録は不存在とみなされる (Lefebvre, p. 142)。

5. 議事録の謄本および抄本 総会の議事録の謄本または抄本には、社長または副社長の職務を行なう取締役、新型の株式会社においては監事会の議長また

は副議長もしくは董事会の構成員，会社の清算の場合には清算人にかぎり，それが有効なることを証明することができる。総会の書記もまたこれを証明することができる（令151条）。

6. 議事録の証拠価値 議事録は，反証のないかぎり総会の議事を証明する（Cass. req. 28 février 1888, D. 1888, 1. 427）。したがって，利害関係人は何らかの方法によって，そこに記載された事項が正確でないことを証明することにより，議事録の記載事項について異議を申立てることができる。

7. 刑事制裁 故意に事務局の構成員により署名され，特別の帳簿として本店に保存されかつ開催の日時および場所，招集方法，事務局の構成などを記載する議事録により，すべての株主総会の決議の確認を行なわない社長および取締役（董事会および監事会構成員）は 2,000 フラン以上，10,000フラン以下の罰金に処する（法 447 条 3 号）。

《福井 守・荒木正孝》